

## 衆院「1票の格差」4小選挙区で2倍超 10増10減の新区割りでも

2023/7/26付 | 日本経済新聞 朝刊

総務省が26日付で発表した2023年1月1日時点の住民基本台帳人口に基づき、日本経済新聞社は衆院小選挙区の「1票の格差」を試算した。格差が2倍以上になる小選挙区は4つあった。

衆院小選挙区の1票の格差		
	福岡5区	2.054
人口が多い区	京都6区	2.022
	福岡3区	2.016
	茨城6区	2.006
人口少ない区	鳥取1区	1.000
	鳥取2区	1.018
	京都5区	1.019
	茨城5区	1.020

(注) 人口最少の鳥取1区を1とした場合の格差。単位は倍。23年1月時点

人口が最も少ない鳥取1区を1とし、ほかの小選挙区の人口が何倍となるか算出した。格差が最も大きかったのは福岡5区の2.054倍だった。京都6区の2.022倍、福岡3区の2.016倍、茨城6区の2.006倍が続いた。

22年12月に衆院小選挙区の「10増10減」や区割りを改定した改正公職選挙法が施行された。新たな区割りで格差は最大1.999倍に縮小する見通しだった。

1票の格差を巡っては法の下の平等を定めた憲法に違反すると争われてきた。裁判所による違憲判断の明確な基準はないが衆院小選挙区の場合は2倍が目安とされる。

参院選挙区では議員1人あたりの人口がもっとも少ない福井とほかの選挙区の人口を比較した。神奈川で3.015倍、宮城で3.002倍とそれぞれ3倍を超えた。

JUST IN 松山市内10地区の10万161世帯に緊急安全確保 洪水のおそれ

ニュースを検索

検索



## 衆議院選挙「一票の格差」8選挙区で2倍以上に NHK試算

2024年7月24日 19時42分

ことし1月1日現在の住民基本台帳をもとにした日本の総人口は1億2488万人余りで、去年よりおよそ53万人減りました。

衆議院選挙の「1票の格差」をことし1月1日現在の住民基本台帳をもとにNHKが試算しましたところ、次回の衆議院選挙で適用される新たな区割りで、全国で8つの選挙区で2倍以上となりました。

いわゆる「1票の格差」を是正するため、衆議院の小選挙区の数を「10増10減」する改正公職選挙法がおととし施行され、次回の衆議院選挙は新たな区割りで実施されます。

NHKは、総務省が発表した、ことし1月1日現在の住民基本台帳をもとに、新しい区割りでの衆議院の小選挙区ごとの人口を試算しました。

それによりますと、全国289の小選挙区で、

▽人口が最も多いのは「福岡5区」の55万117人

▽最も少ないのは「鳥取1区」の26万4536人でした。

この結果、いわゆる「1票の格差」は、最大で2.08倍となりました。

去年の最大の格差と比べて、0.026ポイント拡大しました。

このほか、

▽「福岡3区」は2.048倍

▽「茨城6区」と「京都6区」は2.038倍

天気予報・防災情報



詳細を見る

最新・注目の動画



動画一覧を見る

ソーシャルランキング

この2時間のSNS投稿が多い記事です



1 介護事業者の倒産が過去最多に

2 松山市付近で記録的な大雨 安全の確保を

3 東京 葛飾 70代男性 粘着テープで縛られる けがも 1人を確保

4 東海道・山陽新幹線 東京一博多 全線で運転再開 列車に遅れ

5 在留資格ない外国人の子ども 行動制限を緩和 出入国在留管理庁

ソーシャルランキング一覧を見る

アクセスランキング

この24時間に多く読まれている記事です

- ▽ 「福岡2区」は2.023倍
  - ▽ 「北海道2区」は2.01倍
  - ▽ 「宮城2区」が2.002倍
  - ▽ 「愛知12区」が2倍と
- 全国の8つの選挙区で2倍以上となりました。

去年の同じ時期の試算と比べて4選挙区増えました。

また、参議院の45の選挙区では、

- ▽ 議員1人当たりの人口が最も多いのは「神奈川選挙区」の111万8566人
- ▽ 最も少ないのは「福井選挙区」の36万7809人で、  
「1票の格差」は最大で3.041倍となり、1年前に比べて0.026ポイント拡大しました。

[政治ニュース一覧へ戻る](#)

シェアする 



1 九州北部 中国 四国で大雨 土砂災害に厳重警戒 前線は東に移動

2 三笠宮家の彬子さま プリンセスの素顔

3 九州北部で激しい雨 西・東日本で大雨のおそれ 警戒必要

4 東海道・山陽新幹線 東京→博多全線で運転再開 列車に遅れ

5 三井住友信託銀行 社員がインサイダー取引疑い 社長が陳謝

[アクセスランキング一覧を見る](#)

## 新着ニュース

長崎県内に出ていた避難指示 すべて解除 13時41分

松山市内10地区の10万161世帯に緊急安全確保 洪水のおそれ 13時37分

京都 福知山 牧川が氾濫危険水位を超える 13時32分

日本シリーズ第6戦は雨のため中止 あす3日に順延 13時19分

[新着ニュース一覧を見る](#)

## 地域発ニュース

### 首都圏のニュース

首都圏

東京 葛飾区 70代男性 粘着テープで縛られる 1人を確保 12時38分

関東甲信 2日夜遅くにかけ 局地的に非常に激しい雨のおそれ

 11時31分

埼玉と山梨でひき逃げか それぞれ女性と男性が死亡

 11時14分

[地域ニュース一覧を見る](#)

# 衆議院小選挙区選出議員の 選挙区の改定案についての勧告

令和4年6月16日

衆議院議員選挙区画定審議会

令和4年6月16日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

衆議院議員選挙区画定審議会会長 川 人 貞 史

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案について、別紙のとおり勧告する。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の  
改定案についての勧告

衆議院議員選挙区画定審議会

本審議会は、令和2年国勢調査の結果による人口が令和3年6月25日に公示されて以来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条及び第4条第1項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を進めてきた。

その結果、次のとおり選挙区の改定案を作成したので、ここに勧告する。

## 北海道

第三区、第四区及び第五区の区域に次の三選挙区を設ける。

### 第三区

札幌市

白石区

菊水一条一丁目、菊水一条二丁目、菊水一条三丁目、菊水一条四丁目、菊水二条一丁目、菊水二条二丁目、菊水二条三丁目、菊水三条一丁目、菊水三条二丁目、菊水三条三丁目、菊水三条四丁目、菊水三条五丁目、菊水四条一丁目、菊水四条二丁目、菊水四条三丁目、菊水五条一丁目、菊水五条二丁目、菊水五条三丁目、菊水六条一丁目、菊水六条二丁目、菊水六条三丁目、菊水六条四丁目、菊水七条一丁目、菊水七条二丁目、菊水七条三丁目、菊水七条四丁目、菊水八条一丁目、菊水八条二丁目、菊水八条三丁目、菊水八条四丁目、菊水九条一丁目、菊水九条二丁目、菊水九条三丁目、菊水九条四丁目、菊水上町一条一丁目、菊水上町一条二丁目、菊水上町一条三丁目、菊水上町一条四丁目、菊水上町二条一丁目、菊水上町二条二丁目、菊水上町二条三丁目、菊水上町二条四丁目、菊水上町三条一丁目、菊水上町三条二丁目、菊水上町三条三丁目、菊水上町三条四丁目、菊水上町四条一丁目、菊水上町四条

二丁目、菊水上町四条三丁目、菊水上町四条四丁目、菊水上町、菊水元町一条一丁目、菊水元町一条二丁目、菊水元町一条三丁目、菊水元町一条四丁目、菊水元町一条五丁目、菊水元町二条一丁目、菊水元町二条二丁目、菊水元町二条三丁目、菊水元町二条四丁目、菊水元町二条五丁目、菊水元町三条一丁目、菊水元町三条二丁目、菊水元町三条三丁目、菊水元町三条四丁目、菊水元町三条五丁目、菊水元町四条一丁目、菊水元町四条二丁目、菊水元町四条三丁目、菊水元町五条一丁目、菊水元町五条二丁目、菊水元町五条三丁目、菊水元町六条一丁目、菊水元町六条二丁目、菊水元町六条三丁目、菊水元町六条四丁目、菊水元町七条一丁目、菊水元町七条二丁目、菊水元町七条三丁目、菊水元町七条四丁目、菊水元町八条一丁目、菊水元町八条二丁目、菊水元町八条三丁目、菊水元町九条一丁目、菊水元町九条二丁目、菊水元町十条一丁目、菊水元町、米里一条一丁目、米里一条二丁目、米里一条三丁目、米里一条四丁目、米里二条一丁目、米里二条二丁目、米里二条三丁目、米里二条四丁目、米里三条一丁目、米里三条二丁目、米里三条三丁目、米里四条一丁目、米

里四条二丁目、米里四条三  
丁目、米里五条一丁目、米  
里五条二丁目、米里五条三  
丁目、米里、東米里、東札  
幌一条一丁目、東札幌一条  
二丁目、東札幌一条三丁目、  
東札幌一条四丁目、東札幌  
一条五丁目、東札幌一条六  
丁目、東札幌二条一丁目、  
東札幌二条二丁目、東札幌  
二条三丁目、東札幌二条四  
丁目、東札幌二条五丁目、  
東札幌二条六丁目、東札幌  
三条一丁目、東札幌三条二  
丁目、東札幌三条三丁目、  
東札幌三条四丁目、東札幌  
三条五丁目、東札幌三条六  
丁目、東札幌四条一丁目、  
東札幌四条二丁目、東札幌  
四条三丁目、東札幌四条四  
丁目、東札幌四条五丁目、  
東札幌四条六丁目、東札幌  
五条一丁目、東札幌五条二  
丁目、東札幌五条三丁目、  
東札幌五条四丁目、東札幌  
五条五丁目、東札幌五条六  
丁目、東札幌六条一丁目、  
東札幌六条二丁目、東札幌  
六条三丁目、東札幌六条四  
丁目、東札幌六条五丁目、  
東札幌六条六丁目、中央一  
条一丁目、中央一条二丁目、  
中央一条三丁目、中央一条  
四丁目、中央一条五丁目、  
中央一条六丁目、中央一条  
七丁目、中央二条一丁目、  
中央二条二丁目、中央二条  
三丁目、中央二条四丁目、  
中央二条五丁目、中央二条  
六丁目、中央二条七丁目、

中央三条一丁目、中央三条  
二丁目、中央三条三丁目、  
中央三条四丁目、中央三条  
五丁目、中央三条六丁目、  
本通一丁目南、本通二丁目  
南、本通三丁目南、本通四  
丁目南、本通五丁目南、本  
通六丁目南、本通七丁目南、  
本通八丁目南、本通九丁目  
南、本通十丁目南、本通十  
一丁目南、本通十二丁目南、  
本通十三丁目南、本通十四  
丁目南、本通十五丁目南、  
本通十六丁目南、本通十七  
丁目南、本通十八丁目南、  
本通十九丁目南、本通二十  
丁目南、本通二十一丁目南、  
本通一丁目北、本通二丁目  
北、本通三丁目北、本通四  
丁目北、本通五丁目北、本  
通六丁目北、本通七丁目北、  
本通八丁目北、本通九丁目  
北、本通十丁目北、本通十  
一丁目北、本通十二丁目北、  
本通十三丁目北、本通十四  
丁目北、本通十五丁目北、  
本通十六丁目北、本通十七  
丁目北、本通十八丁目北、  
本通十九丁目北、本通二十  
丁目北、本通二十一丁目北、  
平和通一丁目南、平和通二  
丁目南、平和通三丁目南、  
平和通四丁目南、平和通五  
丁目南、平和通六丁目南、  
平和通七丁目南、平和通八  
丁目南、平和通九丁目南、  
平和通十丁目南、平和通十  
一丁目南、平和通十二丁目  
南、平和通十三丁目南、平  
和通十四丁目南、平和通十

五丁目南、平和通十六丁目南、平和通十七丁目南、平和通一丁目北、平和通二丁目北、平和通三丁目北、平和通四丁目北、平和通五丁目北、平和通六丁目北、平和通七丁目北、平和通八丁目北、平和通九丁目北、平和通十丁目北、平和通十一丁目北、平和通十二丁目北、平和通十三丁目北、平和通十四丁目北、平和通十五丁目北、平和通十六丁目北、平和通十七丁目北、本郷通一丁目北、本郷通二丁目北、本郷通三丁目北、本郷通四丁目北、本郷通五丁目北、本郷通六丁目北、本郷通七丁目北、本郷通八丁目北、本郷通九丁目北、本郷通十丁目北、本郷通十一丁目北、本郷通十二丁目北、本郷通十三丁目北、本郷通一丁目南、本郷通二丁目南、本郷通三丁目南、本郷通四丁目南、本郷通五丁目南、本郷通六丁目南、本郷通七丁目南、本郷通八丁目南、本郷通九丁目南、本郷通十丁目南、本郷通十一丁目南、本郷通十二丁目南、本郷通十三丁目南、北郷一条一丁目、北郷一条二丁目、北郷一条三丁目、北郷一条四丁目、北郷一条五丁目、北郷一条六丁目、北郷一条七丁目、北郷一条八丁目、北郷一条九丁目、北郷一条十丁目、北郷二条一丁目、北郷二条二丁目、北郷二条三丁目、

北郷二条四丁目、北郷二条五丁目、北郷二条六丁目、北郷二条七丁目、北郷二条八丁目、北郷二条九丁目、北郷二条十丁目、北郷三条一丁目、北郷三条二丁目、北郷三条三丁目、北郷三条四丁目、北郷三条五丁目、北郷三条六丁目、北郷三条七丁目、北郷三条八丁目、北郷三条九丁目、北郷三条十丁目、北郷四条一丁目、北郷四条二丁目、北郷四条三丁目、北郷四条四丁目、北郷四条五丁目、北郷四条六丁目、北郷四条七丁目、北郷四条八丁目、北郷四条九丁目、北郷四条十丁目、北郷五条三丁目、北郷五条四丁目、北郷五条五丁目、北郷五条六丁目、北郷五条七丁目、北郷五条八丁目、北郷五条九丁目、北郷五条十丁目、北郷六条三丁目、北郷六条四丁目、北郷六条七丁目、北郷六条八丁目、北郷六条九丁目、北郷六条十丁目、北郷七条三丁目、北郷七条四丁目、北郷七条七丁目、北郷七条八丁目、北郷七条九丁目、北郷七条十丁目、北郷八条三丁目、北郷八条四丁目、北郷八条七丁目、北郷八条八丁目、北郷八条九丁目、北郷八条十丁目、北郷九条三丁目、北郷九条七丁目、北郷九条八丁目、北郷九条九丁目、北郷、南郷通一丁目北、南郷通二丁目北、南郷通三丁

目北、南郷通四丁目北、南郷通五丁目北、南郷通六丁目北、南郷通七丁目北、南郷通八丁目北、南郷通九丁目北、南郷通十丁目北、南郷通十一丁目北、南郷通十二丁目北、南郷通十四丁目北、南郷通十五丁目北、南郷通十六丁目北、南郷通十七丁目北、南郷通十八丁目北、南郷通十九丁目北、南郷通二十丁目北、南郷通一丁目南、南郷通二丁目南、南郷通三丁目南、南郷通四丁目南、南郷通五丁目南、南郷通六丁目南、南郷通七丁目南、南郷通八丁目南、南郷通九丁目南、南郷通十丁目南、南郷通十一丁目南、南郷通十二丁目南、南郷通十三丁目南、南郷通十四丁目南、南郷通十五丁目南、南郷通十六丁目南、南郷通十七丁目南、南郷通十八丁目南、南郷通十九丁目南、南郷通二十丁目南、南郷通二十一丁目南、栄通一丁目、栄通二丁目、栄通三丁目、栄通四丁目、栄通五丁目、栄通六丁目、栄通七丁目、栄通八丁目、栄通九丁目、栄通十丁目、栄通十一丁目、栄通十二丁目、栄通十三丁目、栄通十四丁目、栄通十五丁目、栄通十六丁目、栄通十七丁目、栄通十八丁目、栄通十九丁目、栄通二十丁目、栄通二十一丁目、流通センター一丁目、流通センター二丁目、流通センター

三丁目、流通センター四丁目、流通センター五丁目、流通センター六丁目、流通センター七丁目、川北四条一丁目、川北四条二丁目(二番に限る。)、川北五条一丁目、川北  
豊平区  
清田区  
第四区  
札幌市  
西区  
第一区に属しない区域  
(八軒一条東一丁目、八軒一条東二丁目、八軒一条東三丁目、八軒一条東四丁目、八軒一条東五丁目、八軒二条東一丁目、八軒二条東二丁目、八軒二条東三丁目、八軒二条東四丁目、八軒二条東五丁目、八軒三条東一丁目、八軒三条東二丁目、八軒三条東三丁目、八軒三条東四丁目、八軒三条東五丁目、八軒四条東一丁目、八軒四条東二丁目、八軒四条東三丁目、八軒四条東四丁目、八軒四条東五丁目、八軒五条東一丁目、八軒五条東二丁目、八軒五条東三丁目、八軒五条東四丁目、八軒五条東五丁目、八軒六条東一丁目、八軒六条東二丁目、八軒六条東三丁目、八軒六条東四丁目、八軒六条東五丁目、八軒七条東一丁目、八軒七条東二丁目、八軒七条東三丁目、八軒七条東四丁目、八軒七条東五丁目、八軒八条東一丁目、

八軒八条東二丁目、八軒八条東三丁目、八軒八条東四丁目、八軒八条東五丁目、八軒九条東一丁目、八軒九条東二丁目、八軒九条東三丁目、八軒九条東四丁目、八軒九条東五丁目、八軒十条東一丁目、八軒十条東二丁目、八軒十条東三丁目、八軒十条東四丁目、八軒十条東五丁目、八軒一条西一丁目、八軒一条西二丁目、八軒一条西三丁目、八軒一条西四丁目、八軒二条西一丁目、八軒二条西二丁目、八軒二条西三丁目、八軒二条西四丁目、八軒三条西一丁目、八軒三条西二丁目、八軒三条西三丁目、八軒三条西四丁目、八軒三条西五丁目、八軒四条西一丁目、八軒四条西二丁目、八軒四条西三丁目、八軒四条西四丁目、八軒四条西五丁目、八軒四条西六丁目、八軒五条西一丁目、八軒五条西二丁目、八軒五条西三丁目、八軒五条西四丁目、八軒五条西五丁目、八軒五条西六丁目、八軒五条西八丁目、八軒五条西九丁目、八軒五条西十丁目、八軒五条西十一丁目、八軒六条西一丁目、八軒六条西二丁目、八軒六条西三丁目、八軒六条西四丁目、八軒六条西五丁目、八軒六条西六丁目、八軒六条西七丁目、八軒六条西八丁目、八軒六条西九丁目、八軒六条西十丁目、八軒六

条西十一丁目、八軒七条西一丁目、八軒七条西二丁目、八軒七条西三丁目、八軒七条西四丁目、八軒七条西五丁目、八軒七条西六丁目、八軒七条西七丁目、八軒七条西八丁目、八軒七条西九丁目、八軒七条西十丁目、八軒七条西十一丁目、八軒八条西一丁目、八軒八条西二丁目、八軒八条西三丁目、八軒八条西四丁目、八軒八条西五丁目、八軒八条西六丁目、八軒八条西七丁目、八軒八条西八丁目、八軒八条西九丁目、八軒八条西十丁目、八軒九条西一丁目、八軒九条西二丁目、八軒九条西三丁目、八軒九条西四丁目、八軒九条西五丁目、八軒九条西六丁目、八軒九条西七丁目、八軒九条西九丁目、八軒九条西十丁目、八軒九条西十一丁目、八軒十条西一丁目、八軒十条西二丁目、八軒十条西三丁目、八軒十条西四丁目、八軒十条西五丁目、八軒十条西六丁目、八軒十条西九丁目、八軒十条西十丁目、八軒十条西十一丁目、八軒十条西十二丁目、八軒十条西十三丁目、発寒一条二丁目、発寒一条三丁目、発寒一条四丁目、発寒二条一丁目、発寒二条二丁目、発寒二条三丁目、発寒二条四丁目、発寒二条五丁目、発寒三条一丁目、発寒三条二丁目、発寒三条三丁目、発寒三条四



十六条十四丁目、発寒十七条三丁目、発寒十七条四丁目、発寒十七条十三丁目、発寒十七条十四丁目)

手稲区  
小樽市  
石狩市  
北海道後志総合振興局管内  
第五区  
札幌市  
白石区  
第三区に属しない区域  
厚別区  
江別市  
千歳市  
恵庭市  
北広島市  
北海道石狩振興局管内

### 宮城県

1 第一区及び第三区の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区  
仙台市  
青葉区  
太白区  
第三区  
白石市  
名取市  
角田市  
岩沼市  
刈田郡  
柴田郡  
伊具郡  
亘理郡

2 第四区、第五区及び第六区の区域に次の二選挙区を設ける。

第四区  
石巻市  
塩竈市

多賀城市  
東松島市  
富谷市  
富城郡  
黒川郡  
牡鹿郡  
第五区  
気仙沼市  
登米市  
栗原市  
大崎市  
加美郡  
遠田郡  
本吉郡

### 福島県

福島県の区域に次の四選挙区を設ける。

第一区  
福島市  
二本松市  
伊達市  
本宮市  
伊達郡  
安達郡  
第二区  
郡山市  
須賀川市  
田村市  
岩瀬郡  
石川郡  
田村郡

第三区  
会津若松市  
白河市  
喜多方市  
南会津郡  
耶麻郡  
河沼郡  
大沼郡

西白河郡  
東白川郡  
第四区  
いわき市  
相馬市  
南相馬市  
双葉郡  
相馬郡

茨城县  
第一区、第二区、第四区、第六区  
及び第七区の区域に次の五選挙区を設ける。

第一区  
水戸市  
笠间市  
筑西市  
桜川市  
東茨城郡  
城里町  
第二区  
鹿嶋市  
潮来市  
神栖市  
行方市  
鉾田市  
小美玉市  
東茨城郡  
茨城町  
大洗町  
第四区  
常陸太田市  
ひたちなか市  
常陸大宫市  
那珂市  
久慈郡  
第六区  
土浦市  
石岡市  
つくば市

かすみがうら市  
つくばみらい市  
第七区  
古河市  
結城市  
下妻市  
常总市  
坂东市  
结城市  
猿岛郡

栃木県  
第一区、第二区、第四区及び第五区の区域に次の四選挙区を設ける。

第一区  
宇都宮市  
本庁管内  
宇都宮市平石地区市民センター  
一管内  
宇都宮市清原地区市民センター  
一管内  
宇都宮市横川地区市民センター  
一管内  
宇都宮市瑞穂野地区市民センタ  
一管内  
宇都宮市城山地区市民センター  
一管内  
宇都宮市国本地区市民センター  
一管内  
宇都宮市富屋地区市民センター  
一管内  
宇都宮市豊郷地区市民センター  
一管内  
宇都宮市篠井地区市民センター  
一管内  
宇都宮市姿川地区市民センター  
一管内  
宇都宮市雀宮地区市民センター  
一管内  
宇都宮市役所宝木出張所管内

宇都宮市役所陽南出張所管内	高崎市箕郷支所管内
河 内 郡	高崎市群馬支所管内
第 二 区	高崎市榛名支所管内)
宇都宮 市	渋 川 市
第一区に属しない区域	富 岡 市
鹿 沼 市	安 中 市
日 光 市	北 群 馬 郡
さ く ら 市	甘 楽 郡
塩 谷 郡	吾 妻 郡
第 四 区	埼 玉 県
小 山 市	1 第一区、第二区、第三区、第五区、第六区、第十一区、第十二区、第十三区、第十四区及び第十五区の区域に次の十一選挙区を設ける。
真 岡 市	第一 区
下 野 市	さいたま市
芳 賀 郡	見 沼 区
下 都 賀 郡	浦 和 区
第 五 区	緑 区
足 利 市	第 二 区
栃 木 市	川 口 市
佐 野 市	本 庁 管 内
群 馬 県	新郷支所管内
第一区、第二区、第三区及び第五区の区域に次の四選挙区を設ける。	神根支所管内
第 一 区	大字安行領根岸（二百九十三番地から六百七十六番地まで、七百十一番地及び七百十二番地に限る。）、大字安行領在家（百十三番地から百十六番地まで及び二百二十六番地から二百八十二番地までに限る。）、在家町、大字木曾呂（千三百十三番地、千三百三十六番地、千三百四十一番地、千三百六十五番地、千三百六十九番地から千三百七十二番地まで、千三百九十二番地から千三百九十九番地まで、
前 橋 市	
沼 田 市	
利 根 郡	
第 二 区	
桐 生 市	
伊 勢 崎 市	
み ど り 市	
佐 波 郡	
第 三 区	
太 田 市	
館 林 市	
邑 樂 郡	
第 五 区	
高 崎 市	
第四区に属しない区域	
(高崎市倉渕支所管内)	

千四百九番地、千四百十九番地から千四百二十七番地まで、千四百五十番地、千四百五十九番地から千四百六十二番地まで、千四百六十七番地、千四百六十八番地、千四百七十三番地、千四百七十七番地から千四百七十九番地まで、千四百八十六番地から千四百八十八番地まで、千四百九十二番地から千五百二十四番地まで及び千五百二十八番地から千五百六十番地までに限る。）、柳崎一丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園町、柳根町、本前川三丁目芝支所管内

安行支所管内（大字安行慈林（六百十四番地から六百二十九番地までに限る。）に属する区域を除く。）

鳩ヶ谷支所管内

### 第三区

川口市

第二区に属しない区域

越谷市

### 第五区

さいたま市

西 区

北 区

大 宮 区

中 央 区

### 第六区

鴻巣市

上尾市

桶川市

北本市

### 第十一区

秩父市

市 市 郡 郡 郡  
庄 谷 父 玉 里 郡  
本 深 秩 児 大 第十ニ区  
熊 谷 行 加 羽 市 市 市 市  
谷 田 須 生 市 市 市 市  
第十三区

久 喜 莲 幸 白 北 南 北  
市 市 手 岡 足 立 埼 玉 葛 飾 郡  
市 市 市 市 郡 郡 郡

杉 戸 町

第十四区

草 加 八 潮 三 鄉 市  
市 市 市 市

第十五区

さ い た ま 市  
桜 南 蕨 戸 区 区 市 市

第十六区

さ い た ま 市  
岩 槻 春 日 部 吉 川 市  
区 市 市 市

北 葛 飾 郡  
松 伏 町

2 第七区及び第八区の区域に次の二選挙区を設ける。

第七区  
川 越 市

富士見市  
第八区  
所沢市  
ふじみ野市  
入間郡  
三芳町

### 千葉県

1 第二区、第四区、第五区、第六区、第七区、第八区及び第十三区の区域に次の八選挙区を設ける。

### 第二区

千葉市

花見川区

八千代市

### 第四区

市川市

本庁管内

国府台一丁目、国府台二丁目、国府台三丁目、国府台四丁目、国府台五丁目、国府台六丁目、市川四丁目、真間四丁目、真間五丁目、東菅野四丁目、東菅野五丁目、宮久保一丁目、宮久保二丁目、宮久保三丁目、宮久保四丁目、宮久保五丁目、宮久保六丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、北方町四丁目、国分一丁目、国分二丁目、国分三丁目、国分四丁

目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、中国分一丁目、中国分二丁目、中国分三丁目、中国分四丁目、中国分五丁目、北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目、北国分四丁目、須和田一丁目、須和田二丁目、稻越一丁目、稻越二丁目、稻越三丁目、曾谷一丁目、曾谷二丁目、曾谷三丁目、曾谷四丁目、曾谷五丁目、曾谷六丁目、曾谷七丁目、曾谷八丁目、下貝塚一丁目、下貝塚二丁目、下貝塚三丁目、東国分一丁目、東国分二丁目、東国分三丁目、堀之内一丁目、堀之内二丁目、堀之内三丁目、堀之内四丁目、堀之内五丁目

大柏出張所管内

船橋市

本庁管内

船橋市西船橋出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内

### 第五区

市川市

第四区に属しない区域

浦安市

### 第六区

松戸市

### 第七区

野田市

流山市

### 第八区

柏市

### 第十三区

我孫子市

鎌ヶ谷市

印 西 市  
白 井 市  
富 里 市  
印 機 郡  
第 十 四 区  
船 橋 市  
第四区に属しない区域  
習 志 野 市

2 第十区及び第十一区の区域に次の二選挙区を設ける。

第 十 区

銚 子 市  
成 田 市  
旭 市  
匝 瑞 市  
香 取 市  
香 取 郡

第 十 一 区

茂 原 市  
東 金 市  
勝 浦 市  
山 武 市  
い す み 市  
大 綱 白 里 市  
山 武 郡  
長 生 郡  
夷 隅 郡

東 京 都

1 第一区、第二区、第三区、第四区、第五区、第六区、第七区、第八区、第九区、第十区、第十一区、第十二区、第十三区、第十四区、第十六区及び第十七区の区域に次の二十選挙区を設ける。

第 一 区

千 代 田 区  
新 宿 区

第 二 区

中 央 区

台 東 区  
第 三 区  
品 川 区  
東京都大島支庁管内  
東京都三宅支庁管内  
東京都八丈支庁管内  
東京都小笠原支庁管内

第 四 区

大 田 区

大田区大森東特別出張所管内  
大田区大森西特別出張所管内  
大田区入新井特別出張所管内  
大田区馬込特別出張所管内  
大田区池上特別出張所管内  
大田区新井宿特別出張所管内  
大田区久が原特別出張所管内  
(池上三丁目に属する区域に限る。)

大田区糀谷特別出張所管内  
大田区羽田特別出張所管内  
大田区六郷特別出張所管内  
大田区矢口特別出張所管内  
(矢口二丁目(一番、十三番、十四番、二十七番及び二十八番に限る。)及び矢口三丁目(一番及び八番に限る。)に属する区域に限る。)

大田区蒲田西特別出張所管内  
大田区蒲田東特別出張所管内

第 五 区

世 田 谷 区

世田谷区池尻まちづくりセンターハウス  
世田谷区太子堂まちづくりセンター  
世田谷区若林まちづくりセンター  
世田谷区上町まちづくりセンター  
世田谷区下馬まちづくりセンターハウス

タ一管内

世田谷区上馬まちづくりセン

タ一管内

世田谷区代沢まちづくりセン

タ一管内

世田谷区奥沢まちづくりセン

タ一管内

世田谷区九品仏まちづくりセ

ンタ一管内

世田谷区等々力まちづくりセ

ンタ一管内

世田谷区上野毛まちづくりセ

ンタ一管内

世田谷区用賀まちづくりセン

タ一管内

世田谷区二子玉川まちづくり

センター一管内

世田谷区深沢まちづくりセン

タ一管内

## 第六区

世田谷区

第五区に属しない区域

## 第七区

港区

渋谷区

## 第八区

杉並区

下高井戸一丁目、下高井戸二丁目、下高井戸三丁目、下高井戸四丁目、下高井戸五丁目、永福一丁目（二番から四十四番までに限る。）、永福二丁目、永福三丁目、永福四丁目、浜田山一丁目、浜田山二丁目、浜田山三丁目、浜田山四丁目、大宮二丁目（五番から十八番までに限る。）、高円寺南二丁目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目、高円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺北四

丁目、阿佐谷南一丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南三丁目、阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷北四丁目、阿佐谷北五丁目、阿佐谷北六丁目、天沼一丁目、天沼二丁目、天沼三丁目、本天沼一丁目、本天沼二丁目、本天沼三丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田西四丁目、成田東一丁目、成田東二丁目、成田東三丁目、成田東四丁目、成田東五丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪三丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁目、南荻窪一丁目、南荻窪二丁目、南荻窪三丁目、南荻窪四丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目、上荻四丁目、西荻南一丁目、西荻南二丁目、西荻南三丁目、西荻南四丁目、西荻北一丁目、西荻北二丁目、西荻北三丁目、西荻北四丁目、西荻北五丁目、今川一丁目、今川二丁目、今川三丁目、今川四丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、桃井一丁目、桃井二丁目、桃井三丁目、桃井四丁目、井草一丁目、井草二丁目、井草三丁目、井草四丁目、井草五丁目、下井草一丁目、下井草二丁目、下井草三丁目、下井草四丁目、下井草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、上井草四丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目、善福寺四丁目、松庵一丁目、松庵二丁目、松庵三丁目、宮前一丁目、宮前

二丁目、宮前三丁目、宮前四丁目、宮前五丁目、久我山一丁目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山四丁目、久我山五丁目、高井戸東一丁目、高井戸東二丁目、高井戸東三丁目、高井戸東四丁目、高井戸西一丁目、高井戸西二丁目、高井戸西三丁目、上高井戸一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目

## 第九区

### 練馬区

貫井四丁目（二十八番、二十九番四号、二十九番八号から二十九番二十二号まで、三十番九号、三十番十号、四十四番から四十六番まで、四十七番十八号から四十七番四十八号まで及び四十七番五十号から四十七番五十二号までに限る。）、高松六丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、土支田四丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目（二十番六号から二十番十号まで、三十八番から四十六番まで、四十七番五号から四十七番七号まで、五十五番六号から五十五番十七号まで及び五十六番から六十三番までに限る。）、富士見台四丁目、南田中一丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原四丁目、谷原五丁目、谷原

六丁目、三原台一丁目、三原台二丁目、三原台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台六丁目、石神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁目、下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目、東大泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉七丁目、西大泉町、西大泉一丁目、西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、

立野町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目

第十区

文京区

豊島区

第十一区

板桥区

本庁管内

板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稻荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目（一番から二十六番まで及び二十八番に限る。）、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小

豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目

東京都板橋区赤塚支所管内

第十二区

北区

板桥区

第十一区に属しない区域

第十三区

足立区

青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、青井四丁目、青井五丁目、青井六丁目、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、足立四丁目、綾瀬一丁目、綾瀬二丁目、綾瀬三丁目、綾瀬四丁目、綾瀬五丁目、綾瀬六丁目、綾瀬七丁目、梅島一丁目、梅島二丁目、梅島三丁目、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、大谷田一丁目、大谷田二丁目、大谷田三丁目、大谷田四丁目、大谷田五丁目、加平一丁目、加平二丁目、加平三丁目、北加平町、栗原一丁目、栗原二丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、佐野一丁目、佐野二丁目、島根一丁目、島根二丁目、島根

三丁目、島根四丁目、神明一  
丁目、神明二丁目、神明三丁  
目、神明南一丁目、神明南二  
丁目、関原一丁目、関原二丁  
目、関原三丁目、千住一丁目、  
千住二丁目、千住三丁目、千  
住四丁目、千住五丁目、千住  
曙町、千住旭町、千住東一丁  
目、千住東二丁目、千住大川  
町、千住河原町、千住寿町、  
千住桜木一丁目、千住桜木二  
丁目、千住関屋町、千住龍田  
町、千住中居町、千住仲町、  
千住橋戸町、千住緑町一丁目、  
千住緑町二丁目、千住緑町三  
丁目、千住宮元町、千住元町、  
千住柳町、竹の塚一丁目、竹  
の塚二丁目、竹の塚三丁目、  
竹の塚四丁目、竹の塚五丁目、  
竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、  
辰沼一丁目、辰沼二丁目、中央  
本町一丁目、中央本町二丁  
目、中央本町三丁目、中央本  
町四丁目、中央本町五丁目、  
東和一丁目、東和二丁目、東  
和三丁目、東和四丁目、東和  
五丁目、中川一丁目、中川二  
丁目、中川三丁目、中川四丁  
目、中川五丁目、西綾瀬一丁  
目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三  
丁目、西綾瀬四丁目、西新井  
栄町一丁目、西新井栄町二丁  
目、西加平一丁目、西加平二  
丁目、西保木間一丁目、西保  
木間二丁目、西保木間三丁目、  
西保木間四丁目、花畠一丁目、  
花畠二丁目、花畠三丁目、花  
畠四丁目、花畠五丁目、花畠  
六丁目、花畠七丁目、花畠八  
丁目、東綾瀬一丁目、東綾瀬

二丁目、東綾瀬三丁目、東保  
木間一丁目、東保木間二丁目、  
東六月町、一ツ家一丁目、一  
ツ家二丁目、一ツ家三丁目、  
一ツ家四丁目、日ノ出町、平  
野一丁目、平野二丁目、平野  
三丁目、保木間一丁目、保木  
間二丁目、保木間三丁目、保  
木間四丁目、保木間五丁目、  
保塚町、南花畠一丁目、南花  
畠二丁目、南花畠三丁目、南  
花畠四丁目、南花畠五丁目、  
六木一丁目、六木二丁目、六  
木三丁目、六木四丁目、谷中  
一丁目、谷中二丁目、谷中三  
丁目、谷中四丁目、谷中五丁  
目、柳原一丁目、柳原二丁目、  
六月一丁目、六月二丁目、六  
月三丁目、六町一丁目、六町  
二丁目、六町三丁目、六町四  
丁目

#### 第十四区

墨田区

江戸川区

本庁管内

中央四丁目、松島一丁目、  
松島二丁目、松島三丁目、  
松島四丁目、東小松川一丁  
目、東小松川二丁目、東小  
松川三丁目、東小松川四丁  
目、西小松川町、興宮町、  
上一色一丁目、上一色二丁  
目、上一色三丁目、本一色  
一丁目、本一色二丁目、本  
一色三丁目

江戸川区小松川事務所管内

江戸川区小岩事務所管内

#### 第十六区

江戸川区

第十四区に属しない区域

第十七区	百四十八番地まで、千百五十六番地、千二百十九番地及び千二百二十一番地を除く。)、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鎧水(三百三十九番地から三百四十五番地まで、三百六十四番地から三百七一番地まで及び三百九十六番地を除く。)、鎧水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目
葛 飾 区	立 川 市
第二十六区	日 野 市
目 黒 区	第二十二区
大 田 区	三 鷹 市
第四区に属しない区域	調 布 市
第二十七区	狛 江 市
中 野 区	第二十三区
杉 並 区	町 田 市
第八区に属しない区域	第二十四区
第二十八区	八 王 子 市
練 馬 区	第二十一区に属しない区域
第九区に属しない区域	第三十区
第二十九区	府 中 市
荒 川 区	多 摩 市
足 立 区	稻 城 市
第十三区に属しない区域	神 奈 川 県
2 第十八区、第十九区、第二十一区、第二十二区、第二十三区及び第二十四区の区域に次の七選挙区を設ける。	1 第七区、第八区、第九区、第十区及び第十八区の区域に次の六選挙区を設ける。
第十八区	第七 区
武 蔵 野 市	横 浜 市
小 金 井 市	港 北 区
西 東 京 市	第八 区
第十九区	
小 平 市	
国 分 寺 市	
国 立 市	
第二十一区	
八 王 子 市	
下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山(五百十九番地、五百二十三番地から五百二十六番地まで、八百十九番地から八百三十番地まで、八百四十二番地、八百七十五番地から八百七十八番地まで、八百八十番地から千	

横浜市  
緑区  
青葉区  
第九区  
川崎市  
多摩区  
麻生区  
第十区  
川崎市  
川崎区  
幸区  
第十八区  
川崎市  
中原区  
高津区  
第十九区  
横浜市  
都筑区  
川崎市  
宮前区

2 第五区、第十三区、第十四区、第十五区、第十六区及び第十七区の区域に次の七選挙区を設ける。

第五区  
横浜市  
戸塚区  
泉区  
第十三区  
横浜市  
瀬谷区  
大和市  
綾瀬市  
第十四区  
相模原市  
緑区  
中央区  
愛甲郡  
第十五区  
平塚市  
茅ヶ崎市

中郡  
大磯町  
第十六区  
厚木市  
伊勢原市  
海老名市  
第十七区  
小田原市  
秦野市  
南足柄市  
中郡  
二宮町  
足柄上郡  
足柄下郡  
第二十区  
相模原市  
南区  
座間市

新潟県  
新潟県の区域に次の五選挙区を設ける。  
第一区  
新潟市  
東区  
中央区  
江南区  
佐渡市  
第二区  
新潟市  
南区  
西区  
西蒲区  
三条市  
加茂市  
燕市  
西蒲原郡  
南蒲原郡  
第三区  
新潟市

北 区  
秋 葉 区  
新 発 田 市  
村 上 市  
五 泉 市  
阿 賀 野 市  
胎 内 市  
北 蒲 原 郡  
東 蒲 原 郡  
岩 船 郡  
第 四 区  
長 岡 市  
柏 崎 市  
小 千 谷 市  
見 附 市  
三 島 郡  
刈 羽 郡  
第 五 区  
十 日 町 市  
糸 魚 川 市  
妙 高 市  
上 越 市  
魚 沼 市  
南 魚 沼 市  
南 魚 沼 郡  
中 魚 沼 郡

### 岐 阜 県

第一区及び第三区の区域に次の二選挙区を設ける。

第 一 区  
岐 阜 市  
第 三 区  
関 市  
美 浓 市  
羽 島 市  
各 务 原 市  
山 県 市  
瑞 穂 市  
本 巢 市

羽 島 郡  
本 巢 郡

静 岡 県  
静岡県の区域に次の八選挙区を設ける。

第 一 区  
静 岡 市  
葵 区  
駿 河 区  
第 二 区  
島 田 市  
焼 津 市  
藤 枝 市  
牧 之 原 市  
榛 原 郡  
第 三 区  
磐 田 市  
掛 川 市  
袋 井 市  
御 前 崎 市  
菊 川 市  
周 智 郡  
第 四 区  
静 岡 市  
清 水 区  
富 士 宮 市  
富 士 市

木島、岩淵、中之郷、南松野、  
北松野、中野台一丁目、中野  
台二丁目

第 五 区  
三 島 市  
富 士 市  
第四区に属しない区域  
御 殿 場 市  
裾 野 市  
田 方 郡  
駿 東 郡  
小 山 町

第六区  
沼津市  
熱海市  
伊東市  
下田市  
伊豆市  
伊豆の国市  
賀茂郡  
駿東郡  
清水町  
長泉町

第七区  
浜松市  
西区  
北区  
浜北区  
天竜区  
湖西市

第八区  
浜松市  
中区  
東区  
南区

### 愛知県

1 第五区、第六区、第七区、第九区  
及び第十区の区域に次の六選挙区を  
設ける。

第五区  
名古屋市  
中村区  
中川区  
清須市

第六区  
瀬戸市  
春日井市

第七区  
大府市  
尾張旭市  
豊明市

日進市  
長久手市  
愛知郡

第九区  
津島市  
稻沢市  
愛西市  
弥富市  
あま市  
海部郡

第十区  
一宫市  
岩倉市

第十六区  
犬山市  
江南市  
小牧市  
北名古屋市  
西春日井郡  
丹羽郡

2 第十一区及び第十四区の区域に次  
の二選挙区を設ける。

第十一区  
豊田市  
みよし市

第十四区  
豊川市  
蒲郡市  
新城市  
額田郡  
北設楽郡

### 滋賀県

第二区、第三区及び第四区の区域  
に次の二選挙区を設ける。

第二区  
彦根市  
長浜市  
近江八幡市  
東近江市

米原市  
蒲生郡  
愛知郡  
犬上郡  
第三区  
草津市  
守山市  
栗東市  
甲賀市  
野洲市  
湖南市

大阪府  
第八区及び第九区の区域に次の二選挙区を設ける。

第八区  
豊中市  
池田市  
第九区  
茨木市  
箕面市  
豊能郡

兵庫県  
第五区及び第六区の区域に次の二選挙区を設ける。

第五区  
豊岡市  
川西市  
平野(字カキヲジ原に限る。)、  
石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東一丁目、  
清和台東二丁目、清和台東三  
丁目、清和台東四丁目、清和  
台東五丁目、清和台西一丁目、  
清和台西二丁目、清和台西三  
丁目、清和台西四丁目、清和  
台西五丁目、けやき坂一丁目、  
けやき坂二丁目、けやき坂三  
丁目、けやき坂四丁目、けや

き坂五丁目、西畠野(字丸山  
及び字東通りを除く。)、一  
庫、国崎、黒川、横路、大和  
東一丁目、大和東二丁目、大  
和東三丁目、大和東四丁目、  
大和東五丁目、大和西一丁目、  
大和西二丁目、大和西三丁目、  
大和西四丁目、大和西五丁目、  
美山台一丁目、美山台二丁目、  
美山台三丁目、丸山台一丁目、  
丸山台二丁目、丸山台三丁目、  
見野一丁目、見野二丁目、見  
野三丁目、東畠野、東畠野一  
丁目、東畠野二丁目、東畠野  
三丁目、東畠野四丁目、東畠  
野五丁目、東畠野六丁目、東  
畠野山手一丁目、東畠野山手  
二丁目、長尾町、西畠野一丁  
目、西畠野二丁目、山原、山  
原一丁目、山原二丁目、緑が  
丘一丁目、緑が丘二丁目、山  
下町、山下、笠部一丁目、笠  
部二丁目、笠部三丁目、笠部、  
下財町、一庫一丁目、一庫二  
丁目、一庫三丁目

三田市  
丹波篠山市  
養父市  
丹波市  
朝来市  
川辺郡  
美方郡  
第六区  
伊丹市  
宝塚市  
川西市

第五区に属しない区域

和歌山县  
和歌山县の区域に次の二選挙区を

設ける。

第一区

和歌山市  
紀の川市  
岩出市

第二区

海南市  
橋本市  
有田市  
御坊市  
田辺市  
新宮市  
海草郡  
伊都郡  
伊有郡  
日高郡  
西牟婁郡  
東牟婁郡

島根県

島根県の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

松江市  
安来市  
雲南市  
仁多郡  
飯石郡  
隱岐郡

第二区

浜田市  
出雲市  
益田市  
大津市  
江津市  
邑智郡  
鹿足郡

岡山県

岡山県の区域に次の四選挙区を設

ける。

第一区

岡山市  
北備市  
赤和郡  
加賀郡

第二区

岡山市  
中東南区  
玉野市  
瀬戸内市

第三区

津山市  
笠井市  
総社市  
高新市  
真庭市  
浅口市  
小口市  
苦作市  
勝田市  
英田市  
久米郡

第四区

倉敷市  
都窪郡

広島県

1 第一区、第二区、第三区、第四区、第五区及び第六区の区域に次の五選挙区を設ける。

第一区  
広島市  
中区  
東区  
南区  
安芸郡  
府中町  
海田町  
坂町  
第二区  
広島市  
西区  
佐伯区  
大竹市  
廿日市市  
第三区  
広島市  
安佐南区  
安佐北区  
安芸区  
安芸高田市  
山县郡  
第四区  
吳市  
竹原市  
東広島市  
江田島市  
安芸郡  
熊野町  
豊田郡  
第五区  
三原市  
尾道市  
府中市  
三次市  
庄原市  
世羅郡  
神石郡

2 第七区を第六区とする。

山口県  
山口県の区域に次の三選挙区を設ける。  
第一区  
宇部市  
山口市  
防府市  
第二区  
下松市  
岩国市  
光市  
柳井市  
周南市  
大島郡  
玖珂郡  
熊毛郡  
第三区  
下関市  
萩美郡  
長門市  
祢門市  
山陽小野田市  
阿武郡  
愛媛県  
愛媛県の区域に次の三選挙区を設ける。  
第一区  
松山市  
第二区  
今治市  
新居浜市  
西条市  
四国中央市  
越智郡  
第三区  
宇和島市  
八幡浜市  
大洲市  
伊予市

西予市  
東温市  
上浮穴郡  
伊予郡  
喜多郡  
西宇和郡  
北宇和郡  
南宇和郡

福岡県  
第一区及び第四区の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

福岡市  
東区

大字勝馬、大字弘、大字志賀島、西戸崎一丁目、西戸崎二丁目、西戸崎三丁目、西戸崎四丁目、西戸崎五丁目、西戸崎六丁目、大岳一丁目、大岳二丁目、大岳三丁目、大岳四丁目、大字西戸崎、大字奈多、雁の巣一丁目、雁の巣二丁目、奈多一丁目、奈多二丁目、奈多三丁目、奈多団地、塩浜一丁目、塩浜二丁目、塩浜三丁目、大字三苦、三苦一丁目、三苦二丁目、三苦三丁目、三苦四丁目、三苦五丁目、三苦六丁目、三苦七丁目、三苦八丁目、美和台新町、美和台一丁目、美和台二丁目、美和台三丁目、美和台四丁目、美和台五丁目、美和台六丁目、美和台七丁目、高美台一丁目、高美台二丁目、高美台三丁目、高美台四丁目、和白東一丁目、和白東二丁目、和白東三丁

目、和白東四丁目、和白東五丁目、和白丘一丁目、和白丘二丁目、和白丘三丁目、和白丘四丁目、和白一丁目、和白二丁目、和白三丁目、和白四丁目、和白五丁目、和白六丁目、大字上和白、松香台一丁目、松香台二丁目、唐原一丁目、唐原二丁目、唐原三丁目、唐原四丁目、唐原五丁目、唐原六丁目、唐原七丁目、大字浜男、御島崎一丁目、御島崎二丁目、大字下原、下原一丁目、下原二丁目、下原三丁目、下原四丁目、下原五丁目、大字香椎（一番地から百十八番地までを除く。）、香椎一丁目、香椎二丁目、香椎三丁目、香椎四丁目、香椎五丁目、香椎六丁目、香椎台一丁目、香椎台二丁目、香椎台三丁目、香椎台四丁目、香椎台五丁目、香椎駅東一丁目、香椎駅東二丁目、香椎駅東三丁目、香椎駅東四丁目、香椎駅前一丁目、香椎駅前二丁目、香椎駅前三丁目、香椎団地、香住ヶ丘一丁目、香住ヶ丘二丁目、香住ヶ丘三丁目、香住ヶ丘四丁目、香住ヶ丘五丁目、香住ヶ丘六丁目、香住ヶ丘七丁目、城浜団地、名島一丁目、名島二丁目、名島三丁目、名島四丁目、名島五丁目、香椎浜一丁目、香椎浜二丁目、香椎浜三丁目、香椎浜四丁目、香椎照葉一丁目、香椎照葉二丁目、香

椎照葉三丁目、香椎照葉四丁目、香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、香椎照葉七丁目、みなと香椎一丁目、みなと香椎二丁目、みなと香椎三丁目、香椎浜ふ頭一丁目、香椎浜ふ頭二丁目、香椎浜ふ頭三丁目、香椎浜ふ頭四丁目、千早一丁目、千早二丁目、千早三丁目、千早四丁目、千早五丁目、千早六丁目、松崎一丁目、松崎二丁目、松崎三丁目、松崎四丁目、舞松原一丁目、舞松原二丁目、舞松原三丁目、舞松原四丁目、舞松原五丁目、舞松原六丁目、水谷一丁目、水谷二丁目、水谷三丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、若宮四丁目、若宮五丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目（一番から三十番までに限る。）、松島四丁目、松島五丁目（一番から二十番までに限る。）、松島六丁目、松田一丁目、松田二丁目、松田三丁目、箱崎一丁目、箱崎二丁目、箱崎三丁目、箱崎四丁目、箱崎五丁目、箱崎六丁目、箱崎七丁目、箱崎ふ頭一丁目、箱崎ふ頭二丁目、箱崎ふ頭三丁目、箱崎ふ頭四丁目、箱崎ふ頭五丁目、箱崎ふ頭六丁目、原田一丁目、原田二丁目、原田三丁目、原田四丁目、貝塚団地、東浜一丁目、東浜二丁目、社領一丁目、社領二丁目、社領三丁目、郷

口町、筥松一丁目、筥松二丁目、筥松三丁目、筥松四丁目、筥松新町、二又瀬、二又瀬新町、馬出一丁目、馬出二丁目、馬出三丁目、馬出四丁目、馬出五丁目、馬出六丁目

### 博多区

#### 第四区

福岡市

東区

第一区に属しない区域

宗像市

古賀市

福津市

糟屋郡

### 長崎県

長崎県の区域に次の三選挙区を設ける。

#### 第一区

長崎市

#### 第二区

島原市

諫早市

大村市

対馬市

壱岐市

雲仙市

南島原市

西彼杵郡

#### 第三区

佐世保市

平戸市

松浦市

五島市

西海市

東彼杵郡

北松浦郡

南松浦郡

- 備考1 行政区画その他の区域は、令和4年6月16日現在による。
- 2 ここに記載していない選挙区については、従前の区域とする。
- 3 「本庁管内」とは、市区町村の区域のうち、支所又は出張所（それぞれ当該市区町村の区域の一部を所管区域とするものに限る。）の所管区域に属しない区域をいう。

昭和二十五年法律第二百四十五条  
公職選挙法

## 目次

第一章 総則（第一条—第八条）	第五章 選挙期日（第三十一条—第三十四条の二）
第二章 選挙権及び被選挙権（第九条—第十二条）	第六章 投票（第三十五条—第六十条）
第四章 の二 在外選挙人名簿（第三十条の二—第三十条の十六）	第七章 開票（第六十一条—第七十四条）
第三章 選挙に関する区域（第十二条—第十八条）	第八章 選挙会及び選挙分会（第七十五条—第八十五条）
第五章 選挙期日（第三十一条—第三十四条の二）	第九章 公職の候補者（第八十六条—第九十四条）
第六章 投票（第三十五条—第六十条）	第十章 当選人（第九十五条—第一百八条）
第七章 開票（第六十一条—第七十四条）	第十一章 特別選挙（第一百九条—第一百十八条）
第八章 選挙会及び選挙分会（第七十五条—第八十五条）	第十二章 選挙を同時に行うための特例（第一百九条—第二百二十八条）
第九章 公職の候補者（第八十六条—第九十四条）	第十三章 選挙運動（第二百二十九条—第二百七十七条）
第十章 当選人（第九十五条—第一百八条）	第十四章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（第二百七十九条—第二百八十三条）
第十一章 特別選挙（第一百九条—第一百十八条）	第十四章 の二 参議院（選挙区選出）議員の選挙の特例（第二百一条の二—第二百二十六条の三）
第十二章 選挙を同時に行うための特例（第一百九条—第二百二十八条）	第十四章 の三 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動（第二百一条の五—第二百一条の十五）
第十三章 選挙運動（第二百二十九条—第二百七十七条）	第十五章 爭訟（第二百二十二条—第二百二十条）
第十四章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（第二百七十九条—第二百八十三条）	第十六章 罰則（第二百二十二条—第二百五十条の四）
第十四章 の二 参議院（選挙区選出）議員の選挙の特例（第二百一条の二—第二百二十六条の三）	第十七章 補則（第二百五十六条—第二百七十一条）
第十四章 の三 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動（第二百一条の五—第二百一条の十五）	附則

もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。  
(この法律の適用範囲)

第二条 この法律は、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について、適用する。

(公職の定義)

第三条 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

(議員の定数)

第四条 衆議院議員の定数は、四百六十五人とし、そのうち、二百八十九人を小選挙区選出議員、百七十六人を比例代表選出議員とする。議員及び長の職を行なううち、百人を比例代表選出議員、百四十八人を選挙区選出議員とする。

(選挙事務の管理)

第五条 この法律において選挙に関する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の定めるところによる。

3 地方公共団体の議会の議員の定数は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の定めるところによる。

2 参議院議員の定数は二百四十八人とし、そのうち、百人を比例代表選出議員、百四十八人を

6 国会は、第二項の規定による委員の指名を行う場合においては、同時に委員と同数の予備委員が三人以上となつた場合には、内閣総理大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとする。

5 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合には、内閣総理大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとする。

4 委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

9 委員の半数以上が在籍する場合は、議員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、あらたに委員が、その後最初に召集された国会における指名に基いて任命されるまでの間、なお、在任するものとする。

7 予備委員は、委員が欠けた場合又は故障のある場合に、その職務を行う。

8 第二項から第五項までの規定は、予備委員について準用する。

10 委員の出席がなければ開くことができない。

9 委員は、非常勤とする。

11 委員長は、委員の中から互選しなければならない。

12 委員長は、中央選挙管理会を代表し、その事務を総理する。

13 委員長は、中央選挙管理会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

14 中央選挙管理会の会議は、その委員の半数以上による。

15 中央選挙管理会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

16 中央選挙管理会の庶務は、総務省において行なわれる。

17 前各項に定めるものの外、中央選挙管理会の運営に關し必要な事項は、中央選挙管理会が定めることとする。

2 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

3 中央選挙管理会は、前項の規定によるほか、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の法定受託事務の処理について、都道府県の選挙管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の七第二項の規定による市町村に対する指示に関し、必要な指示をすることとする。

2 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の法定受託事務の処理について、都道府県の選挙管理委員会に對し、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合に對し、都道府県又は市町村の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をすることができる。

3 中央選挙管理会は、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選舉に関する事務について、都道府県の選挙管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

2 中央選挙管理会は、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選舉に関する事務について、都道府県の選挙管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

3 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、中央選挙管理会に對し、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選舉に関する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

2 中央選挙管理会は、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選舉に関する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

3 都道府県又は市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

2 中央選挙管理会は、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選舉に関する事務について、都道府県の選挙管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

3 都道府県又は市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

2 中央選挙管理会は、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選舉に関する事務について、都道府県の選挙管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

3 都道府県又は市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

2 中央選挙管理会は、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選舉に関する事務について、都道府県の選挙管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

3 都道府県又は市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

2 中央選挙管理会は、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選舉に関する事務について、都道府県の選挙管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

3 都道府県又は市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

(中央選舉管理会の処理基準)  
第五条の五 中央選舉管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る都道府県の第一号法定受託事務の処理について、都道府県が当該第二号法定受託事務を処理するに当たりよりべき基準を定めることができる。

2 都道府県の選舉管理委員会が、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により、市町村の選舉管理委員会がこの法律の規定に基づき担任する第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよりべき基準を定める場合において、当該都道府県の選舉管理委員会の定める基準に抵触するものであつてはならない。

3 中央選舉管理会は、特に必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよりべき基準を定めることができ

4 中央選舉管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選舉管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

5 第一項又は第三項の規定により定める基準は、その目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

6 中央選舉管理会は、特に必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよりべき基準を定める場合において、当該都道府県の選舉管理委員会の定める基準に抵触するものであつてはならない。

7 中央選舉管理会は、特に必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよりべき基準を定めることができ

8 中央選舉管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選舉管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

9 中央選舉管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選舉管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

10 中央選舉管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選舉管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

11 中央選舉管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選舉管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

12 中央選舉管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選舉管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

13 中央選舉管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選舉管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

14 中央選舉管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選舉管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

15 中央選舉管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選舉管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

16 中央選舉管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選舉管理委員会に對し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

3 参議院合同選舉区選舉管理委員会は、委員八人をもつて組織する。

4 委員は、合同選舉区都道府県の選舉管理委員会の委員をもつて充てられる。

5 委員は、合同選舉区都道府県の選舉管理委員会の委員でなくなつたときに限り、その職を失う。

6 委員の任期は、合同選舉区都道府県の選舉管理委員会の委員として在任する間。

7 委員は、非常勤とする。

8 委員は、合同選舉区都道府県に對しその職務に關し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該合同選舉区都道府県が出資している法人で政令で定めるものを除く）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準べき者、支配人及び清算人たることができない。

9 参議院合同選舉区選舉管理委員会の委員長は、委員の中から互選しなければならない。

10 委員長は、参議院合同選舉区選舉管理委員会を代表し、その事務を總理する。

11 参議院合同選舉区選舉管理委員会の会議は、五人以上の委員の出席がなければ開くことができない。

12 参議院合同選舉区選舉管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

13 参議院合同選舉区選舉管理委員会に職員を置く。

14 前項の職員は、合同選舉区都道府県の選舉管理委員会が協議して定めるところにより、合同選舉区都道府県の選舉管理委員会の職員をもつて充てるものとする。ただし、合同選舉区都道府県の知事が協議して定めるところにより、その補助機関である職員をもつて充てる」とを妨げない。

15 第十三項の職員は、委員長の命を受け、参議院合同選舉区選舉管理委員会に関する事務に從事する。

16 参議院合同選舉区選舉管理委員会の設置に關する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

二 参議院合同選舉区選舉管理委員会の経費の支弁の方法

三 参議院合同選舉区選舉管理委員会の執務場所

四 前三号に掲げるものを除くほか、参議院合

裁決(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分又は同法第三項に規定する裁決をいう。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による合同選舉区都道府県を被告とする訴訟については、参議院合

同選舉区選舉管理委員会が当該合同選舉区都道府県を代表する。

この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをするものを除くほか、参議院合同選舉区選舉管理委員会について、これを各合同選舉区都道府県の地方自治法第二百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなして、これを各合同選舉区都道府県の地方自治法第二百四十五条の七第二項及び第三項の規定を適用する。

この法律及びこれに基づく政令並びに参議院合同選舉区選舉管理委員会の設置に関する規約に規定するものを除くほか、参議院合同選舉区選舉管理委員会に關し必要な事項は、参議院合同選舉区選舉管理委員会が定める。

(参議院合同選舉区選舉管理委員会の技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

第五条の七 参議院合同選舉区選舉管理委員会は、参議院合同選舉区選舉に関する事務(合同選舉区都道府県の選舉管理委員会に對する事務(合

同選舉区都道府県の選舉管理委員会が担任する事務に係るもの)を除く。次項及び第三項並びに次条第一項において同じ。)について、市町村に對し、市町村の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

4 第一項の規定による指示を行つた参議院合同選舉区選舉管理委員会は地方自治法第二百四十五条の第七第二項の規定による指示を行つた都道府県の執行機関と、第二項の指示を行つた総務大臣は同条第三項の指示を行つた各大臣とみなして、同法第二百五十二条第三項及び第四項の規定を適用する。

(参議院合同選舉区選舉管理委員会の処理基準)

第五条の九 参議院合同選舉区選舉管理委員会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の選舉管理委員会の担任する第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよりべき基準を定めることができる。この場合において、参議院合同選舉区選舉管理委員会の定める基準は、地方自治法第二百四十五条の九第三項の規定により総務大臣の定める基準に抵触するものであつてはならない。

2 総務大臣は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理

選舉区選舉管理委員会に對し、参議院合同選舉区選舉に關する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

(参議院合同選舉区選舉管理委員会の是正の指示)

第五条の八 参議院合同選舉区選舉管理委員会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の選舉管理委員会の担任する地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(参議院合同選舉区選舉に關する事務に限る。以下この条及び次条において「第一号法定受託事務」という。)の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に對し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講すべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

総務大臣は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講すべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

総務大臣は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講すべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

地方法第二百四十五条の七第二項及び第三項の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村に対する指示に關し、前項の規定による市町村に対する指示に關し、必要な指示をすることができる。

について、参議院合同選挙区選挙管理委員会に對し、前項の規定により定める基準に関し、必要な指示をすることができる。

第一項の規定により定める基準は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならぬ。

4 地方自治法第二百四十五条の九第二項及び第四項の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務については、適用しない。

(合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員の失職の特例)

第五条の十 合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員は、地方自治法第八十四条第一項に定めるもののほか、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員として第五条の六第八項の規定に該当するときは、その職を失う。この場合において、同項の規定に該当するかどうかは、当該委員の属する合同選挙区都道府県の選挙管理委員会がこれを決定する。

2 地方自治法第四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

(選挙に関する啓発、周知等)

第六条 総務大臣、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるよう、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治的常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

2 中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙の結果を選挙人に対して速やかに知せるように努めなければならない。

3 選挙人に対する特別の事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な時間と与えるよう措置されなければならない。

(選挙取締の公正確保)

第七条 檢察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない。

(特定地域に関する特例)

第八条 交通至難の島その他の地において、この法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の定をすることができます。

(選挙権)

第九条 日本国民で年齢満十八歳以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満十八歳以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3 日本国民たる年齢満十八歳以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一定の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所にかかる要件にかかるわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。

4 前二項の市町村には、その区域の全部又は一部が廢置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廢置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。

5 第二項及び第三項の三箇月の期間は、市町村の廢置分合又は境界変更のため中断されることがない。

(被選挙権)

第十条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

一 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者

二 参議院議員については年齢満三十歳以上

三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五歳以上のもの

四 都道府県知事については年齢満三十歳以上の者

五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五歳以上のもの

六 市町村長については年齢満二十五歳以上の者

七 前項各号の年齢は、選挙の期日により算定する。

(選挙の単位)

第十一条 公職にある間に犯した前条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過した日から五年間、被選挙権を有しない。

(選挙に関する区域)

第十二条 衆議院（小選挙区選出）議員、衆議院（比例代表選出）議員、参議院（選挙区選出）議員及び都道府県の議会の議員は、それぞれ各選挙区において、選挙する。

2 参議院（比例代表選出）議員は、全都道府県の区域を通じて、選挙する。

3 都道府県知事及び市町村長は、当該地方公共団体の区域内において、選挙する。

4 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでのある者

一 削除

二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまである者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第五章 選挙権及び被選挙権

第一节 選挙権

三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることとなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

四 公職にある間に犯した刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百九十七条から第一百九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第二百三十号）第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

六 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第二百五十二条の定めるところによる。

7 別表第二は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十歳ごとに行われる国勢調査に限る。以下この項において同じ。）の結果によつて、更正することを例とする。この場合において、各選挙区の議員数は、各選挙区の人口（最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。以下この項において同じ。）を比例代表基準除数（その除数で各選挙区の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が第四条第一項に規定する衆議院比例代表議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。

合にあつてはその市町村の区域内において、選挙する。

(衆議院議員の選挙区)

第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別表第一で定め、各選挙区において選挙する。

2 別表第一に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二つ以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。

3 別表第一に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二つ以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合において、当該市町村の境界変更に係る区域の新たに属することとなつた市町村が二以上上の選挙区に分かれているときは、当該区域の選挙区の所属については、政令で定める。

5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廢置分合があつても、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域によつたときは、この限りでない。

6 地方自治法第六条の二第一項の規定による都道府県の廢置分合があつても、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域によつたときは、この限りでない。

7 別表第二は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十歳ごとに行われる国勢調査に限る。以下この項において同じ。）の結果によつて、更正することを例とする。この場合において、各選挙区の議員数は、各選挙区の人口（最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。以下この項において同じ。）を比例代表基準除数（その除数で各選挙区の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が第四条第一項に規定する衆議院比例代表議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。

- (参議院選舉区選出議員の選舉区)
- 第十四条** 参議院(選舉区選出) 議員の選舉区及び各選舉区において選舉すべき議員の数は、別表第三で定める。
- 2 地方自治法第六条の二第一項の規定による都道府県の廃置分合があつても、参議院(選舉区選出)議員の選舉区及び各選舉区において選舉の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。
- 第十五条** 都道府県の議会の議員の選舉区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合併した区域のいすれかによることを基本とし、条例で定める。
- 2 前項の選舉区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数(以下この条において「議員一人当たりの人口」という。)の半数以上になる場合においては、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選舉区を設けることができる。
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選舉区とすることができる。
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域を含めて一選舉区を設けることができる。
- 5 一の市町村(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては、区(総合区)を含む。第六項及び第九項において同じ。)の区域において同一の選舉区を設けることができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議員の選舉につき、条例で選舉区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選舉区とする。
- 7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選舉区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選舉区選出)議員の選舉区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

- 8 各選舉区において選舉すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おむね人口を基準として、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域(市町村の区域に係るもの含む。)は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分かつては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選舉区及び各選舉区において選舉すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定めることとする。
- (選舉区の選舉期間中の特例)
- 第十五条の二** 衆議院(小選舉区選出) 議員の選舉の期日の公示又は告示がなされた日からその選舉の期日までの間ににおいて二以上の選舉区にわたつて市町村の境界変更があつても、当該選舉区は、第十三条第三項ただし書の規定にかかるわらず、当該選舉については、変更しないものとする。
- 衆議院(比例代表選出) 議員の選舉の期日の公示又は告示がなされた日からその選舉の期日までの間ににおいて二以上の選舉区にわたつて都道府県の境界の変更があつても、当該選舉区は、第十三条第二項の規定にかかるわらず、当該選舉については、変更しないものとする。
- 2 公示又は告示がなされた日からその選舉の期日までの間ににおいて二以上の選舉区にわたつて都道府県の選舉管理委員会は、政令で定めるところにより、特別の事情があると認めるとき又は第十五条第六項の規定による選舉区があるときは、当該選舉区の区域により市町村の区域を分けた数開票区を設けるものとする。
- 3 都道府県の選舉管理委員会は、政令で定める限り、前項の規定にかかるわらず、市町村の区域を分けて、又は數市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設けることができるとする。
- (開票区)
- 2 市町村の選舉管理委員会は、直ちに告示しなければならない。
- 3 前項の規定により開票区は、市町村の区域を分けて数開票区を設けたときは、都

- 2 市町村の選舉管理委員会は、直ちに告示しなければならない。
- 3 前項の規定により開票区を設けたときは、都道府県の選舉管理委員会は、直ちに告示しなければならない。
- (第四章 選舉人名簿)
- 3 (永久選舉人名簿)
- 第十九条** 選舉人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、各選舉を通じて一の名簿とする。市町村の選舉管理委員会は、選舉人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月(第二十二条及び第十四条第一項において「登録月」という。)並びに選舉を行う場合には、選舉人名簿の登録を行うものとする。
- 選舉人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。
- 選舉を行ふ場合において必要があるときは、選舉人名簿の抄本(前項の規定により磁気ディスクをもつて選舉人名簿を調製している市町村の選舉管理委員会にあつては、当該選舉人名簿の記録されている全部若しくは一部の事項又は

- よりその選舉区に異動があつても、その職を失うことではない。
- (投票区)
- 第十七条** 投票区は、市町村の区域による。(選舉人名簿の記載事項等)
- 2 市町村の選舉管理委員会は、必要があると認めるとときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。
- 3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選舉管理委員会は、直ちに告示しなければならない。
- (開票区)
- 2 市町村の選舉管理委員会は、直ちに告示しなければならない。
- 3 前項の規定により、投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。
- 4 選舉人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。
- 5 前二項に規定するもののほか、選舉人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。
- (被登録資格等)
- 2 選舉人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、選舉人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。
- (第二十一条 選舉人名簿の登録)
- 2 選舉人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八歳以上の日本国民(第十一條第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選舉権を有しない者を除く。次項において同じ。)で、その者に係る登録市町村等(当該市町村及び消滅市町村(その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。第三項において同じ。))をいう。
- 3 下列の項及び次項において同じ。の住民票が作成された日(他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条の規定により届出をしたものについて)は、当該届出をした日。次項において同じ。から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。
- 2 選舉人名簿の登録は、前項の規定によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満十八歳以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。
- 3 第一項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定

により当該消滅した市町村に含むものとされた  
市町村を含む)を含むものとする。

4 第一項及び第二項の住民基本台帳に記録され  
ている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更  
のため中断されることがない。

5 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めると  
ころにより、当該市町村の選挙人名簿に登録さ  
れる資格を有する者を調査し、その者を選挙人  
名簿に登録するための整理をしておかなければ  
ならない。

## (登録)

**第二十一条** 市町村の選挙管理委員会は、政令で  
定めるところにより、登録月の一日現在によ  
り、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格  
を有する者を同日(同日が地方自治法第四条の  
二第一項の規定に基づき条例で定められた地方  
公共団体の休日(以下この項及び第二百七十三条  
第一項において「地方公共団体の休日」とい  
う)に当たる場合(当該市町村の区域の全部  
又は一部を含む区域において選挙が行われる場  
合において、登録月の一日が当該選挙の期日の  
公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日ま  
での間にあるときを除く)には、登録月の一  
日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の  
日。以下この項において「通常の登録日」とい  
う)に選挙人名簿に登録しなければならない。  
ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その  
他の特別の事情がある場合には、政令で定める  
ことにより、登録の日を通常の登録日後に変更  
することができる。

2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域  
の全部又は一部を含む区域において選挙が行わ  
れる場合において、登録月の一日が当該選挙の  
期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の  
前日までの間にあるとき(同項ただし書の規定  
により登録の日を当該選挙の期日後に変更する  
場合を除く)には、同項本文の規定にかかわ  
らず、登録月の一日現在(当該市町村の選挙人  
名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢につ  
いては、当該選挙の期日現在)により、行わな  
ければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合  
には、政令で定めるところにより、当該選挙に  
関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院  
比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員  
の選挙については中央選挙管理会、参議院合同  
選挙区選挙については当該選挙に関する事務を

管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が  
定める日(以下この項において「選挙時登録の基  
準日」という)現在(当該市町村の選挙人  
名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢につ  
いては、当該選挙の期日現在)により、当該市  
町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者  
を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録  
しなければならない。

4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基  
準日と登録月の一日ことが同一の日となる場合に  
は、行わない。

**第二十三条** 削除  
(異議の申出)

**第二十四条** 選挙人は、選挙人名簿の登録に関し  
不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応  
じ、当該各号に定める期間又は期日に、文書で  
当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出る  
ことができる。

1 第二十二条第一項の規定による選挙人名簿  
の登録(当該市町村の区域の全部又は一部を  
含む区域において選挙が行われる場合において、  
登録月の一日が当該選挙の期日の公示又  
は告示の日から当該選挙の期日の前々日まで  
の間にあるとき(同項ただし書の規定により  
登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合  
を除く))を除く)当該登録が行われた日  
の翌日から五日間

2 第二十二条第一項の規定による選挙人名簿  
の登録(当該市町村の区域の全部又は一部を  
含む区域において選挙が行われる場合におい  
て、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又  
は告示の日から当該選挙の期日の前々日まで  
の間にあるとき(同項ただし書の規定により  
登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合  
を除く))を除く)当該登録が行われた日  
の翌日

3 第二十五条 前条第二項の規定による決定に不服  
がある異議申出人は、当該市町村の選  
挙管理委員会を被告として、決定の通知を受  
けた日から七日以内に出訴することができる。  
前項の訴訟は、当該市町村の選挙管理委員会  
の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とす  
る。

4 第一百四十四条の規定は、第一項の異議の申出  
(訴訟)について準用する。

**第二十六条** 市町村の選挙管理委員会は、第二十  
二条第一項又は第三項の規定により選挙人名簿  
の登録をした日後、当該登録の際に選挙人名簿  
に登録される資格を有し、かつ、引き続きその  
資格を有する者が選挙人名簿に登録されていな  
いことを知つた場合には、その者を直ちに選挙  
人名簿に登録し、その旨を告示しなければなら  
ない。

## (補正登録)

**第二十七条** 市町村の選挙管理委員会は、選挙人  
名簿に登録されている者が第十二条第一項若し  
くは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第  
二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた  
ことは当該市町村の区域内に住所を有しなく  
なつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名  
簿にその旨の表示をしなければならない。

**第二十八条** 市町村の選挙管理委員会は、第二十二条第二  
項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合に  
は、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当す  
る者である旨の表示をしなければならない。

**第二十九条** 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登  
録されている者の記載内容(第十九条第三項の  
規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙  
人名簿にあつては、記録内容)に変更があつた  
ことは誤りがあることを知つた場合には、直  
ちにその記載(同項の規定により磁気ディスク  
をもつて調製する選挙人名簿にあつては、記  
録)の修正又は訂正をしなければならない。

**第三十条** 市町村の選挙管理委員会は、当該市  
町村の選挙人名簿に登録されている者について  
次の各号のいずれかに該当するに至つたとき  
は、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消し  
なければならない。この場合において、第四号  
に該当するに至つたときは、その旨を告示しな  
ければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の異議の申出  
を受けたときは、その異議の申出を受けた日  
から三日以内に、その異議の申出が正当である  
かないかを決定しなければならない。その異議  
の申出を正当であると決定したときは、その異  
議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録  
し、又は選挙人名簿から抹消し、その旨を異議  
申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示  
しなければならない。その異議の申出を正当で  
ないと決定したときは、直ちにその旨を異議申  
出人に通知しなければならない。

4 第二百三十三条、第二百四十四条及び第二百九  
条第一項の規定は、第一項及び前項の訴訟につ  
いて準用する。この場合において、同条第一項  
中「の選挙の効力を争う数個の請求、第二百  
七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙  
における当選の効力を争う数個の請求、第二百  
十一条第二項の規定により公職の候補者であつた  
者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一



(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

### 一 附則第三条の規定 公布の日

### 二 第五条の五の次に五条を加える改正規定

(適用区分)

**第二条** この法律による改正後の公職選挙法（次項及び附則第四条において「新法」という。）の規定及び附則第十条の規定による改正後の国

会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第五百七十九号）の規定は、

この法律の施行の日（以下この条及び附則第四条において「施行日」という。）以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補

欠選挙については、なお従前の例による。

**(新法の円滑な実施のための準備)**

**第三条** 新法第五条の大第一項に規定する合合同選挙区都道府県は、附則第一条第二号に掲げる規定施行後この法律が施行されるまでの間に、

速やかに参議院合同選挙区選舉管理委員会の設置に関する規約を定め、新法の円滑な実施を確保するため必要な準備を行うものとする。

**(文書図画の掲示に関する経過措置)**

**第四条** 施行日前に掲示された文書図画でこの法律の施行の際現に又はこの法律の施行後に新法第一百四十三条第十六項の規定に該当するものがある場合には、当該文書図画は、新法第四十七条第一号の文書図画に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

**(罰則に関する経過措置)**

**第五条** この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第七条** 平成三十一年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、

選挙区间における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。

**附 則 (平成二十八年二月三日法律第八号)抄**

**第一條** この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

### 二 第五条の五の次に五条を加える改正規定

(適用区分)

**第二条** この法律の規定による改正後の公職選挙法（次項において「新公職選挙法」という。）の規定による改正後の地方自治法別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三百六十九条の規定を除く）、附則第四条の規定による改正後の公職選挙法（以下この条及び次項において「新公職選挙法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下この条において「公示日」という。）以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員又は長の選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

**第三条** 新法第二十二条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日（選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日をいう。以下この項において同じ。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下この項において「公示日」という。）以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

**第四条** 新法第二十二条の規定による投票については、なお従前の例による。

**第五条** 一部施行日前に掲示された文書図画でこの法律の施行の際現に又はこの法律の施行後に新法第一百四十三条第十六項の規定に該当するものがある場合には、当該文書図画は、新法第四十七条第一号の文書図画に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

**(罰則に関する経過措置)**

**第六条** この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第七条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項から第五項まで並びに附則第四条から第七条まで及び第九条の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

(適用区分等)

**第一條** 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三百六十九条の規定による改正後の公職選挙法（以下この条及び次項において「新公職選挙法」という。）の規定による改正後の地方自治法別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二年十五年法律第五百七十九号）の項の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法（昭和二年法律第二百六十七号）第九十四条の規定並びに附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百四十七号）第三条第2項及び第八条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この条において「一部施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下この条において「公示日」という。）以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員又は長の選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

**第二条** 第二条の規定による改正後の公職選挙法（次項において「新法」という。）第四十九条第七項及び第八項並びに第二百五十五条第五項の規定及び第五項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される参議院議員の通常選挙又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、公示日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の通常選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

**第三条** 新法第二十二条の二第二項から第四項までの規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この項及び次条において「一部施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

**第四条** 新法第二十九十七条の二第二項から第四項までの規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この項及び次条において「一部施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

**第五条** 一部施行日前に掲示された文書図画でこの法律の施行の際現に又はこの法律の施行後に新法第一百四十三条第十六項の規定に該当するものがある場合には、当該文書図画は、新法第四十七条第一号の文書図画に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

**(罰則に関する経過措置)**

**第六条** この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第七条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに附則第四条

(適用区分等)

の間における公示日以後その期日を告示される選挙に係る公職選挙法第九条第六項の規定の適用については、同項中「の者」とあるのは、「以上満二十年以下の者」とする。

**附 則 (平成二十八年四月一三日法律第二二号)抄**

**第一條** この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

### 二 第五条の五の次に五条を加える改正規定

(適用区分)

**第二条** この法律による改正後の公職選挙法（次項において「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二百九十七条の二の改正規定並びに次条第二項及び附則第三条の規定は、期日前投票所を開く時刻の繰上げその他に必要な措置が講ぜられるものとする。

**第三条** 一部施行日前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(検討)**

**第四条** 一部施行日前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第五条** この法律は、公布の日から施行する。

**(罰則に関する経過措置)**

**第六条** この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同一第二項の規定による選挙人名簿の登録（以下この項において「一部施行日」という。）に係る基準日以後であるものについて適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日前であるものについては、なお従前の例による。

**(附則に関する経過措置)**

**第七条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条、第六条及び第

七条の規定は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十八号）の公布の日から起算して一月を経過した日（附則第三条及び第四条において「一部施行日」という。）から施行する。  
**第二条** 衆議院議員選挙区画定審議会は、第一条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。）第四条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく新選挙区画定審議会法第二条の規定による改定案（以下この条において「平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案」という。）の作成及び勧告並びに法制上の措置（附則第三条及び第四条において「一部施行日」という。）から施行する。

**第二条** 衆議院議員選挙区画定審議会は、第一条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。）第四条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく新選挙区画定審議会法第二条の規定による改定案（以下この条において「平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案」という。）の作成及び勧告並びに法制上の措置（附則第三条及び第四条において「一部施行日」という。）から施行する。

前項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成に当たっては、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区（以下この項及び次項において「小選挙区」という。）の数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一二百八十九人を衆議院小選挙区選出議員の定数と、平成二十七年の国勢調査を新選挙区画定審議会法第四条第一項の国勢調査とみなして新選挙区画定審議会法第三条第二項の規定の例により得られる小選挙区の数（以下この号において「新方式小選挙区定数」という。）が、第二条の規定による改正前の公職選挙法（次項第二号及び次項において「旧公職選挙法」という。）別表第一における都道府県の区域内の小選挙区の数（次号において「改正前小選挙区定数」という。）より少ない都道府県のうち、当該都道府県の平成二十七年国勢調査人口（平成二十七年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。次項及び次条において同じ。）を新方式小選挙区定数で除して得た数が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第一順位から第六順位までに該当する都道府県、新方式小選挙区定数

前号に掲げる都道府県以外の都道府県 改正前小選挙区定数

第一項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成は、新選挙区画定

審議会法第三条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって行わなければならない。  
**一** 各小選挙区の人口に関する基準に適合すること。  
**イ** 各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口が、平成二十七年国勢調査人口の最も少ない都道府県の区域内における平成二十七年国勢調査人口以上であつて、かつ、当該平成二十七年国勢調査人口の二倍未満であること。  
**ロ** 各小選挙区の平成二十二年見込人口（平成二十七年国勢調査人口に、平成二十七年国勢調査人口を平成二十二年国勢調査人口（平成二十二年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。）で除して得た数を乗じて得た数をいう。以下この項において同じ。）が、平成三十二年見込人口の最も少ない都道府県の区域内における平成三十二年見込人口の最も少ない小選挙区の平成三十二年見込人口以上であつて、かつ、当該平成三十二年見込人口の二倍未満であることを基本とすること。  
**二** 小選挙区の改定案の作成は、旧公職選挙法別表第一に掲げる小選挙区のうち次に掲げるものについて行うことを基本とすること。この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口及び平成三十二年見込人口の均衡を図り（イに掲げる小選挙区の改定案の作成の場合に限る）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。  
**イ** 前号イ及びロの都道府県の区域内の小選挙区  
**ロ** 前項第一号に掲げる都道府県の区域内の小選挙区

ハ 前号の基準に適合しない小選挙区  
**二** ハに掲げる小選挙区を前号の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区

4 新選挙区画定審議会法第二条の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成は、新選挙区画定審議会法第四条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年以内にできるだけ速やかに行うものとする。政府は、新選挙区画定審議会法第四条の規定に基づく改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条

審議会法第三条の規定にかかわらず、次に掲げる基準による勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。  
**（適用区分）**  
**第三条** 第二条の規定による改正後の公職選挙法（以下この条及び次条において「新公職選挙法」という。）の規定（新公職選挙法第十八条第二項及び第一百七十五条第五項の規定を除く。）は、衆議院議員の選舉については一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この項において「一部施行日以後の初回の総選挙」という。）から、衆議院議員の選舉以外の選舉については一部施行日以後その期日を公示され又は告示され又は告示される選舉について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員の総選挙、一部施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選舉及び一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員の選舉（衆議院議員の選舉を除く。）については、なお従前の例による。

2 新公職選挙法第十八条第二項及び第一百七十五条第五項の規定並びに附則第七条の規定による改正後の国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十九条の規定は、一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選舉について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選舉（衆議院議員の選舉を除く。）については、なお従前の例による。

3 附則第六条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十号。以下この項において「新国民審査法」という。）第五条の二第三項から第五項まで（これららの規定を新国民審査法第五条の三第二項から第四項まで及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第五十四条第一項（施行期日）抄

第一項 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**一** 第三条の規定（最高裁判所裁判官国民審査法第三十二条ただし書の改正規定を除く。）並びに次条第十項及び附則第三条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条の規定並びに附則第六条中国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十三条の三の改正規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十一年法律第八十一号）第十七条の二の改正規定並びに附則第九条、第十条及び第十三条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（適用区分）

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法（以下この条において「新公職選挙法」という。）第九条第三項から第五項まで、第四十四条

第三項、第四十八条の二第一項、第四十九条の二第四項及び第五十七条第一項の規定並びに附則第八条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第二及び別表第四の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

二 新公職選挙法第二十二条及び二百六十九条の規定は、基準日（選挙人名簿に登録されるる選挙人の年齢を除く。）の決定の基準とな

る日をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後である選挙人名簿の登録について適用し、基準日が施行日前である選挙人名簿の登録について、なお従前の例による。

三 基準日が施行日前である選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

四 新公職選挙法第二十四条第一項及び第二十五条第四項の規定は、基準日が施行日以後である選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟については、なお従前の例による。

五 新公職選挙法第二十八条の二第一項後段及び第二百七十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、基準日が施行日以後である選挙人名簿の抄本の閲覧（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年六月一六日法律第五六号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二月

を経過した日から施行する。

附 則（平成二十九年六月二一日法律第六六号）抄

（施行期日）

この法律は、平成三十一年三月一日から施行する。

附 則（平成二十九年六月二一日法律第六六号）抄

（適用区分）

この法律による改正後の公職選挙法の規定

は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

二 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定（新法第四条第二項及び別表第三の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初

めに施行する公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示されるる都道府県又は市の議会の議員の選挙についてその期日を公示されるる参議院議員の通常選

適用し、調製の期日が施行日前である選挙人名簿の調製については、なお従前の例による。

（施行期日）抄

（適用区分）

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

（施行期日）抄

（適用区分）

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

二 第二条の規定並びに附則第六条中国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十三条の三の改正規定、附則第八条中住民基本台帳法

の規定は、新公職選挙法第三十条の八第一項各号に掲げる期間の初日又は期日が施行日の翌日以後である在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について適用し、縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について適用する。

三 新公職選挙法第三十条の十二後段及び第二百七十条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、在外選挙人名簿の登録に係る新公職選挙法第三十条の八第一項各号に掲げる期間の初日又は期日が施行日の翌日以後である場合における当該期間又は期日に行われる在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出について適用し、縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧期間に行われる在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出については、なお従前の例によ

る場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

（施行期日）抄

（適用区分）

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十五年六月一日から施行する。

四 新公職選挙法第三十条の八第一項各号に掲げる期間の初日又は期日が施行日の翌日以後である在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について適用し、縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について適用する。

五 新公職選挙法第三十条の十二後段及び第二百七十条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、在外選挙人名簿の登録に係る新公職選挙法第三十条の八第一項各号に掲げる期間の初日又は期日が施行日の翌日以後である場合における当該期間又は期日に行われる在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出について適用し、縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧期間に行われる在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出については、なお従前の例によ

る場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

（施行期日）抄

（適用区分）

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十五年六月一日から施行する。

六 新公職選挙法第三十条の八第一項各号に掲げる期間の初日又は期日が施行日の翌日以後である在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について適用し、縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について適用する。

七 縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に係る縦覧については、なお従前の例による。

八 新公職選挙法第三十条の八及び第三十条の九の規定は、新公職選挙法第三十条の八第一項各号に掲げる期間の初日又は期日が施行日の翌日以後である在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について適用し、縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について適用する。

九 新公職選挙法第三十条の八第一項各号に掲げる期間の初日又は期日が施行日の翌日以後である在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について適用し、縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について適用する。

（施行期日）抄

（適用区分）

第一条 この法律は、平成三〇年六月一七日法律第六五号抄

（施行期日）抄

（適用区分）

第一条 この法律は、平成三〇年六月一七日法律第六五号抄







丁目、栄通四丁目、栄通五丁目、栄通六 丁目、栄通七丁目、栄通八丁目、栄通九 丁目、栄通十丁目、栄通十一丁目、栄通 十二丁目、栄通十三丁目、栄通十四丁 目、栄通十五丁目、栄通十六丁目、栄通 十七丁目、栄通十八丁目、栄通十九丁 目、栄通二十丁目、栄通二十一丁目、流 通セントラ一丁目、流通セントラ二丁 目、流通セントラ三丁目、流通セントラ 四丁目、流通セントラ五丁目、流通セント ラ六丁目、流通セントラ七丁目、川北 四条一丁目、川北四条二丁目(二番に限 る)、川北五条一丁目、川北
北海道渡島総合振興局管内
北海道檜山振興局管内
第九区
室蘭市 苦小牧市 登別市 伊達市

北海道胆振総合振興局管内
北海道日高振興局管内
第十区
夕張市 岩見沢市 留萌市 美唄市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 北海道空知総合振興局管内
第五区
札幌市 石狩市 千歳市 恵庭市 厚別区 江別市 北広島市 士別市 名寄市 富良野市 第七区 北海道上川総合振興局管内
第一区に属しない区域
札幌市 西区

上北郡 七戸町 六戸町 第三区 弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡 岩手県 第一区 盛岡市 第二区 紫波郡 宮古市 大船渡市 久慈市 遠野市 陸前高田市 大戸市 八幡平市 滝沢市 釜石市 気仙郡 岩手郡 手郡 上閉伊郡 下閉伊郡 第一区 青森市 むつ市 東津軽郡 上北郡 野辺地町 横浜町 第六区 旭川市 土別市 名寄市 富良野市 第七区 函館市 北斗市 第八区 北海道釧路総合振興局管内
おいらせ町 三戸郡 東北町 六戸町 第三区 弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡 岩手県 第一区 盛岡市 第二区 紫波郡 宮古市 大船渡市 久慈市 遠野市 陸前高田市 大戸市 八幡平市 滝沢市 釜石市 気仙郡 岩手郡 手郡 上閉伊郡 下閉伊郡 第一区 青森市 むつ市 東津軽郡 上北郡 野辺地町 横浜町 第六区 旭川市 土別市 名寄市 富良野市 第七区 函館市 北斗市 第八区 北海道釧路総合振興局管内
北海道宗谷総合振興局管内
第十二区
帯広市 北海道十勝総合振興局管内

岩手県 第一区 盛岡市 第二区 紫波郡 宮古市 大船渡市 久慈市 遠野市 陸前高田市 大戸市 八幡平市 滝沢市 釜石市 気仙郡 岩手郡 手郡 上閉伊郡 下閉伊郡 第一区 青森市 むつ市 東津軽郡 上北郡 野辺地町 横浜町 第六区 旭川市 土別市 名寄市 富良野市 第七区 函館市 北斗市 第八区 北海道釧路総合振興局管内

岩手県 第一区 盛岡市 第二区 紫波郡 宮古市 大船渡市 久慈市 遠野市 陸前高田市 大戸市 八幡平市 滝沢市 釜石市 気仙郡 岩手郡 手郡 上閉伊郡 下閉伊郡 第一区 青森市 むつ市 東津軽郡 上北郡 野辺地町 横浜町 第六区 旭川市 土別市 名寄市 富良野市 第七区 函館市 北斗市 第八区 北海道釧路総合振興局管内





匝瑳市  
香取市  
香取郡  
第一区  
茂原市  
東金市  
勝浦市  
山武市  
いすみ市  
大網白里市  
夷隅郡  
長生郡  
木更津市  
袖ヶ浦市  
南房総市  
安房郡  
第十三区  
我孫子市  
鎌ヶ谷市  
印旛郡  
印西市  
白井市  
富里市  
千代田区  
第一区  
船橋市  
第一区  
習志野市  
東京都  
第一区  
第四区に属しない区域

大田区大森東特別出張所管内  
大田区大森西特別出張所管内  
大田区入新井特別出張所管内  
大田区馬込特別出張所管内  
大田区池上特別出張所管内  
大田区新井宿特別出張所管内  
大田区久が原特別出張所管内（池上三丁目に  
属する区域に限る。）  
大田区糀谷特別出張所管内  
大田区羽田特別出張所管内  
大田区六郷特別出張所管内  
大田区矢口特別出張所管内（矢口二丁目（一  
番に限る。）及び矢口三丁目（一番及び八  
番に限る。）に属する区域に限る。）  
大田区蒲田西特別出張所管内  
大田区蒲田東特別出張所管内  
第五区  
世田谷区  
世田谷区池尻まちづくりセンター管内  
世田谷区太子堂まちづくりセンター管内  
世田谷区若林まちづくりセンター管内  
世田谷区上町まちづくりセンター管内  
世田谷区下馬まちづくりセンター管内  
世田谷区上馬まちづくりセンター管内  
世田谷区代沢まちづくりセンター管内  
世田谷区奥沢まちづくりセンター管内  
世田谷区九品仏まちづくりセンター管内  
世田谷区等々力まちづくりセンター管内  
世田谷区上野毛まちづくりセンター管内  
世田谷区用賀まちづくりセンター管内  
世田谷区二子玉川まちづくりセンター管内  
世田谷区深沢まちづくりセンター管内  
第五区に属しない区域  
第七区  
港区  
第六区  
世田谷区  
第五区に属しない区域  
第七区  
港区  
第六区  
世田谷区  
第五区に属しない区域  
第七区  
練馬区  
第九区  
文京区  
第十区

山三丁目、浜田山四丁目、大宮二丁目（五  
番から十八番までに限る。）高円寺南二丁  
目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目、高  
円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺北  
四丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南二丁  
目、阿佐谷南三丁目、阿佐谷北一丁目、阿  
佐谷北二丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷北  
四丁目、阿佐谷北五丁目、阿佐谷北六丁  
目、天沼一丁目、天沼二丁目、天沼三丁  
目、本天沼一丁目、本天沼二丁目、本天沼  
三丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成  
田西三丁目、成田西四丁目、成田東一丁  
目、成田東二丁目、成田東三丁目、成田東  
四丁目、成田東五丁目、成田東六丁目、成  
田東七丁目、成田東八丁目、成田東九丁  
目、今川四丁目、清水一丁目、清水二丁  
目、清水三丁目、桃井一丁目、桃井二丁  
目、桃井三丁目、桃井四丁目、井草一丁  
目、井草二丁目、井草三丁目、井草四丁  
目、井草五丁目、下井草一丁目、下井草二  
目、下井草三丁目、下井草四丁目、下井  
草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、  
上井草三丁目、上井草四丁目、善福寺一丁  
目、善福寺二丁目、善福寺三丁目、善福寺  
四丁目、松庵一丁目、松庵二丁目、松庵三  
丁目、宮前一丁目、宮前二丁目、宮前三丁  
目、宮前四丁目、宮前五丁目、久我山一丁  
目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山  
四丁目、久我山五丁目、高井戸東一丁目、  
高井戸二丁目、上高井戸三丁目  
第五区  
練馬区  
第九区  
文京区  
第十区

山三丁目、浜田山四丁目、大宮二丁目（五  
番から十八番までに限る。）高円寺南二丁  
目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目、高  
円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺北  
四丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南二丁  
目、阿佐谷南三丁目、阿佐谷北一丁目、阿  
佐谷北二丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷北  
四丁目、阿佐谷北五丁目、阿佐谷北六丁  
目、天沼一丁目、天沼二丁目、天沼三丁  
目、本天沼一丁目、本天沼二丁目、本天沼  
三丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成  
田西三丁目、成田西四丁目、成田東一丁  
目、成田東二丁目、成田東三丁目、成田東  
四丁目、成田東五丁目、成田東六丁目、成  
田東七丁目、成田東八丁目、成田東九丁  
目、今川四丁目、清水一丁目、清水二丁  
目、清水三丁目、桃井一丁目、桃井二丁  
目、桃井三丁目、桃井四丁目、井草一丁  
目、井草二丁目、井草三丁目、井草四丁  
目、井草五丁目、下井草一丁目、下井草二  
目、下井草三丁目、下井草四丁目、下井  
草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、  
上井草三丁目、上井草四丁目、善福寺一丁  
目、善福寺二丁目、善福寺三丁目、善福寺  
四丁目、松庵一丁目、松庵二丁目、松庵三  
丁目、宮前一丁目、宮前二丁目、宮前三丁  
目、宮前四丁目、宮前五丁目、久我山一丁  
目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山  
四丁目、久我山五丁目、高井戸東一丁目、  
高井戸二丁目、上高井戸三丁目  
第五区  
練馬区  
第九区  
文京区  
第十区







勝山市	大野市	あわら市	坂井市
吉田郡	敦賀市	越前市	小浜市
南条郡	三方郡	今立郡	鯖江市
丹生郡	大飯郡	南条郡	吉田郡
越前市	三方上中郡	今立郡	勝山市
甲府市	第一区	大飯郡	あわら市
韋崎市	第二区	三方郡	大野市
北杜市	第三区	大飯郡	吉田郡
甲斐市	第四区	三方郡	敦賀市
西八代郡	第五区	大飯郡	越前市
中央市	第六区	三方郡	小浜市
南巨摩郡	第七区	大飯郡	鯖江市
中巨摩郡	第八区	三方郡	吉田郡
富士吉田市	第九区	大飯郡	南条郡
山梨市	第十区	三方郡	今立郡
笛吹市	第十一区	大飯郡	南条郡
大月市	第十二区	三方郡	吉田郡
都留市	第十三区	大飯郡	勝山市
甲州市	第十四区	三方郡	あわら市
南都留郡	第十五区	大飯郡	大野市
北都留郡	第十六区	三方郡	吉田郡
上野原市	第十七区	大飯郡	南条郡
長野市	第十八区	三方郡	今立郡
長野市篠ノ井支所管内	第十九区	大飯郡	南条郡
長野市若穂支所管内	第二十区	三方郡	吉田郡
長野市松代支所管内	第二十一区	大飯郡	勝山市
長野市川中島支所管内	第二十二区	三方郡	あわら市
長野市更北支所管内	第二十三区	大飯郡	大野市
長野市七二会支所管内	第二十四区	三方郡	吉田郡
本府管内	第二十五区	大飯郡	南条郡
長野市	第二十六区	三方郡	今立郡
第一区	第二十七区	大飯郡	南条郡
長野市	第二十八区	三方郡	吉田郡

長野市信玄支所管内	長野市古里支所管内	長野市柳原支所管内	長野市浅川支所管内
長野市大豆島支所管内	長野市朝陽支所管内	長野市若槻支所管内	長野市長沼支所管内
長野市安茂里支所管内	長野市小田切支所管内	長野市芋井支所管内	長野市市安田支所管内
長野市古牧支所管内	長野市三輪支所管内	長野市吉田支所管内	長野市長沼支所管内
長野市中野市	長野市飯山市	須坂市	大町市
安曇野市	上高井郡	下高井郡	下水内郡
第三区	東御市	上田市	北安曇郡
佐久市	小諸市	千曲市	上水内郡
北佐久郡	南佐久郡	佐久市	北安曇郡
小県郡	塩尻市	茅野市	諏訪市
第四区	岡谷市	諏訪郡	木曾郡

第五区 飯田市 伊那市 駒ヶ根市 岐阜県  
第一区 下伊那郡 上伊那郡  
岐阜市 第二区 大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 摂斐郡 関市 美濃市 羽島市 本巣市 羽島郡 本巣郡 山県市 各務原市 高山市 飛驒市 可児市 美濃加茂市  
第一区 静岡市 第五区 多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市 第一区 静岡市 菅原郡 大野郡 可児郡 加茂郡 下呂市 郡上市 郡上市 可児市  
骏河区 荻窓郡 静岡県 静岡市





睦野四丁目、東睦野五丁目、東睦野六丁目、東睦野山手一丁目、東睦野山手二丁目、長尾町、西睦野一丁目、西睦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、綠が丘一丁目、綠が丘二丁目、山下町、山下、家、網干区坂出、網干区坂上、網干区新在家、網干区田井、網干区高田、網干区津市、伊丹市、朝来市、川辺郡、美方郡、第六区、伊丹市、朝来市、宝塚市、川西市
第五区に属しない区域
第七区
第二区に属しない区域
相野、青山、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山北一丁目、青山北二丁目、青山北三丁目、青山西一丁目、青山西二丁目、青山西三丁目、青山西四丁目、青山西五丁目、青山南一丁目、青山南二丁目、青山南三丁目、青山南四丁目、朝日町、阿保、網干区網干浜、網干区大江島、網干区大江島寺前町、網干区大江島古川町、網干区興浜、網干区垣内北町、網干区垣内中町、網干区垣内南町、網干区北新在内、北平野台町、北平野南の町、北八代一丁目、北八代二丁目、北夢前台一丁目、北

干区垣内西町、網干区垣内東町、網干区垣内本町、網干区垣内南町、網干区北新在家、網干区坂出、網干区坂上、網干区新在家、網干区田井、網干区高田、網干区津市、伊丹市、朝来市、川辺郡、美方郡、第六区、伊丹市、朝来市、宝塚市、川西市
第二区に属しない区域
第七区
西宮市
第八区
尼崎市
第九区
芦屋市
第十区
洲本市
高砂市
加古郡
第十一区
姫路市

相野、青山、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山北一丁目、青山北二丁目、青山北三丁目、青山西一丁目、青山西二丁目、青山西三丁目、青山西四丁目、青山西五丁目、青山南一丁目、青山南二丁目、青山南三丁目、青山南四丁目、朝日町、阿保、網干区網干浜、網干区大江島、網干区大江島寺前町、網干区大江島古川町、網干区興浜、網干区垣内北町、網干区垣内中町、網干区垣内南町、網干区北新在内、北平野台町、北平野南の町、北八代一丁目、北八代二丁目、北夢前台一丁目、北
第二区に属しない区域
第七区
西宮市
第八区
尼崎市
第九区
芦屋市
第十区
洲本市
高砂市
加古郡
第十一区
姫路市

相野、青山、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、青山五丁目、青山六丁目、青山北一丁目、青山北二丁目、青山北三丁目、青山西一丁目、青山西二丁目、青山西三丁目、青山西四丁目、青山西五丁目、青山南一丁目、青山南二丁目、青山南三丁目、青山南四丁目、朝日町、阿保、網干区網干浜、網干区大江島、網干区大江島寺前町、網干区大江島古川町、網干区興浜、網干区垣内北町、網干区垣内中町、網干区垣内南町、網干区北新在内、北平野台町、北平野南の町、北八代一丁目、北八代二丁目、北夢前台一丁目、北
第二区に属しない区域
第七区
西宮市
第八区
尼崎市
第九区
芦屋市
第十区
洲本市
高砂市
加古郡
第十一区
姫路市



第一区 岡山県 鹿足郡 邑智郡 江津市 大田市 益田市 出雲市 浜田市 第二区 隠岐郡 飯石郡 仁多郡 雲南市 安来市 松江市 第一区 琴浦町 湯梨浜町 東伯郡 日野郡 西伯郡 島根県 第二区 北栄町 第一区 三朝町 烏取郡 第一区 有田郡 伊都郡 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡 御坊市 新宮市 海草郡 田辺市 有田市 橋本市 海南省

北区 岡山市 備前市 赤磐市 和气郡 加賀郡 第二区 岡山市 南区 東区 中区 濑戸内市 玉野市 津山市 笠岡市 井原市 高梁市 真庭市 新見市 小田郡 苦田郡 真庭郡 浅口郡 美作市 真庭市 新見市 久米郡 英田郡 勝田郡 英田郡 萩原郡 岩国市 大原郡 宇部市 佐伯区 西区 広島市 第二区 坂町 海田町 府中町 安芸郡 南区 東区 中区 广島県 第一区 都道府県 倉敷市 第四分区 久米郡 英田郡 勝田郡 英田郡 萩原郡 岩国市 大原郡 宇部市

大竹市	甘日市	第三区
廣島市	安芸高田市	安芸区
安佐南区	安佐北区	第四区
山県郡	竹原市	第五区
東広島市	江田島市	第六区
安芸郡	神石郡	第七区
豊田郡	世羅郡	第八区
尾道市	庄原市	第九区
府中市	三次市	第十区
山口市	岩国市	第十一区
防府市	下松市	第十二区
宇部市	柳井市	第十三区
第一区	光市	第十四区
山口県	大島郡	第十五区
第三区	玖珂郡	第十六区
下関市	熊毛郡	第十七区
萩市	第三区	第十八区
長門市	第三区	第十九区
美祢市	第三区	第二十区
山陽小野田市		

第一区	徳島市	勝浦郡	名東郡	阿南市
	小松島市	那賀郡	西郡	
	吉野川市	阿波市	三好市	美馬市
	高松市	板野郡	板野郡	三好市
	第一区	三好郡	美馬郡	吉野川市
香川県	高松市	高松市	高松市	高松市
		木太出張所管内	仏生山総合センター管内	古高松出張所管内
		山田支所管内	勝賀総合センター管内	屋島出張所管内
		前田出張所管内		川岡出張所管内
		川添出張所管内		円座出張所管内
		女木出張所管内		榎紙出張所管内
		男木出張所管内		木出張所管内
第二区	小豆郡	香川郡	丸亀市	さぬき市
	高松市	高松市	綾歌市民総合センター管内	飯山市民総合センター管内
第一区に属しない区域				





第一区	田川市	行橋市	第十ー区
第二区	豊前市	田川郡	田川郡
第三区	篠上郡	京都郡	京都郡
第四区	佐賀市	筑上郡	大村郡
第五区	佐賀市	佐賀縣	佐賀縣
第六区	鳥栖市		
第七区	神埼市		
第八区	伊万里市		
第九区	多久市		
第十区	唐津市		
第十一区	長崎市	長崎縣	
第十二区	大村市	対馬市	
第十三区	諫早市	島原市	
第十四区	嬉野市	島原市	
第十五区	小城市	市	
第十六区	鹿島市	市	
第十七区	武雄市	市	
第十八区	東松浦郡	東松浦郡	
第十九区	西松浦郡	西松浦郡	
第二十区	杵島郡	杵島郡	
第二十一区	藤津郡	藤津郡	
第二十二区	三養基郡	三養基郡	
第二十三区			
第二十四区			
第二十五区			
第二十六区			
第二十七区			
第二十八区			

第一区	西区	北区	中央区	熊本郡
第二区	南区	東区	第三区	西区
第三区	荒尾市	熊本市	熊本市	熊本市
第四区	玉名郡	玉名郡	玉名郡	玉名郡
第五区	山鹿市	山鹿市	山鹿市	山鹿市
第六区	阿蘇郡	阿蘇郡	阿蘇郡	阿蘇郡
第七区	菊池市	菊池市	菊池市	菊池市
第八区	合志市	合志市	合志市	合志市
第九区	八代市	八代市	八代市	八代市
第十区	人吉市	人吉市	人吉市	人吉市
第十一区	宇土市	宇土市	宇土市	宇土市
第十二区	天草市	天草市	天草市	天草市
第十三区	水俣市	水俣市	水俣市	水俣市
第十四区	葦北郡	葦北郡	葦北郡	葦北郡
第十五区	下益城郡	下益城郡	下益城郡	下益城郡
第十六区	宇土郡	宇土郡	宇土郡	宇土郡
第十七区	球磨郡	球磨郡	球磨郡	球磨郡
第十八区	葦北郡	葦北郡	葦北郡	葦北郡
第十九区	大分郡	大分郡	大分郡	大分郡
第二十区	本府管内	大分市	大分市	大分市
第二十一区	鶴崎支所管内	鶴崎支所管内	鶴崎支所管内	鶴崎支所管内
第二十二区	大南支所管内	大南支所管内	大南支所管内	大南支所管内
第二十三区	植田支所管内	植田支所管内	植田支所管内	植田支所管内
第二十四区	（大字廻柄野 ら七百四十七番地二まで、六百十八 番地二まで、八百三十二番地一まで、 八百三十三番地二から八百三十六番地 三まで、八百三十八番地一から八百三十九番地 二まで、八百四十一番地一から八百四十二番地 七番地三から五百九十一番地から一千六百八十八番地 か）			

第一区	日田市	坂ノ市	第一区に属しない区域
第二区	佐伯市	明野支所管内	大在支所管内
第三区	由布市	由布市	由布市
第四区	玖珠郡	玖珠郡	玖珠郡
第五区	東国東郡	東国東郡	東国東郡
第六区	速見郡	速見郡	速見郡
第七区	中津市	中津市	中津市
第八区	東諸縣郡	東諸縣郡	東諸縣郡
第九区	宮崎市	宮崎市	宮崎市
第十区	延岡市	延岡市	延岡市
第十一区	日向市	日向市	日向市
第十二区	西都市	西都市	西都市
第十三区	児湯郡	児湯郡	児湯郡
第十四区	白杵郡	白杵郡	白杵郡
第十五区	北諸縣郡	北諸縣郡	北諸縣郡
第十六区	えびの市	えびの市	えびの市
第十七区	串間市	串間市	串間市
第十八区	日南市	日南市	日南市
第十九区	小林市	小林市	小林市
第二十区	都城市	都城市	都城市
第二十一区	第三区	第三区	第三区
第二十二区	大島郡	大島郡	大島郡
第二十三区	南九州	南九州	南九州
第二十四区	奄美市	奄美市	奄美市
第二十五区	枕崎市	枕崎市	枕崎市
第二十六区	指宿市	指宿市	指宿市
第二十七区	南さつま市	南さつま市	南さつま市
第二十八区	枕崎市	枕崎市	枕崎市

第一区	伊佐市	大島郡	第一区に属しない区域
第二区	日置市	南九州市	伊佐市
第三区	阿久根市	奄美市	阿久根市
第四区	薩摩郡	大島郡	薩摩郡
第五区	出水市	伊佐市	日置市
第六区	垂水市	日置市	垂水市
第七区	鹿屋市	伊佐市	垂水市
第八区	始良郡	伊佐市	始良郡
第九区	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡
第十区	出水郡	日置市	垂水市
第十一区	西之表市	伊佐市	日置市
第十二区	霧島市	伊佐市	日置市
第十三区	肝属郡	伊佐市	日置市
第十四区	曾於市	伊佐市	日置市
第十五区	曾於市	伊佐市	日置市
第十六区	熊毛郡	伊佐市	日置市
第十七区	志布志市	伊佐市	日置市
第十八区	那覇市	伊佐市	日置市
第十九区	沖縄県	伊佐市	日置市
第二十区	嘉数村	伊佐市	日置市
第二十一区	渡間村	伊佐市	日置市
第二十二区	喜名村	伊佐市	日置市
第二十三区	國村	伊佐市	日置市
第二十四区	南大東村	伊佐市	日置市

別表第二（第十三条関係）											
埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県
選挙区	北関東	東北	北海道	選挙区	秋田県	岩手県	青森県	福島県	宮城県	山形県	秋田県
十九人	十二人	八人	十二人	議員数	伊是名村	伊平屋村	うるま市	沖縄市	名護市	浦添市	久米島町
八重山郡	八重山郡	八重瀬町	南風原町	与那原町	島尻郡	南城市	糸満市	豊見城市	宮古島市	國頭郡	北大東村
この表中「本庁管内」とは、市町村（指定都市にあつては、区。以下同じ。）の区域のうち、支所又は出張所（それぞれ当該市町村の区域の一部を所管区域とするものに限る。）の所管区域に属しない区域をいう。	別表第一（第十四条関係）										
選挙区	北海道	選挙区	沖縄県	鹿児島県	宮崎県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県
六人	二十人	六人	十人	二十八人	二十一人	十人	十九人	二十三人	南関東	千葉県	神奈川県
別表第三（第十四条関係）	四国	徳島県	香川県	山口県	岡山県	鳥取県	島根県	和歌山県	奈良県	滋賀県	三重県
大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	山口県	岡山県	中国	近畿
鹿児島県	宮崎県	鹿児島県	和歌山県	静岡県	岐阜県						
沖縄県	沖縄県	沖縄県	沖縄県	沖縄県	沖縄県	沖縄県	沖縄県	沖縄県	沖縄県	新潟県	東京都
六人	議員数										
別表第四（第十四条関係）											
沖縄県	鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	山口県	岡山県	愛媛県	徳島県及び高知県

二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二二二二二二二八十六八二二四二二二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二二二二二二二二二二二二二二二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二二二二二二二二二二二二二二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二二二二二二二二二二二二二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二二二二二二二二二二二二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二二二二二二二二二二二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二二二二二二二二二二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二二二二二二二二二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二二二二二二二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二二二二二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四二  
二二二二二二二二六二二二四二二二六八四二二二八四



## 選挙・政治資金

[総務省トップ](#) > [政策](#) > [選挙・政治資金制度](#) > [選挙](#) > [最近の動き](#) > 衆議院小選挙区の区割りの改定等について

### 選挙

[政治資金・政党助成](#)

[国民投票制度](#)

[国民審査選挙](#)

### 最近の動き 法令改正

#### 衆議院小選挙区の区割りの改定等について

公職選挙法の一部を改正する法律（区割り改定法）が令和4年11月28日に公布され、同年12月28日から施行されました。

衆議院議員選挙区画定審議会においては、衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、令和2年の国勢調査の結果に基づき25都道府県140選挙区の改定案がとりまとめられ、令和4年6月16日に内閣総理大臣に対し勧告がなされたところです。区割り改定法は、この勧告を受けて小選挙区の改定を行うものです。

なお、小選挙区の数は、東京都で5増加、神奈川県で2増加、3つの県（埼玉県、千葉県、愛知県）でそれぞれ1増加し、10の県（宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、長崎県）でそれぞれ1減少します（10増10減）。

また、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数については、東京都選挙区で2、南関東選挙区で1増加し、3選挙区（東北、北陸信越、中国）でそれぞれ1減少します（3増3減）。

#### なるほど！選挙

選挙の意義  
選挙権と被選挙権  
選挙の種類  
立候補  
立候補を目指す方へ  
投票  
投票制度  
選挙管理機関  
選挙人名簿  
寄附の禁止  
選挙公営  
インターネット選挙運動の解禁に関する情報  
明るい選挙の推進／めいすいくんについて

#### 最近の動き

法令改正通知  
研究会等  
名称保護届出

#### 資料集

選挙関連資料  
リンク集

選挙トップ



# 衆議院小選挙区の区割り

## 25都道府県140選挙区で変わります

各都道府県の令和2年国勢調査人口（日本国民の人口）に基づき定数配分を行い、5都県で定数が1～5増加し、10県で定数が1減少します。（10増10減）

### 定数が増加する団体

埼玉県（15→16）  
千葉県（13→14）  
東京都（25→30）  
神奈川県（18→20）  
愛知県（15→16）

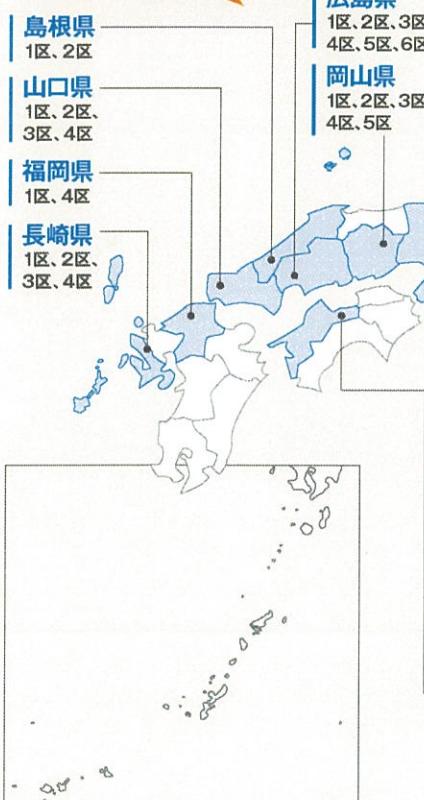
### 定数が減少する団体

宮城県（6→5）  
新潟県（6→5）  
和歌山県（3→2）  
広島県（7→6）  
愛媛県（4→3）

福島県（5→4）  
滋賀県（4→3）  
岡山県（5→4）  
山口県（4→3）  
長崎県（4→3）

※各都道府県の具体的な区割りについては、総務省、各都道府県選挙管理委員会または各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

右図の25都道府県が  
衆議院小選挙区の改定の  
対象となります。



今回の区割り改定により  
変更される140選挙区



宮城県  
1区、3区、4区、5区

福島県  
1区、2区、3区、4区

栃木県  
1区、2区、4区、5区

群馬県  
1区、2区、3区、5区

茨城県  
1区、2区、4区、6区

埼玉県  
1区、2区、3区、5区  
6区、7区、8区、11区  
12区、13区、14区、  
15区、16区、17区、18区、  
19区、21区、22区、23区、  
24区

千葉県  
2区、4区、5区、6区  
8区、10区、11区、12区、  
13区、14区、15区、16区、  
17区、18区

東京都  
1区、2区、3区、4区、5区、6区、  
7区、8区、9区、10区、11区、  
12区、13区、14区、16区、  
17区、18区、19区、21区、  
22区、23区、24区

神奈川県  
5区、7区、8区、9区、10区、  
13区、14区、15区、16区、  
17区、18区

※今回の衆議院小選挙区の改定内容を記載した地図を、総務省ホームページ

⇒[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/shu\\_kuwari/shu\\_kuwari\\_4.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_4.html)に掲載しています。

**■改定による人口最少選挙区との較差が2倍以上の選挙区の数  
(令和2年日本国民の人口)**

改定前 **23** 選挙区

改定後 **0** 選挙区

**■改定による最大人口較差 (令和2年日本国民の人口)**

改定前  
最大 東京22区 574,264人  
最小 鳥取2区 273,973人

**2.096倍**

改定後  
最大 福岡2区 547,664人  
最小 鳥取2区 273,973人

**1.999倍**

## 衆議院比例代表選挙区(ブロック)別定数が5ブロックで変わります。

各ブロックの令和2年国勢調査人口(日本国民の人口)に基づき定数配分を行い、2ブロックで定数が1~2増加し、3ブロックで定数が1減少します。(3増3減)

**定数が増加するブロック**

南関東ブロック (22→23)  
(千葉県・神奈川県・山梨県)  
東京都ブロック (17→19)

**定数が減少するブロック**

東北ブロック (13→12)  
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)  
北陸信越ブロック (11→10)  
(新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県)  
中国ブロック (11→10)  
(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)



## 適用は

上記の改正は、施行の日(令和4年12月28日)以後初めてその期日を公示される衆議院総選挙から適用されます。

なお、この総選挙以前に行われる補欠選挙は、従来の選挙区によって行われます。

## ～今回の区割り改定と定数改正について～

今回の区割り改定と定数改正は、令和2年の大規模国勢調査の結果による日本国民の人口に基づいて、一票の較差のために行われました。

衆議院議員小選挙区の区割り改定は、10年ごとに行われる大規模国勢調査の日本国民の人口に基づき、都道府県ご定数配分をいわゆるアダムズ方式により行った上で、各選挙区の人口較差を2倍未満にすることとされています。

比例代表選挙区(ブロック)の定数改正も、10年ごとに行われる大規模国勢調査の日本国民の人口に基づき、いわゆるアダムズ方式により行うこととされています。



Ministry of Internal Affairs and Communications

## 衆議院小選挙区選出議員の選挙区(都道府県別)

北海道	青森県	岩手県	宮城县	秋田県	山形県	福島県
県	県	県	県	県	県	県
茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
県	県	県	県	県	都	県

新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	
奈良県	和歌山县	鳥取県	島根県	岡山县	広島県	山口県
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		

## 衆議院小選挙区の区域が改定される25都道府県

### (1) 区域が変更される都道府県

都道府県名	変更される選挙区	図面
北海道	3区、4区、5区	<a href="#">区割り</a>
宮城県	1区、3区、4区、5区、6区	<a href="#">区割り</a>
福島県	1区、2区、3区、4区、5区	<a href="#">区割り</a>
茨城県	1区、2区、4区、6区、7区	<a href="#">区割り</a>
栃木県	1区、2区、4区、5区	<a href="#">区割り</a>
群馬県	1区、2区、3区、5区	<a href="#">区割り</a>
埼玉県	1区、2区、3区、5区、6区、7区、8区、11区、12区、13区、14区、15区	<a href="#">区割り</a>
千葉県	2区、4区、5区、6区、7区、8区、10区、11区、13区	<a href="#">区割り</a>
東京都	1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区、16区、17区、18区、19区、21区、22区、23区、24区	<a href="#">区割り</a>
神奈川県	5区、7区、8区、9区、10区、13区、14区、15区、16区、17区、18区	<a href="#">区割り</a>
新潟県	1区、2区、3区、4区、5区、6区	<a href="#">区割り</a>
岐阜県	1区、3区	<a href="#">区割り</a>
静岡県	1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区	<a href="#">区割り</a>
愛知県	5区、6区、7区、9区、10区、11区、14区	<a href="#">区割り</a>
滋賀県	2区、3区、4区	<a href="#">区割り</a>
大阪府	8区、9区	<a href="#">区割り</a>
兵庫県	5区、6区	<a href="#">区割り</a>
和歌山県	1区、2区、3区	<a href="#">区割り</a>
島根県	1区、2区	<a href="#">区割り</a>

都道府県名	変更される選挙区	図面
岡山県	1区、2区、3区、4区、5区	<a href="#">区割り</a>
広島県	1区、2区、3区、4区、5区、6区	<a href="#">区割り</a>
山口県	1区、2区、3区、4区	<a href="#">区割り</a>
愛媛県	1区、2区、3区、4区	<a href="#">区割り</a>
福岡県	1区、4区	<a href="#">区割り</a>
長崎県	1区、2区、3区、4区	<a href="#">区割り</a>

## (2) 新たに分割又は分割の区域が変更される市区

都道府県名	図面	各団体区割り改定周知ページ
北海道 札幌市	<a href="#">区割り</a> <a href="#">図面</a>	<a href="https://www.city.sapporo.jp/senkan/shugiin_shosenkyoku_heisei.html">https://www.city.sapporo.jp/senkan/shugiin_shosenkyoku_heisei.html</a>
埼玉県 川口市	<a href="#">区割り</a> <a href="#">図面</a>	<a href="https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/06020/010/17/40786.html">https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/06020/010/17/40786.html</a>
千葉県 市川市	<a href="#">区割り</a> <a href="#">図面</a>	<a href="https://www.city.ichikawa.lg.jp/ele01/1541000001.html">https://www.city.ichikawa.lg.jp/ele01/1541000001.html</a>
千葉県 船橋市	<a href="#">区割り</a> <a href="#">図面</a>	<a href="https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/senkyo/006/p108573.html">https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/senkyo/006/p108573.html</a>
東京都 大田区	<a href="#">区割り</a> <a href="#">図面</a>	<a href="https://www.city.ota.tokyo.jp/senkyo/houkaisei/shuugiin_shou.html">https://www.city.ota.tokyo.jp/senkyo/houkaisei/shuugiin_shou.html</a>
東京都 世田谷区	<a href="#">区割り</a> <a href="#">図面</a>	<a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujii/kusei/007/001/d002016.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujii/kusei/007/001/d002016.html</a>
東京都 杉並区	<a href="#">区割り</a> <a href="#">図面</a>	<a href="https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0411/1078031.html">https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0411/1078031.html</a>

都道府県名	図面	各団体区割り改定周知ページ
板橋区	区割り 図 面	<a href="https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kusei/senkyo/1042564.html">https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kusei/senkyo/1042564.html</a>
練馬区	区割り 図 面	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/senkyo/oshirase/kuwar">https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/senkyo/oshirase/kuwar</a>
足立区	区割り 図 面	
江戸川区	区割り 図 面	<a href="https://www.city.edogawa.tokyo.jp/senkyo/tohyojo/kuwarihen">https://www.city.edogawa.tokyo.jp/senkyo/tohyojo/kuwarihen</a>
八王子市	区割り 図 面	<a href="https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/008/001/p022175">https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/008/001/p022175</a>
兵庫県 川西市	区割り 図 面	
福岡県 福岡市	区割り 図 面	<a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/senkan/senkyo/shisei/syugiin_k">https://www.city.fukuoka.lg.jp/senkan/senkyo/shisei/syugiin_k</a>

### ○改正内容の概要

[改正内容の概要（チラシ）](#)

○公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第89号）

[概要](#)

[要綱](#)[改め文・理由](#)[新旧対照条文](#)[参照条文](#)

## ○通知等

[公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）](#)[在外選挙人証の衆議院小選挙区について（チラシ）](#)

## ○衆議院議員選挙区画定審議会

[衆議院議員選挙区画定審議会](#)[ハーントツノハタの](#)[もどる](#)

## 総務省の紹介



### 広報・報道

[大臣会見・発言等](#)[報道資料](#)[報道予定](#)[広報誌・パンフレット](#)[行事案内](#)[フォトギャラリー](#)

### 政策



### 組織案内



### 所管法令



### 予算・決算



# 日本の地域別将来推計人口

(令和5(2023)年推計)

—令和2(2020)～32(2050)年—

I.	推計方法の概要	1
1.	推計期間	1
2.	推計の対象となる地域	1
3.	推計方法	1
4.	基準人口	2
5.	将来の生残率	2
6.	将来の移動率	3
7.	将来の子ども女性比	3
8.	将来の0-4歳性比	4
II.	都道府県別にみた推計結果の概要	7
1.	都道府県別総人口の推移	7
2.	年齢(0-14歳、15-64歳、65歳以上、 75歳以上)別人口および割合の推移	9
	図表	16
III.	市区町村別にみた推計結果の概要	35
1.	市区町村別総人口の推移	35
2.	年齢(0-14歳、15-64歳、65歳以上、 75歳以上)別人口の推移	37
3.	年齢(0-14歳、15-64歳、65歳以上、 75歳以上)別人口割合の推移	44
	図表	47
IV.	地図	65

令和5年

国立社会保障・人口問題研究所

本報告では個々の市区町村の将来人口推計結果は割愛する。  
個々の市区町村の将来人口推計結果は、国立社会保障・人口問題研究所ホームページ  
(<https://www.ipss.go.jp/>) にて公表する。

## 日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）について

国立社会保障・人口問題研究所では、新たな地域別の将来人口推計を行った。この推計は、市区町村別に将来人口を推計したものである。ただし、福島県においては平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響が甚大で長期に及んでいるため、浜通り地域に属する13市町村（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）についてはそれらの市町村をひとつにまとめた地域を単位（「浜通り地域」）として推計し、浜通り地域以外の中通り地域、会津地域については市町村別に推計した。

この新しい推計の結果は、国立社会保障・人口問題研究所がすでに公表した「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）（以下、「全国推計」とする）による男女・年齢別推計人口の値と合致する。

以下、この新しい推計の概要を報告する。なお、本推計で用いた「人口動態統計」の集計結果には、統計法第32条・第33条に基づき調査票情報を二次利用したものが含まれている。

### I. 推計方法の概要

#### 1. 推計期間

推計期間は、令和2（2020）～32（2050）年まで5年ごとの30年間とした。

#### 2. 推計の対象となる地域

本推計の対象とした地域は、令和5（2023）年12月1日現在の1,883市区町村（東京23区（特別区）、および20政令指定都市の175区と、この他の769市、736町、180村）、および福島県「浜通り地域」から成る1,884地域である。20政令指定都市は、北海道札幌市、宮城県仙台市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市、新潟県新潟市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、岡山県岡山市、広島県広島市、福岡県北九州市、福岡県福岡市、熊本県熊本市であり、これら政令指定都市については区を単位として将来人口を推計し、区別の将来人口の合計を市の将来人口とした。

#### 3. 推計方法

5歳以上の年齢階級の推計においては、コートホールド要因法を用いた。コートホールド要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率などの仮定値を当てはめて将来

人口を計算する方法である。コーホート要因法では、5歳以上の人口推計においては生残率と移動率の仮定値が必要であるが、0-4歳人口の推計においては生残率と移動率に加えて出生率および出生性比に関する仮定値が必要である。しかしながら、市区町村別の出生率は年による変動が大きいことから、本推計では0-4歳人口を子ども女性比および0-4歳性比の仮定値によって推計した。したがって、本推計においては、(1)基準人口、(2)将来の生残率、(3)将来の移動率、(4)将来の子ども女性比、(5)将来の0-4歳性比、が必要となる。本推計のフローチャートは図1の通りである。

#### 4. 基準人口

推計の出発点となる基準人口は、「国勢調査報告」（総務省統計局）による令和2（2020）年10月1日現在、市区町村別、男女・年齢（5歳階級）別人口（総人口）である。ただし、福島県「浜通り地域」については、男女・年齢（5歳階級）別人口（総人口）の13市町村の合計を基準人口に用いた。いずれも、令和2年国勢調査の参考表として公表されている「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」を用いている。

#### 5. 将来の生残率

生残率の仮定値設定では「全国推計」から得られる全国の男女・年齢別生残率を利用した。ただし、生残率には明らかな地域差が存在するため、次のように仮定値を設定した。

55-59歳→60-64歳以下の年齢については、市区町村間の生残率の差は極めて小さいため、都道府県別に将来の生残率を仮定し、それを各都道府県に含まれる市区町村の仮定値とした。具体的には、まず、「日本版死亡データベース」(<https://www.ipss.go.jp/p-toukei/JMD/>)の全国及び都道府県別生命表を用いて、平成27（2015）～令和2（2020）年の都道府県別、男女・年齢別生残率を計算した。次に、この都道府県別、男女・年齢別生残率の全国に対する相対的較差（比）を計算し、令和27（2045）～令和32（2050）年の全国値との相対的較差が、平成27（2015）～令和2（2020）年における相対的較差の2分の1となるよう直線的に減少させた。その上で、この相対的較差と「全国推計」から得られる全国の男女・年齢別生残率を利用して、将来の生残率を設定した。

60-64歳→65-69歳以上については、同じ都道府県に属する市区町村間においても生残率の差が大きく、将来人口推計に対して生残率がおよぼす影響も大きくなるため、都道府県とそれに含まれる市区町村の較差を利用して生残率の仮定値を設定した。具体的には、まず、平成12（2000）年から令和2（2020）年の「市区町村別生命表」（厚生労働省）から、平成12（2000）～令和2（2020）年について5年毎に4期間の市区町村別、男女・年齢別生残率を計算した。次に、平成12（2000）～令和2（2020）年の「日本版死亡データベース」を用いて当該市区町村が所属する都道府県の男女・年齢別生残率を計算した。これら生残率の相対的較差を令和27（2045）～32（2050）年の期間まで一定と仮定し、55-59歳→60-64歳以下と同じ方法で設定した都道府県別の将来の生残率を用いて、市区町村別の将来の生残率

を設定した。

ただし、令和 2 (2020) 年以後の死亡状況は大きく変化し、この変化の地域差も大きかつた。そのため、将来の生残率のうち令和 2 (2020) ~7 (2025) 年については、「日本版死亡データベース」による都道府県別生命表を用いて得た生残率、基準人口と「人口動態統計」個票データを二次利用して得た死亡数による市区町村別、男女別、令和 2 (2020) 年国勢調査時年齢コード別の死亡率を用いて、令和 2 (2020) ~4 (2022) 年の死亡の地域差を反映させた。

## 6. 将来の移動率

本推計では、将来の人口移動に関して、転出数と転入数に分けて推計を行った。転出数の推計には男女・年齢別転出率の仮定値、転入数の推計には男女・年齢別配分率の仮定値をそれぞれ用いた。転出率は地域別人口に占める域外への転出数の割合、配分率は全地域の転入数に占める地域別の転入数のシェアを表す。以下では、転出率および配分率を総称して移動率と表現する。

地域別にみた男女・年齢別の人ロ移動傾向は、一時的な要因によって大きく変化することがあるため、一定の規則性をみいだすことが難しい。そこで原則として、平成 17 (2005) ~22 (2010) 年、平成 22 (2010) ~27 (2015) 年、平成 27 (2015) ~令和 2 (2020) 年の 3 期間間に観察された地域別の平均的な人口移動傾向が令和 27 (2045) ~32 (2050) 年まで継続すると仮定した。男女・年齢別転出率については、上述 3 期間の平均的な値を令和 27 (2045) ~32 (2050) 年まで一定として仮定値を設定した。一方、配分率については、上述 3 期間の平均的な値をベースとし、推計期間中における推計対象地域の人口規模の変化や転入元となる他地域の人口分布の変化を考慮する形で、令和 27 (2045) ~32 (2050) 年までの仮定値を設定した。なお、配分率に乗ずる全国の転入数は、「全国推計」による人口から各地域に生残する人口の合計値を引いた値とした。

ただし、上述 3 期間の移動率が大きく変動している地域については、突発的な変化がみられた期間を除外して算出された移動率を仮定値として設定するなどした。また、令和 2 (2020) 年の国勢調査と前後して、新型コロナウイルスの感染拡大等により人口移動傾向が大きく変化した地域については、令和 2 (2020) ~7 (2025) 年に限定し、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(総務省) を利用して、令和 2 (2020) 年国勢調査以降における人口移動傾向の変化を仮定値に加味することとした。

## 7. 将來の子ども女性比

本推計では、出生に関する仮定値に子ども女性比を用いた。今回の推計では、子ども女性比を 0-4 歳人口の 20-44 歳女性人口に対する比と定義する。通常、子ども女性比は 15-49 歳女性人口に対する比とするのが一般的であるものの、15-19 歳と 45-49 歳の年齢別出生率は非常に低く、これらの年齢別人口が今後相対的に大きくなる市区町村において 0-4 歳人口が

過大になる可能性があることから、20-44歳女性人口に対する比を用いる。

将来の市区町村別子ども女性比の仮定値設定では、市区町村別の子ども女性比の全国の子ども女性比に対する相対的較差を用いた。具体的には、平成 17（2005）年、平成 22（2010）年、平成 27（2015）年、令和 2（2020）年の 4 時点における市区町村別の子ども女性比の全国に対する相対的較差（比）を算出した。そのうえで、原則として平成 17（2005）～令和 2（2020）年の較差の趨勢が令和 7（2025）年まで続くと仮定して、直線的に延長することにより令和 7（2025）年の市区町村別の較差を設定し、その後令和 7（2025）～32（2050）年までは一定と仮定した。このように設定した市区町村別の子ども女性比の相対的較差を、「全国推計」による令和 7（2025）～32（2050）年の男女・5歳階級別人口による将来の子ども女性比に乗じて得た市区町村別の子ども女性比を仮定値とした。

ただし、令和 7（2025）年以後の子ども女性比の設定にあたっては、平成 17（2005）～令和 2（2020）年の 5 年毎 4 時点の相対的較差の変化が直線的かどうかを市区町村別に検討し、直線的に推移している場合には過去の趨勢を令和 7（2025）年まで延長し、そうでない場合には直近の地域差の動向を投影した。まず、1 時点の較差のみが極端な値の場合、当該時点を除く直線的な趨勢を延長した。平成 22（2010）～令和 2（2020）年の較差が明瞭に変化（低下）している場合には平成 17（2005）以後の 4 時点ではなく 3 時点、場合によっては直近 2 時点の較差の趨勢を投影した。また、平成 27（2015）～令和 2（2020）年の 2 時点の較差がほとんど変化していない場合には、令和 2（2020）年の較差が令和 7（2025）年まで継続するとして、将来に投影した。

## 8. 将來の 0-4 歳性比

「7. 将來の子ども女性比」により將來の 0-4 歳人口が推計されるが、これを男女の別に振り分けるためには、將來の 0-4 歳性比の仮定値が必要となる。

これについては、「全国推計」による全国の令和 7（2025）年以降令和 32（2050）年までの 0-4 歳性比を各年次の仮定値とし、全地域の 0-4 歳推計人口に一律に適用した。

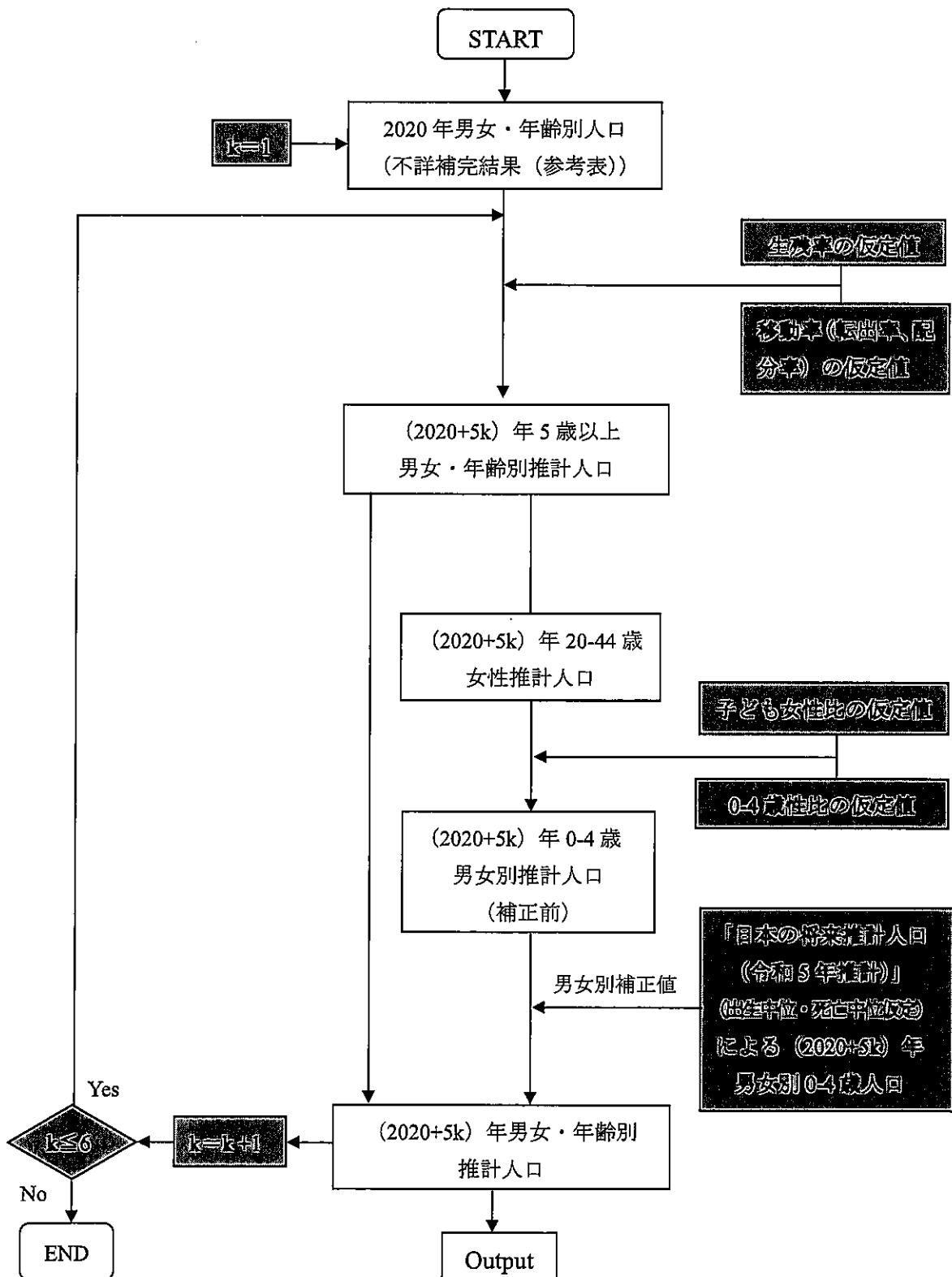


図1 地域別将来人口推計のフローチャート



## II. 都道府県別にみた推計結果の概要

### 1. 都道府県別総人口の推移

#### (1) 46 道府県で令和 2(2020)年以後の総人口は一貫して減少し、令和 22(2040)年以降はすべての都道府県で一貫して減少する

先に公表された「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位・死亡中位仮定)(以下、「全国推計」)によれば、わが国の総人口は長期にわたって減少が続く。平成 27(2015)年から令和 2(2020)年の都道府県別の総人口の推移をみると、39 道府県で総人口が減少している。今回の推計によれば(表 1;表 2;表 3;表II-1)、総人口が減少する都道府県数は今後も増え、令和 2(2020)年から令和 7(2025)年にかけて東京都を除く 46 道府県で総人口が減少する。令和 22(2040)年から令和 27(2045)年以降は、東京都を含むすべての都道府県で総人口が減少するようになる。

総人口の増加率をみると(表II-2;図II-1)、すべての都道府県で時間の経過とともに減少が加速する傾向にある。令和 2(2020)年から令和 7(2025)年にかけては総人口の増加率が-5%を下回るのは 12 県であるが、その数は次第に増し、令和 17(2035)年から令和 22(2040)年にかけては 17 道県、令和 27(2045)年から令和 32(2050)年にかけては 25 道県となる。なお、令和 27(2045)年から令和 32(2050)年には、8 県で総人口の増加率が-7.5%を下回る。

表 1 都道府県別総人口の推移

順位	令和2年 (2020)		令和17年 (2035)		令和32年 (2050)	
	全国	126,146	全国	116,639	全国	104,686
	(1,000人)		(1,000人)		(1,000人)	
1 東京都	14,048	東京都	14,459	東京都	14,399	
2 神奈川県	9,237	神奈川県	9,012	神奈川県	8,524	
3 大阪府	8,838	大阪府	8,167	大阪府	7,263	
4 愛知県	7,542	愛知県	7,211	愛知県	6,676	
5 埼玉県	7,345	埼玉県	7,101	埼玉県	6,634	
:	:	:	:	:	:	
43 福井県	767	福井県	672	秋田県	560	
44 徳島県	720	徳島県	601	島根県	497	
45 高知県	692	高知県	581	徳島県	481	
46 島根県	671	島根県	568	高知県	451	
47 鳥取県	553	鳥取県	479	鳥取県	406	

表 2 総人口が減少する都道府県数

平成27(2015)～令和2(2020)年	令和2(2020)～7(2025)年	令和7(2025)～12(2030)年	令和12(2030)～17(2035)年	令和17(2035)～22(2040)年	令和22(2040)～27(2045)年	令和27(2045)～32(2050)年
39	46	46	46	46	47	47

注) 平成27(2015)～令和2(2020)年は実績

このように都道府県単位での今後の人口減少は加速し、令和 2(2020)年を 100 とした令和 32(2050)年の総人口の指数が 100 を超えるのは東京都(102.5)のみとなり、残る 46 道府県では令和 32(2050)年の総人口は令和 2(2020)年を下回る。なかでも、秋田県の指数は 58.4 であり、令和 2(2020)年と比べて令和 32(2050)年の総人口は 4 割以上少なくなる。次いで、青森県(61.0)、岩手県(64.7)、高知県(65.2)、長崎県(66.2)、山形県(66.6)、徳島県(66.8)、福島県(68.0)、和歌山県(68.5)、山口県(69.0)、新潟県(69.3)の順にこの指数は小さく、これらの 11 県で令和 32(2050)年の総人口は令和 2(2020)年と比べて 3 割以上少なくなる。

地域ブロック別にみると、平成 27(2015)年から令和 2(2020)年にかけて、すでに南関東以外の地域ブロックで総人口が減少しているが、令和 7(2025)年から令和 12(2030)年にかけて南関東においても総人口が減少し、以後令和 32(2050)年まですべての地域ブロックで総人口が減少する(表II-3, 4)。

表 3 令和 2(2020)年の総人口を 100 としたときの指標でみた総人口

順位	令和17年 (2035)		令和32年 (2050)	
	全国	92.5	全国	83.0
1 東京都	102.9	東京都	102.5	
2 沖縄県	98.9	沖縄県	94.8	
3 神奈川県	97.6	神奈川県	92.3	
4 千葉県	96.7	千葉県	90.5	
5 埼玉県	96.7	埼玉県	90.3	
:	:	:	:	
43 長崎県	82.7	長崎県	66.2	
44 岩手県	82.2	高知県	65.2	
45 高知県	82.1	岩手県	64.7	
46 青森県	80.4	青森県	61.0	
47 秋田県	78.3	秋田県	58.4	

## (2) 今後も東京都と周辺県の総人口が全国の総人口に占める割合は増大する

令和2(2020)年の国勢調査によると、全国の総人口に占める割合が最も大きかったのは東京都(11.1%)、次いで神奈川県(7.3%)、大阪府(7.0%)の順である。今回の推計によれば(表II-6)、全国の総人口に占める割合は、東京都や神奈川県では今後徐々に上昇するが、大阪府では概ね横ばいで推移し、令和32(2050)年には東京都(13.8%)、神奈川県(8.1%)、大阪府(6.9%)となる。この他の道府県については、埼玉県や千葉県、愛知県といった大都市圏に含まれる県と、滋賀県、福岡県、沖縄県で全国の総人口に占める割合がやや上昇する。

地域ブロック別にみると(表4;表II-5)、令和2(2020)年に全国の総人口に占める割合が最も高かったのは南関東で29.3%であった。南関東の総人口が全国の総人口に占める割合は今後も上昇し、令和32(2050)年には33.7%に達する。一方で、南関東以外の地域ブロックでは低下幅に差があるものの、総人口が全国の総人口に占める割合はすべての地域ブロックで一貫して低下する。

表4 全国の総人口に占める各地域ブロックの総人口の割合

ブロック	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	(%)
北海道	4.1	4.1	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	
東北	6.8	6.6	6.4	6.2	6.0	5.8	5.6	
関東	34.6	35.3	35.9	36.6	37.3	38.0	38.7	
北関東	5.3	5.3	5.2	5.2	5.1	5.1	5.0	
南関東	29.3	30.0	30.7	31.4	32.2	32.9	33.7	
中部	16.8	16.6	16.5	16.5	16.4	16.3	16.2	
近畿	17.7	17.6	17.6	17.4	17.3	17.2	17.0	
中国	5.8	5.7	5.6	5.5	5.4	5.4	5.3	
四国	2.9	2.8	2.8	2.7	2.6	2.6	2.5	
九州・沖縄	11.3	11.2	11.2	11.1	11.1	11.1	11.0	

## 地域区分

北海道:北海道 東北:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 北関東:茨城県、栃木県、群馬県

南関東:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 中部:新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

近畿:三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 中国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国:徳島県、香川県、愛媛県、高知県 九州・沖縄:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

## 2. 年齢(0-14歳、15-64歳、65歳以上、75歳以上)別人口および割合の推移

## (1) 0-14歳人口および0-14歳人口割合はすべての都道府県で減少傾向となる

「全国推計」によれば、全国の0-14歳人口は低い出生率のもとで今後減少を続ける。今回の推計によれば(表II-7)、今後すべての都道府県で0-14歳人口は概ね一貫して減少する。

表5 0-14歳人口の割合

(%)

順位	令和2年 (2020)		令和17年 (2035)		令和32年 (2050)	
	全国	11.9	全国	10.0	全国	9.9
1 沖縄県	16.6	冲縄県	14.1	冲縄県	13.8	
2 滋賀県	13.6	熊本県	11.4	熊本県	11.6	
3 佐賀県	13.5	福岡県	11.2	福岡県	11.3	
4 熊本県	13.2	佐賀県	11.2	佐賀県	11.3	
5 宮崎県	13.1	滋賀県	11.1	宮崎県	11.2	
:	:	:	:	:	:	
43 徳島県	10.9	高知県	8.7	山形県	8.5	
44 高知県	10.9	北海道	8.6	福島県	8.2	
45 北海道	10.7	岩手県	8.3	岩手県	8.0	
46 青森県	10.5	青森県	8.0	青森県	7.4	
47 秋田県	9.7	秋田県	7.2	秋田県	6.9	

また、0-14歳人口が各都道府県の総人口に占める割合をみると(表5;表II-8)、令和2(2020)年から令和17(2035)年まですべての都道府県で低下する。0-14歳人口の割合は他の年齢別人口の

推移に影響されるため、0-14歳人口の規模は減少するが、0-14歳人口の割合が上昇する都道府県数は、令和17(2035)年から令和22(2040)年にかけて35都道府県、令和22(2040)年から令和27(2045)年にかけて27道県、令和27(2045)年から令和32(2050)年にかけて5県で微増となる。令和32(2050)年時点で、0-14歳人口の割合が最も高いのは沖縄県(13.8%)、最も低いのは秋田県(6.9%)である<sup>1</sup>。

### (2) 15-64歳人口および15-64歳人口割合は東京都以外今後一貫して減少する

「全国推計」によれば、全国の15-64歳人口は今後一貫して減少する。今回の推計によれば(表II-9)、15-64歳人口は東京都を除く46都道府県で今後一貫して減少するが、東京都は5年ごとにみると令和12(2030)年にピークとなり、それ以降減少する。

また、15-64歳人口が各都道府県の総人口に占める割合は(表6;表II-10)、他の年齢別人口の推移に影響されるため、15-64歳人口が減少しても令和2(2020)年から令和7(2025)年に7都府県、令和7(2025)年から令和12(2030)年にかけて6県で15-64歳人口割合が僅かに上昇するものの、全般的には各都道府県とも低下傾向で推移する。令和32(2050)年時点で、15-64歳人口の割合が最も高いのは東京都(60.4%)、最も低いのは秋田県(43.2%)である<sup>2</sup>。

表6 15-64歳人口の割合

(%)

順位	令和2年 (2020)		令和17年 (2035)		令和32年 (2050)	
	全国	59.5	全国	57.6	全国	52.9
1 東京都	66.1	東京都	64.7	東京都	60.4	
2 神奈川県	62.7	愛知県	59.8	神奈川県	55.0	
3 愛知県	61.7	神奈川県	59.7	愛知県	54.7	
4 埼玉県	61.1	埼玉県	59.2	埼玉県	54.6	
5 沖縄県	60.8	千葉県	59.1	千葉県	54.5	
:	:	:	:	:	:	
43 宮崎県	54.3	鹿児島県	51.8	長崎県	46.2	
44 山口県	53.9	高知県	51.6	岩手県	46.2	
45 高知県	53.6	青森県	51.0	高知県	45.7	
46 島根県	53.6	長崎県	50.9	青森県	44.2	
47 秋田県	52.8	秋田県	49.3	秋田県	43.2	

### (3) 65歳以上人口は大幅な増加が続く大都市圏や沖縄県と、減少が続くそれ以外の地域に分かれる

「全国推計」によれば、全国の65歳以上人口は2043年のピークまで増加し、それ以降減少する

<sup>1</sup> 参考のため、全国の0-14歳人口に占める各地域ブロックの0-14歳人口の割合を表II-15に示した。

<sup>2</sup> 参考のため、全国の15-64歳人口に占める各地域ブロックの15-64歳人口の割合を表II-16に示した。

ことが見通されている。今回の推計によれば(表II-11)、令和2(2020)年から令和7(2025)年にかけて10府県で65歳以上人口は減少する。それ以降の期間で65歳以上人口が減少するのは、令和7(2025)年から令和12(2030)年にかけて23県、令和12(2030)年から令和17(2035)年にかけて24道県に増えた後、令和17(2035)年から令和22(2040)年にかけて13県となる。その後、全国の65歳以上人口がピークを迎える令和22(2040)年から令和27(2045)年にかけて36道県、令和27(2045)年から令和32(2050)年にかけては44道府県で65歳以上人口は減少する。

このように65歳以上人口が減少する都道府県の数は、令和17(2035)年から令和22(2040)年の期間を除いて増える傾向がある。令和2(2020)年から令和32(2050)年までの間に65歳以上人口が最大となる年次をみると、令和22(2040)年が15道県で最も多く、次いで令和7(2025)年が12県の順になっている(表7)。秋田県、島根県、山口県、高知県など9県では令和2(2020)年に65歳以上人口が最大となっており、令和17(2035)年から令和22(2040)年を除けば、これらの9県では令和2(2020)年から令和32(2050)年にかけて65歳以上人口は減少し続ける。また、令和2(2020)年の値を100としたときの令和32(2050)年の65歳以上人口の指数が100未満になるのは26道県であり、すなわち、これら26道県では令和32(2050)年の65歳以上人口は令和2(2020)年を下回る(図1;表II-11;図II-3)。

一方、東京都と愛知県、沖縄県では令和2(2020)年から令和32(2050)年にかけて65歳以上人口は一貫して増加する。令和32(2050)年の65歳以上人口を、令和2(2020)年の値を100としたときの指数でみると、沖縄県(141.1)と東京都(133.3)の指数は130以上、神奈川県(126.3)、愛知県(120.8)、滋賀県(120.8)の指数は120以上である。これらの5都県では令和2(2020)年から令和32(2050)年にかけて65歳以上人口が20%以上増加する(図1;表II-11;図II-3)。令和32(2050)年時点で65歳以上人口の規模が大きいのは、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県、千葉県など大都市圏に属する都府県である(図II-2)。

表7 令和2(2020)年以降で65歳以上人口が最大となる年次別都道府県数

令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
9	12	0	0	15	8	3

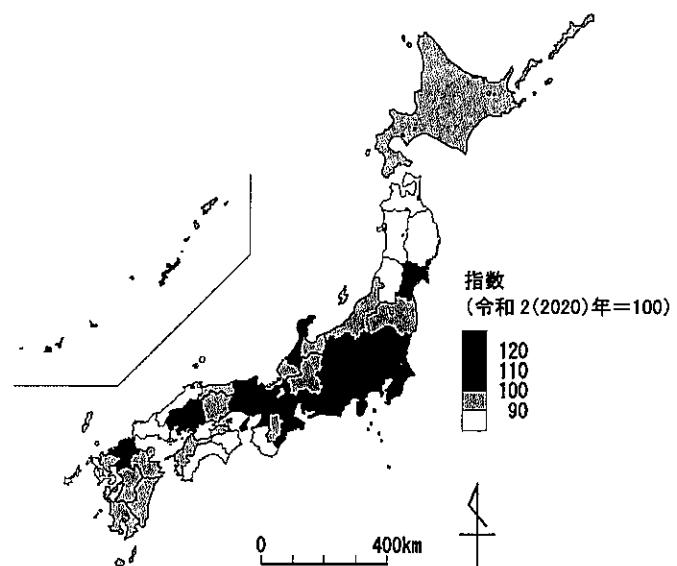


図1 令和2(2020)年の65歳以上人口を100としたときの令和32(2050)年の65歳以上人口の指数

#### (4) 令和32(2050)年には25道県で65歳以上人口割合が40%を超える

65歳以上人口が総人口に占める割合は、各都道府県とも今後一貫して上昇する。65歳以上人口割合が30%を超える都道府県数は令和2(2020)年では30道県だが、令和12(2030)年には38道府県、そして令和22(2040)年までに東京都を除く46道府県で65歳以上人口割合が30%を超えるようになる(表8;表II-12;図II-4)。65歳以上人口割合が40%を超える都道府県は令和2(2020)年時点ではゼロであるが、令和7(2025)年には秋田県の1県、そして令和22(2040)年には12県、令和32(2050)年には25道県に増える。令和32(2050)年に65歳以上人口割合が最も高いのは秋田県(49.9%)であり、最も低いのは東京都(29.6%)である<sup>3</sup>。大都市圏に属する都県や沖縄県では令和2(2020)年から令和32(2050)年にかけて65歳以上人口が急増するが、65歳以上人口割合は相対的に低い水準にとどまる(図2)。

<sup>3</sup> 参考のため、全国の65歳以上人口に占める各地域ブロックの65歳以上人口の割合を表II-17に示した。

表8 65歳以上人口の割合

(%)

順位	令和2年 (2020)		令和17年 (2035)		令和32年 (2050)	
	全国	28.6	全国	32.3	全国	37.1
1	秋田県	37.5	秋田県	43.5	秋田県	49.9
2	高知県	35.5	青森県	40.9	青森県	48.4
3	山口県	34.6	高知県	39.7	岩手県	45.9
4	島根県	34.2	岩手県	39.3	高知県	45.6
5	徳島県	34.2	徳島県	39.1	徳島県	44.8
:	:	:	:	:	:	:
43	滋賀県	26.3	埼玉県	30.7	福岡県	35.1
44	神奈川県	25.6	神奈川県	30.2	神奈川県	35.0
45	愛知県	25.3	愛知県	29.2	愛知県	34.5
46	東京都	22.7	沖縄県	28.3	沖縄県	33.6
47	沖縄県	22.6	東京都	25.2	東京都	29.6

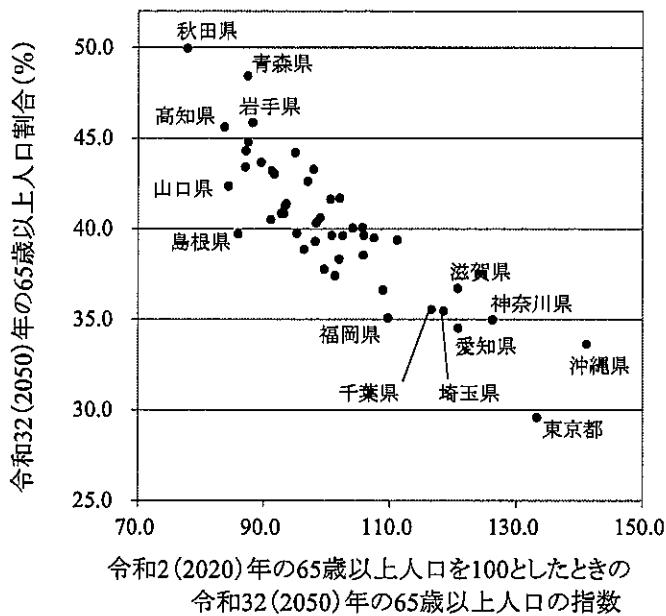


図2 令和32(2050)年の65歳以上人口の指數(令和2(2020)年=100)と65歳以上人口の割合

(5) 75歳以上人口は令和12(2030)年まで全都道府県で増加し、その後は減少傾向に転じるが、大都市圏や沖縄県では再度著しく増加する

「全国推計」によれば、全国の75歳以上人口は当面は増加傾向が続く。今回の推計によれば(表II-13)、75歳以上人口は令和12(2030)年まですべての都道府県で増加する。しかし、75歳以上人口の増加率は令和12(2030)年から令和22(2040)年前後にかけて縮小し、その後、75歳以上人口は一貫して減少する県もある一方で、大都市圏では令和32(2050)年にかけて再度急増

する。75歳以上人口が減少するのは、令和12(2030)年から令和17(2035)年にかけては31都道府県、令和17(2035)年から令和22(2040)年にかけては40都道府県だが、令和22(2040)年から令和27(2045)年にかけて27都道府県、令和27(2045)年から令和32(2050)年は8都道府県となる。残る39都道府県では令和27(2045)年から令和32(2050)年にかけて75歳以上人口は増加し、特に大都市圏の増加幅が著しい。

令和32(2050)年の75歳以上人口を、令和2(2020)年の値を100としたときの指標でみると、沖縄県(179.3)、神奈川県(152.9)、滋賀県(150.2)では指標が150以上、すなわち令和2(2020)年から令和32(2050)年にかけて75歳以上人口が1.5倍以上に増加する(図3;図II-6)。このうち沖縄県では、令和2(2020)年と比べて令和32(2050)年の75歳以上人口の規模は約1.8倍になる(表II-13)。令和32(2050)年時点での75歳以上人口が多いのは、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県など大都市圏に属する都道府県である(図II-5)。

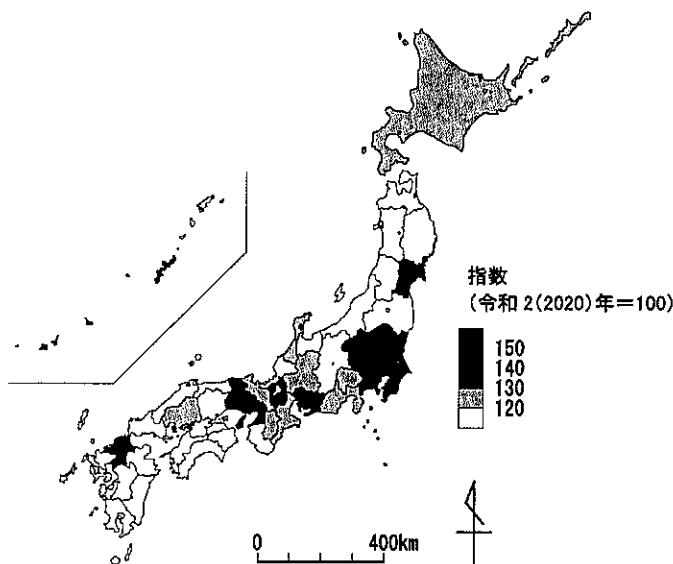


図3 令和2(2020)年の75歳以上人口を100としたときの令和32(2050)年の75歳以上人口の指標

#### (6) 令和32(2050)年には46都道府県で75歳以上人口割合が2割を超える

75歳以上人口が総人口に占める割合は、他の年齢別人口の推移に影響されるため、令和12(2030)年から令和17(2035)年の埼玉県、千葉県、東京都、大阪府などのように僅かに低下する場合もあるものの、各都道府県とも今後ほぼ一貫して上昇する。特に令和2(2020)年から令和7(2025)年と令和27(2045)年から令和32(2050)年の期間で上昇幅が著しい都道府県が多い。75歳以上人口割合が20%を超える都道府県は令和2(2020)年時点ではゼロであるが、令和32(2050)年には46都道府県で20%を超える(表9;表II-14;図II-7)。令和32(2050)年に最も75歳以

上人口割合が高いのは秋田県(32.2%)、次いで青森県(31.1%)であり、この2県では総人口の3割以上が75歳以上人口となる。最も低いのは東京都(17.5%)であり、唯一20%を下回る<sup>4</sup>。大都市圏に属する都県や沖縄県では令和2(2020)年から令和32(2050)年にかけて75歳以上人口が急増するが、75歳以上人口割合は相対的に低い水準にとどまる(図4)。

表9 75歳以上人口の割合

(%)

順位	令和2年 (2020)		令和17年 (2035)		令和32年 (2050)	
	全国	14.7	全国	19.2	全国	23.2
1	秋田県	19.9	秋田県	28.3	秋田県	32.2
2	高知県	19.0	高知県	25.8	青森県	31.1
3	島根県	18.4	青森県	25.3	高知県	29.5
4	山口県	18.3	徳島県	25.1	岩手県	29.1
5	山形県	17.9	山形県	24.8	徳島県	28.8
:	:	:	:	:	:	:
43	神奈川県	13.3	大阪府	17.7	千葉県	22.0
44	滋賀県	13.1	神奈川県	16.8	愛知県	21.4
45	愛知県	13.0	愛知県	16.5	福岡県	21.3
46	東京都	12.1	沖縄県	16.5	沖縄県	20.4
47	沖縄県	10.8	東京都	13.3	東京都	17.5

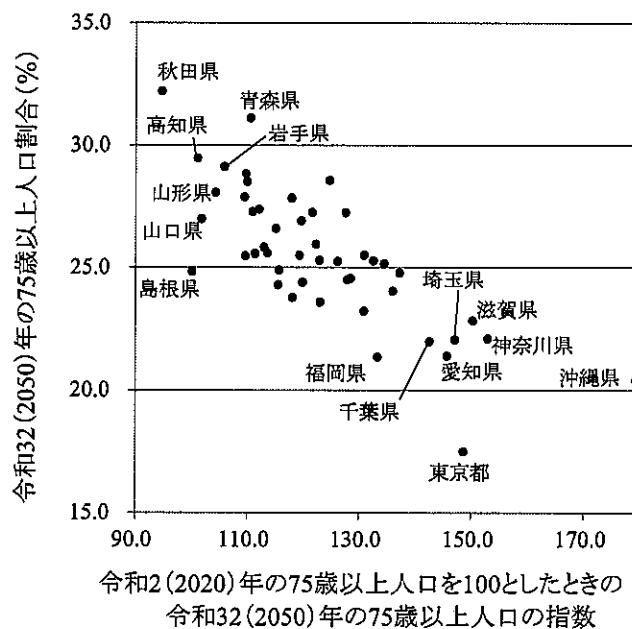


図4 令和32(2050)年の75歳以上人口の指標(令和2(2020)年=100)と75歳以上人口の割合

<sup>4</sup> 参考のため、全国の75歳以上人口に占める各地域ブロックの75歳以上人口割合を表II-18に示した。

## 図表目次

### 表

表 II-1	都道府県別総人口と指数(令和 2(2020)年=100) .....	17
表 II-2	都道府県別総人口の増加率 .....	18
表 II-3	地域ブロック別総人口と指数(令和 2(2020)年=100) .....	20
表 II-4	地域ブロック別総人口の増加率 .....	20
表 II-5	全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(総人口) .....	20
表 II-6	全国人口に占める都道府県別人口の割合(総人口) .....	21
表 II-7	都道府県別 0-14 歳人口と指数(令和 2(2020)年=100) .....	22
表 II-8	都道府県別 0-14 歳人口の割合 .....	23
表 II-9	都道府県別 15-64 歳人口と指数(令和 2(2020)年=100) .....	24
表 II-10	都道府県別 15-64 歳人口の割合 .....	25
表 II-11	都道府県別 65 歳以上人口と指数(令和 2(2020)年=100) .....	26
表 II-12	都道府県別 65 歳以上人口の割合 .....	28
表 II-13	都道府県別 75 歳以上人口と指数(令和 2(2020)年=100) .....	30
表 II-14	都道府県別 75 歳以上人口の割合 .....	32
表 II-15	全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(0-14 歳人口) .....	34
表 II-16	全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(15-64 歳人口) .....	34
表 II-17	全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(65 歳以上人口) .....	34
表 II-18	全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(75 歳以上人口) .....	34

### 図

図 II-1	都道府県別総人口の増加率 .....	19
図 II-2	令和 2(2020)年と令和 32(2050)年の都道府県別 65 歳以上人口 .....	27
図 II-3	令和 32 (2050) 年の都道府県別 65 歳以上人口 の指数 (令和 2 (2020) 年=100) .....	27
図 II-4	都道府県別 65 歳以上人口の割合 .....	29
図 II-5	令和 2(2020)年と令和 32(2050)年の都道府県別 75 歳以上人口 .....	31
図 II-6	令和 32 (2050) 年の都道府県別 75 歳以上人口 の指数 (令和 2 (2020) 年=100) .....	31
図 II-7	都道府県別 75 歳以上人口の割合 .....	33

表中、指數、増加率、割合については、読み取りやすさを重視し、小数点第二位の値を四捨五入して表示している。詳細な数値については、ホームページ上で公開されているエクセルファイルをご参照いただきたい。

表II-1 都道府県別総人口と指数(令和2(2020)年=100)

地 域	総人口(1,000人)							指数(令和2(2020)年=100)	
	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和17年 (2035)	令和32年 (2050)
全 国	126,146	123,262	120,116	116,639	112,837	108,801	104,686	92.5	83.0
北 海 道	5,225	5,007	4,792	4,562	4,319	4,068	3,820	87.3	73.1
青 森 県	1,238	1,157	1,077	996	914	833	755	80.4	61.0
岩 手 県	1,211	1,138	1,066	995	924	853	783	82.2	64.7
宮 城 県	2,302	2,239	2,172	2,097	2,014	1,924	1,830	91.1	79.5
秋 田 県	960	888	819	752	686	622	560	78.3	58.4
山 形 県	1,068	1,005	945	886	828	769	711	83.0	66.6
福 島 県	1,833	1,732	1,640	1,546	1,449	1,349	1,247	84.4	68.0
茨 城 県	2,867	2,783	2,688	2,584	2,473	2,359	2,245	90.1	78.3
栃 木 県	1,933	1,867	1,802	1,732	1,658	1,581	1,502	89.6	77.7
群 馬 県	1,939	1,878	1,815	1,746	1,673	1,597	1,521	90.1	78.4
埼 玉 県	7,345	7,316	7,224	7,101	6,953	6,794	6,634	96.7	90.3
千 葉 県	6,284	6,258	6,179	6,076	5,956	5,824	5,690	96.7	90.5
東 京 都	14,048	14,199	14,349	14,459	14,507	14,483	14,399	102.9	102.5
神 奈 川 県	9,237	9,201	9,122	9,012	8,869	8,703	8,524	97.6	92.3
新潟 県	2,201	2,084	1,974	1,863	1,751	1,637	1,525	84.6	69.3
富 山 県	1,035	986	942	898	852	806	762	86.8	73.6
石 川 県	1,133	1,092	1,057	1,019	979	937	897	90.0	79.2
福 井 県	767	733	703	672	639	606	573	87.6	74.7
山 梨 県	810	782	749	716	681	646	612	88.4	75.5
長 野 県	2,048	1,974	1,899	1,822	1,743	1,663	1,582	89.0	77.2
岐 阜 県	1,979	1,901	1,820	1,734	1,646	1,557	1,468	87.6	74.2
静 岡 県	3,633	3,511	3,386	3,254	3,116	2,973	2,829	89.6	77.9
愛 知 県	7,542	7,453	7,346	7,211	7,050	6,870	6,676	95.6	88.5
三 重 県	1,770	1,703	1,637	1,568	1,496	1,422	1,347	88.6	76.1
滋 賀 県	1,414	1,399	1,376	1,346	1,309	1,267	1,223	95.2	86.5
京 都 府	2,578	2,518	2,445	2,361	2,267	2,170	2,076	91.6	80.5
大 阪 府	8,838	8,676	8,438	8,167	7,874	7,570	7,263	92.4	82.2
兵 庫 県	5,465	5,310	5,145	4,964	4,767	4,564	4,358	90.8	79.7
奈 良 県	1,324	1,272	1,215	1,151	1,083	1,015	950	86.9	71.8
和 歌 山 県	923	875	827	778	728	679	632	84.3	68.5
鳥 取 県	553	527	503	479	454	430	406	86.5	73.3
島 根 県	671	640	610	581	553	525	497	86.6	74.1
岡 山 県	1,888	1,832	1,774	1,713	1,646	1,578	1,510	90.7	80.0
広 島 県	2,800	2,704	2,618	2,526	2,428	2,328	2,230	90.2	79.6
山 口 県	1,342	1,268	1,199	1,129	1,059	991	926	84.1	69.0
徳 島 県	720	679	640	601	561	520	481	83.5	66.8
香 川 県	950	911	875	838	800	762	724	88.2	76.2
愛 媛 県	1,335	1,267	1,203	1,139	1,074	1,008	945	85.3	70.8
高 知 県	692	648	608	568	528	488	451	82.1	65.2
福 岡 県	5,135	5,073	4,989	4,886	4,762	4,623	4,479	95.1	87.2
佐 賀 県	811	783	752	720	688	654	621	88.8	76.5
長 崎 県	1,312	1,230	1,159	1,086	1,012	940	869	82.7	66.2
熊 本 県	1,738	1,682	1,622	1,558	1,493	1,425	1,355	89.6	78.0
大 分 県	1,124	1,078	1,031	984	936	888	841	87.6	74.9
宮 崎 県	1,070	1,024	979	934	889	843	797	87.3	74.5
鹿 児 島 県	1,588	1,518	1,448	1,378	1,309	1,240	1,171	86.8	73.7
沖 縄 県	1,467	1,462	1,459	1,451	1,438	1,419	1,391	98.9	94.8
減少県	39	46	46	46	46	47	47		

注1) 指数とは、令和2(2020)年の総人口を100としたときの総人口の値のこと。

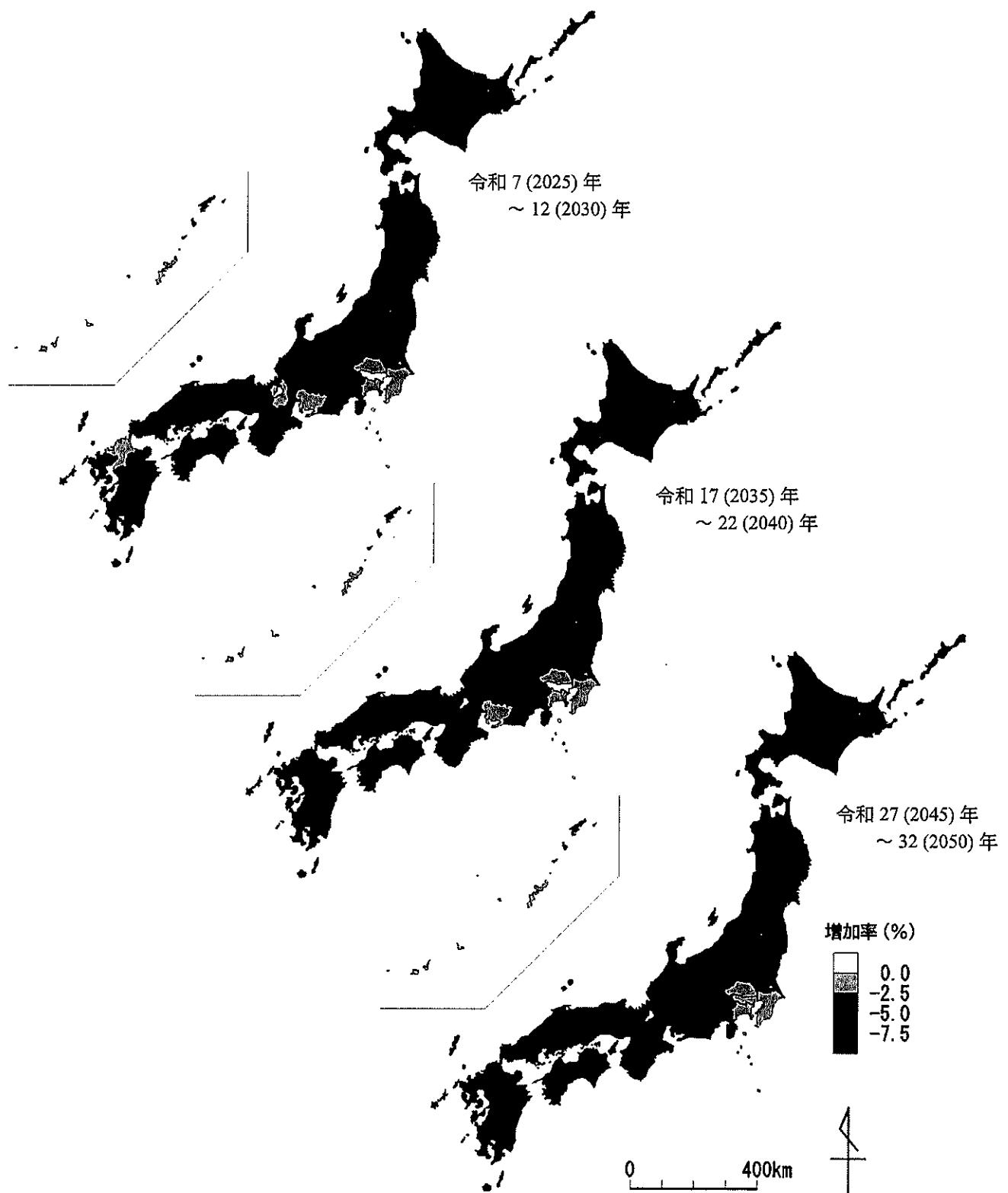
注2) 減少県とは、5年前より総人口が減少した都道府県の数のこと。

表II-2 都道府県別総人口の増加率

(%)

地 域	平成27(2015)～ 令和2(2020)年※ ～7(2025)年	令和2(2020) ～7(2025)年	令和7(2025) ～12(2030)年	令和12(2030) ～17(2035)年	令和17(2035) ～22(2040)年	令和22(2040) ～27(2045)年	令和27(2045) ～32(2050)年
全 国	-0.7	-2.3	-2.6	-2.9	-3.3	-3.6	-3.8
北 海 道	-2.9	-4.2	-4.3	-4.8	-5.3	-5.8	-6.1
青 森 県	-5.4	-6.5	-6.9	-7.5	-8.2	-8.8	-9.4
岩 手 県	-5.4	-6.0	-6.3	-6.7	-7.1	-7.6	-8.2
宮 城 県	-1.4	-2.7	-3.0	-3.4	-4.0	-4.5	-4.9
秋 田 県	-6.2	-7.4	-7.8	-8.2	-8.7	-9.3	-9.9
山 形 県	-5.0	-5.9	-6.0	-6.2	-6.6	-7.1	-7.6
福 岐 県	-4.2	-5.5	-5.3	-5.7	-6.3	-6.9	-7.5
茨 城 県	-1.7	-2.9	-3.4	-3.9	-4.3	-4.6	-4.8
栃 木 県	-2.1	-3.4	-3.5	-3.8	-4.3	-4.7	-5.0
群 馬 県	-1.7	-3.2	-3.4	-3.8	-4.2	-4.5	-4.8
埼 玉 県	1.1	-0.4	-1.3	-1.7	-2.1	-2.3	-2.4
千 葉 県	1.0	-0.4	-1.3	-1.7	-2.0	-2.2	-2.3
東 京 都	3.9	1.1	1.1	0.8	0.3	-0.2	-0.6
神 奈 川 県	1.2	-0.4	-0.9	-1.2	-1.6	-1.9	-2.0
新潟 県	-4.5	-5.3	-5.3	-5.6	-6.0	-6.5	-6.8
富 山 県	-3.0	-4.8	-4.4	-4.7	-5.1	-5.4	-5.5
石 川 県	-1.9	-3.6	-3.2	-3.5	-4.0	-4.3	-4.3
福 井 県	-2.5	-4.4	-4.1	-4.4	-4.8	-5.2	-5.5
山 梨 県	-3.0	-3.4	-4.2	-4.5	-4.8	-5.1	-5.4
長 野 県	-2.4	-3.6	-3.8	-4.0	-4.3	-4.6	-4.9
岐 阜 県	-2.6	-3.9	-4.3	-4.7	-5.1	-5.4	-5.7
静 知 県	-1.8	-3.4	-3.6	-3.9	-4.2	-4.6	-4.9
愛 媛 県	0.8	-1.2	-1.4	-1.8	-2.2	-2.6	-2.8
三 重 県	-2.5	-3.8	-3.9	-4.2	-4.6	-4.9	-5.2
滋 賀 県	0.0	-1.0	-1.6	-2.2	-2.7	-3.2	-3.5
京 都 府	-1.2	-2.3	-2.9	-3.4	-4.0	-4.3	-4.3
大 阪 府	-0.0	-1.8	-2.7	-3.2	-3.6	-3.9	-4.1
兵 庫 県	-1.3	-2.8	-3.1	-3.5	-4.0	-4.3	-4.5
奈 良 県	-2.9	-4.0	-4.5	-5.3	-5.9	-6.3	-6.4
和 歌 山 県	-4.3	-5.1	-5.5	-6.0	-6.4	-6.7	-7.0
鳥 取 県	-3.5	-4.8	-4.6	-4.8	-5.0	-5.4	-5.7
島 根 県	-3.3	-4.7	-4.6	-4.7	-4.9	-5.1	-5.3
岡 山 県	-1.7	-3.0	-3.2	-3.5	-3.9	-4.2	-4.3
広 島 県	-1.6	-3.4	-3.2	-3.5	-3.9	-4.1	-4.2
山 口 県	-4.5	-5.5	-5.5	-5.8	-6.2	-6.5	-6.5
徳 島 県	-4.8	-5.6	-5.7	-6.2	-6.7	-7.3	-7.5
香 川 県	-2.7	-4.2	-3.9	-4.2	-4.5	-4.8	-4.9
愛媛 県	-3.6	-5.1	-5.0	-5.4	-5.7	-6.1	-6.3
高 知 県	-5.0	-6.3	-6.2	-6.6	-7.0	-7.5	-7.7
福 岡 県	0.7	-1.2	-1.6	-2.1	-2.5	-2.9	-3.1
佐 賀 県	-2.6	-3.5	-3.9	-4.2	-4.5	-4.9	-5.1
長崎 県	-4.7	-6.3	-5.8	-6.3	-6.8	-7.2	-7.5
熊 本 県	-2.7	-3.2	-3.6	-3.9	-4.2	-4.6	-4.9
大 分 県	-3.6	-4.1	-4.3	-4.6	-4.8	-5.1	-5.3
宮崎 県	-3.1	-4.3	-4.4	-4.6	-4.8	-5.2	-5.4
鹿児島 県	-3.6	-4.4	-4.6	-4.8	-5.0	-5.3	-5.6
沖縄 県	2.4	-0.4	-0.2	-0.5	-0.9	-1.3	-2.0

※平成27(2015)～令和2(2020)年は国勢調査による実績値。



図II-1 都道府県別総人口の増加率

表II-3 地域ブロック別総人口と指標(令和2(2020)年=100)

ブロック	総人口(1,000人)							指標(令和2(2020)年=100)	
	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和17年 (2035)	令和32年 (2050)
北海道	5,225	5,007	4,792	4,562	4,319	4,068	3,820	87.3	73.1
東北	8,611	8,159	7,719	7,272	6,815	6,350	5,886	84.4	68.4
関東	43,653	43,502	43,178	42,711	42,090	41,340	40,516	97.8	92.8
北関東	6,739	6,528	6,304	6,063	5,804	5,536	5,268	90.0	78.2
南関東	36,914	36,974	36,874	36,648	36,285	35,804	35,248	99.3	95.5
中部	21,148	20,516	19,876	19,189	18,457	17,695	16,923	90.7	80.0
近畿	22,312	21,754	21,083	20,335	19,525	18,688	17,849	91.1	80.0
中国	7,255	6,971	6,704	6,428	6,141	5,852	5,569	88.6	76.8
四国	3,696	3,505	3,326	3,146	2,962	2,778	2,600	85.1	70.4
九州・沖縄	14,246	13,849	13,438	12,997	12,528	12,031	11,524	91.2	80.9

注) 指標とは、令和2(2020)年の総人口を100としたときの総人口の値のこと。

表II-4 地域ブロック別総人口の増加率

ブロック	(%)						
	平成27(2015)～ 令和2(2020)年*	令和2(2020) ～7(2025)年	令和7(2025) ～12(2030)年	令和12(2030) ～17(2035)年	令和17(2035) ～22(2040)年	令和22(2040) ～27(2045)年	令和27(2045) ～32(2050)年
北海道	-2.9	-4.2	-4.3	-4.8	-5.3	-5.8	-6.1
東北	-4.1	-5.3	-5.4	-5.8	-6.3	-6.8	-7.3
関東	1.5	-0.3	-0.7	-1.1	-1.5	-1.8	-2.0
北関東	-1.8	-3.1	-3.4	-3.8	-4.3	-4.6	-4.8
南関東	2.2	0.2	-0.3	-0.6	-1.0	-1.3	-1.6
中部	-1.5	-3.0	-3.1	-3.5	-3.8	-4.1	-4.4
近畿	-1.0	-2.5	-3.1	-3.6	-4.0	-4.3	-4.5
中国	-2.5	-3.9	-3.8	-4.1	-4.5	-4.7	-4.8
四国	-3.9	-5.2	-5.1	-5.4	-5.8	-6.2	-6.4
九州・沖縄	-1.4	-2.8	-3.0	-3.3	-3.6	-4.0	-4.2

\*平成27(2015)～令和2(2020)年は国勢調査による実績値。

表II-5 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(総人口)

ブロック	(%)						
	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
北海道	4.1	4.1	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6
東北	6.8	6.6	6.4	6.2	6.0	5.8	5.6
関東	34.6	35.3	35.9	36.6	37.3	38.0	38.7
北関東	5.3	5.3	5.2	5.2	5.1	5.1	5.0
南関東	29.3	30.0	30.7	31.4	32.2	32.9	33.7
中部	16.8	16.6	16.5	16.5	16.4	16.3	16.2
近畿	17.7	17.6	17.6	17.4	17.3	17.2	17.0
中国	5.8	5.7	5.6	5.5	5.4	5.4	5.3
四国	2.9	2.8	2.8	2.7	2.6	2.6	2.5
九州・沖縄	11.3	11.2	11.2	11.1	11.1	11.1	11.0

#### 地域区分

北海道：北海道 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 北関東：茨城県、栃木県、群馬県

南関東：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 中部：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

近畿：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県 九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

表II-6 全国人口に占める都道府県別人口の割合(総人口)

地 域	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	(%)
全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
北海道	4.1	4.1	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	
青森県	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7	
岩手県	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7	
宮城県	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	
秋田県	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	
山形県	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	
福島県	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	
茨城県	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	
栃木県	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	
群馬県	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
埼玉県	5.8	5.9	6.0	6.1	6.2	6.2	6.3	
千葉県	5.0	5.1	5.1	5.2	5.3	5.4	5.4	
東京都	11.1	11.5	11.9	12.4	12.9	13.3	13.8	
神奈川県	7.3	7.5	7.6	7.7	7.9	8.0	8.1	
新潟県	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	
富山县	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	
石川県	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
福井県	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	
山梨県	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
長野県	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	
岐阜県	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	
静岡県	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	
愛知県	6.0	6.0	6.1	6.2	6.2	6.3	6.4	
三重県	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	
滋賀県	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	
京都府	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
大阪府	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	6.9	
兵庫県	4.3	4.3	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2	
奈良県	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	
和歌山县	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	
鳥取県	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
島根県	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
岡山県	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	
広島県	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	
山口県	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	
徳島県	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
香川県	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
愛媛県	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	
高知県	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	
福岡県	4.1	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2	4.3	
佐賀県	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
長崎県	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	
熊本県	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	
大分県	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	
宮崎県	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
鹿児島県	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1	
沖縄県	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	

表II-7 都道府県別0-14歳人口と指数(令和2(2020)年=100)

地 域	総人口(1,000人)							指数(令和2(2020)年=100)	
	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和17年 (2035)	令和32年 (2050)
全 国	15,032	13,633	12,397	11,691	11,419	11,027	10,406	77.8	69.2
北 海 道	557	491	430	392	371	351	325	70.4	58.4
青 森 県	130	111	94	80	72	64	56	61.5	43.0
岩 手 県	133	113	95	83	76	70	62	62.5	47.0
宮 城 県	269	241	213	196	187	178	165	72.8	61.5
秋 田 県	93	77	63	54	49	44	39	58.1	41.5
山 形 県	120	103	88	78	72	67	60	64.6	50.2
福 島 県	207	178	155	137	126	115	103	66.2	49.5
茨 城 県	335	296	262	241	232	222	207	71.9	61.7
栃 木 県	228	198	174	160	155	148	138	70.2	60.3
群 馬 県	227	198	177	164	159	151	140	72.4	61.6
埼 玉 県	873	807	749	720	714	696	663	82.5	76.0
千 葉 県	737	678	631	608	605	591	565	82.6	76.7
東 京 都	1,568	1,524	1,476	1,467	1,486	1,481	1,440	93.5	91.8
神 奈 川 県	1,086	998	929	906	906	890	852	83.4	78.4
新潟 県	248	214	184	165	155	144	132	66.4	53.2
富 山 県	116	101	90	82	79	75	69	70.2	59.6
石 川 県	137	122	110	103	101	97	92	75.2	66.6
福 井 県	96	84	74	67	64	61	57	70.4	59.0
山 梨 県	93	83	74	68	65	62	58	73.3	62.2
長 野 県	245	216	192	177	172	164	152	72.4	62.1
岐 阜 県	243	213	187	172	165	156	143	71.0	59.1
静 岐 県	439	384	340	318	308	295	275	72.3	62.6
愛 知 県	980	896	826	793	784	762	722	80.9	73.7
三 重 県	213	187	166	154	148	141	130	72.3	60.8
滋 賀 県	192	174	158	150	147	142	133	78.0	69.4
京 都 府	294	265	241	227	220	210	196	77.0	66.5
大 阪 府	1,032	941	864	816	795	759	704	79.1	68.2
兵 庫 県	667	599	537	499	484	465	435	74.8	65.2
奈 良 県	155	137	121	110	105	99	92	71.1	59.2
和 歌 山 県	106	93	82	73	69	64	58	69.5	54.8
鳥 取 県	69	62	55	50	48	46	43	72.6	62.6
島 根 県	82	74	66	61	59	56	53	74.8	64.4
岡 山 県	233	211	192	180	175	168	158	77.0	67.5
広 島 県	354	318	285	268	262	254	241	75.6	68.1
山 口 県	154	134	117	106	101	96	89	69.1	57.8
徳 島 県	78	69	59	53	49	46	41	67.3	52.8
香 川 県	115	102	90	83	80	77	72	72.1	62.5
愛 媛 県	154	135	116	104	99	94	87	67.7	56.3
高 知 県	75	65	56	49	46	43	39	65.7	52.3
福 岡 県	667	625	577	549	540	528	506	82.2	75.9
佐 賀 県	109	99	88	81	77	74	70	74.0	64.0
長 崎 県	165	146	127	112	104	97	90	68.2	54.8
熊 本 県	229	211	191	178	171	165	158	77.7	68.9
大 分 県	136	121	108	100	96	93	88	73.1	64.3
宮 崎 県	140	125	111	102	98	94	89	72.9	63.4
鹿 児 島 県	208	187	165	151	143	137	130	72.8	62.6
沖 绳 県	244	229	213	204	201	198	192	83.7	78.5

注)指数とは、令和2(2020)年の0-14歳人口を100としたときの0-14歳人口の値のこと。

表II-8 都道府県別0-14歳人口の割合

(%)

地 域	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
全 国	11.9	11.1	10.3	10.0	10.1	10.1	9.9
北 海 道	10.7	9.8	9.0	8.6	8.6	8.6	8.5
青 森 県	10.5	9.6	8.7	8.0	7.8	7.7	7.4
岩 手 県	11.0	9.9	8.9	8.3	8.2	8.2	8.0
宮 城 県	11.7	10.8	9.8	9.3	9.3	9.2	9.0
秋 田 県	9.7	8.7	7.7	7.2	7.1	7.0	6.9
山 形 県	11.3	10.2	9.3	8.8	8.7	8.7	8.5
福 島 県	11.3	10.3	9.4	8.9	8.7	8.5	8.2
茨 城 県	11.7	10.6	9.8	9.3	9.4	9.4	9.2
栃 木 県	11.8	10.6	9.6	9.2	9.3	9.3	9.2
群 馬 県	11.7	10.5	9.7	9.4	9.5	9.5	9.2
埼 玉 県	11.9	11.0	10.4	10.1	10.3	10.2	10.0
千 葉 県	11.7	10.8	10.2	10.0	10.2	10.2	9.9
東 京 都	11.2	10.7	10.3	10.1	10.2	10.2	10.0
神 奈 川 県	11.8	10.8	10.2	10.1	10.2	10.2	10.0
新潟 県	11.3	10.3	9.3	8.8	8.8	8.8	8.6
富 山 県	11.2	10.3	9.5	9.1	9.3	9.3	9.1
石 川 県	12.1	11.2	10.4	10.1	10.3	10.4	10.2
福 井 県	12.5	11.5	10.6	10.0	10.1	10.0	9.9
山 梨 県	11.4	10.6	9.9	9.5	9.6	9.6	9.4
長 野 県	12.0	10.9	10.1	9.7	9.9	9.9	9.6
岐 阜 県	12.3	11.2	10.3	9.9	10.0	10.0	9.8
静 岡 県	12.1	10.9	10.0	9.8	9.9	9.9	9.7
愛 知 県	13.0	12.0	11.2	11.0	11.1	11.1	10.8
三 重 県	12.1	11.0	10.2	9.8	9.9	9.9	9.6
滋 賀 県	13.6	12.5	11.5	11.1	11.2	11.2	10.9
京 都 府	11.4	10.5	9.8	9.6	9.7	9.7	9.4
大 阪 府	11.7	10.8	10.2	10.0	10.1	10.0	9.7
兵 庫 県	12.2	11.3	10.4	10.0	10.2	10.2	10.0
奈 良 県	11.7	10.8	10.0	9.6	9.7	9.8	9.6
和 歌 山 県	11.4	10.7	9.9	9.4	9.4	9.4	9.2
鳥 取 県	12.4	11.7	10.9	10.4	10.5	10.7	10.6
島 根 県	12.2	11.6	10.8	10.5	10.6	10.7	10.6
岡 山 県	12.4	11.5	10.8	10.5	10.6	10.6	10.4
広 島 県	12.6	11.8	10.9	10.6	10.8	10.9	10.8
山 口 県	11.5	10.6	9.7	9.4	9.6	9.7	9.6
徳 島 県	10.9	10.1	9.2	8.8	8.8	8.8	8.6
香 川 県	12.1	11.2	10.3	9.9	10.0	10.1	9.9
愛 媛 県	11.6	10.6	9.7	9.2	9.2	9.3	9.2
高 知 県	10.9	10.0	9.2	8.7	8.7	8.8	8.7
福 岡 県	13.0	12.3	11.6	11.2	11.3	11.4	11.3
佐 賀 県	13.5	12.6	11.7	11.2	11.2	11.3	11.3
長 崎 県	12.5	11.8	10.9	10.3	10.2	10.3	10.4
熊 本 県	13.2	12.5	11.8	11.4	11.5	11.6	11.6
大 分 県	12.1	11.2	10.5	10.1	10.3	10.4	10.4
宮 崎 県	13.1	12.2	11.4	11.0	11.0	11.1	11.2
鹿児島 県	13.1	12.3	11.4	11.0	10.9	11.0	11.1
沖縄 県	16.6	15.6	14.6	14.1	14.0	13.9	13.8

表II-9 都道府県別15-64歳人口と指数(令和2(2020)年=100)

地 域	総人口(1,000人)							指数(令和2(2020)年=100)	
	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和17年 (2035)	令和32年 (2050)
全 国	75,088	73,101	70,757	67,216	62,133	58,323	55,402	89.5	73.8
北 海 道	2,989	2,829	2,670	2,484	2,235	2,029	1,867	83.1	62.5
青 森 県	690	625	567	508	441	383	333	73.7	48.3
岩 手 県	671	618	570	521	461	407	362	77.7	53.9
宮 城 県	1,385	1,332	1,282	1,215	1,113	1,021	944	87.7	68.1
秋 田 県	507	455	411	371	323	278	242	73.1	47.7
山 形 県	587	540	502	464	417	373	336	79.2	57.2
福 島 県	1,046	962	894	826	739	660	593	79.0	56.7
茨 城 県	1,682	1,613	1,546	1,454	1,322	1,220	1,139	86.5	67.8
栃 木 県	1,143	1,087	1,041	979	892	823	769	85.7	67.3
群 馬 県	1,128	1,088	1,042	977	887	821	772	86.6	68.5
埼 玉 県	4,488	4,472	4,385	4,202	3,924	3,744	3,619	93.6	80.6
千 葉 県	3,814	3,809	3,741	3,588	3,357	3,209	3,103	94.1	81.4
東 京 都	9,284	9,439	9,487	9,354	9,064	8,857	8,700	100.8	93.7
神 奈 川 県	5,790	5,769	5,645	5,383	5,043	4,829	4,691	93.0	81.0
新潟 県	1,232	1,149	1,082	1,001	897	807	735	81.3	59.6
富 山 県	582	551	525	491	440	403	377	84.5	64.9
石 川 県	658	630	606	573	522	485	462	87.0	70.2
福 井 県	436	413	392	369	335	307	285	84.6	65.4
山 梨 県	467	445	416	383	346	320	299	82.0	64.0
長 野 県	1,148	1,103	1,049	980	888	819	771	85.4	67.2
岐 阜 県	1,134	1,083	1,026	953	857	784	729	84.1	64.3
静 岐 県	2,101	2,018	1,931	1,808	1,647	1,528	1,433	86.1	68.2
愛 知 県	4,655	4,609	4,511	4,315	4,013	3,806	3,649	92.7	78.4
三 重 県	1,027	984	936	875	791	731	684	85.1	66.6
滋 賀 県	850	838	818	781	722	675	641	91.9	75.4
京 都 府	1,527	1,495	1,440	1,354	1,232	1,144	1,080	88.7	70.7
大 阪 府	5,363	5,301	5,114	4,803	4,387	4,108	3,899	89.6	72.7
兵 庫 県	3,197	3,087	2,961	2,775	2,518	2,338	2,202	86.8	68.9
奈 良 県	750	708	664	609	538	487	448	81.2	59.7
和 歌 山 県	509	476	443	406	360	326	298	79.7	58.5
鳥 取 県	306	285	271	256	233	213	197	83.7	64.3
島 根 県	360	340	326	310	285	264	247	86.2	68.6
岡 山 県	1,082	1,046	1,014	967	887	828	783	89.3	72.3
広 島 県	1,623	1,557	1,509	1,430	1,308	1,220	1,155	88.1	71.2
山 口 県	724	677	643	598	534	484	445	82.7	61.5
徳 島 県	395	364	340	313	278	248	224	79.3	56.7
香 川 県	534	508	490	464	422	389	365	87.0	68.4
愛 媛 県	737	690	651	607	544	492	451	82.3	61.2
高 知 県	371	342	318	293	258	229	206	79.0	55.5
福 岡 県	3,035	2,979	2,932	2,837	2,665	2,519	2,401	93.5	79.1
佐 賀 県	454	429	409	388	358	331	307	85.5	67.7
長崎 県	715	647	600	553	495	445	402	77.3	56.2
熊 本 県	963	914	874	832	773	718	671	86.4	69.7
大 分 県	614	580	554	524	480	442	413	85.4	67.3
宮 崎 県	580	544	516	489	449	413	383	84.2	65.9
鹿児島 県	864	802	757	713	659	605	558	82.6	64.6
沖縄 県	892	871	858	836	794	760	732	93.7	82.0

注)指数とは、令和2(2020)年の15-64歳人口を100としたときの15-64歳人口の値のこと。

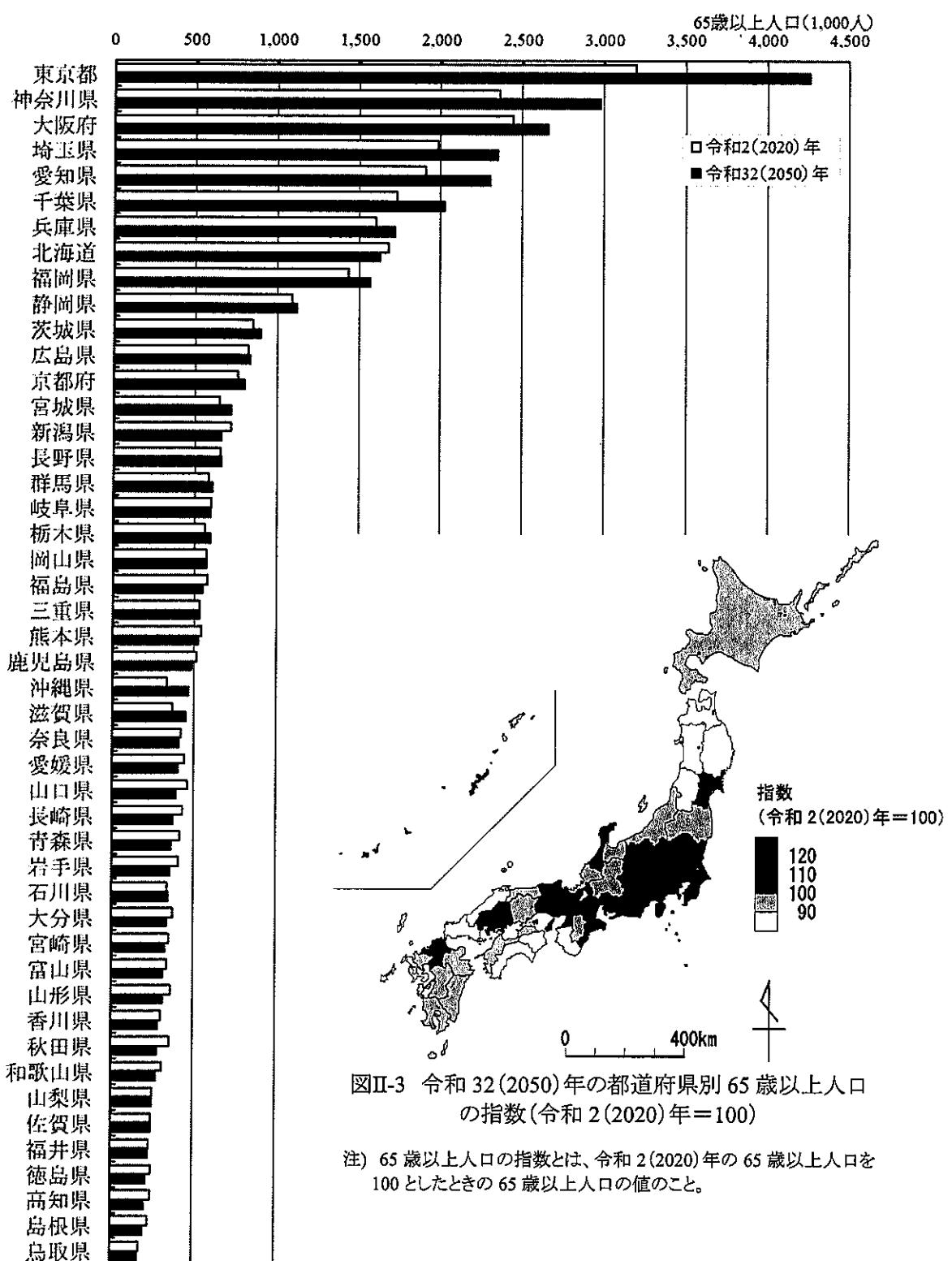
表II-10 都道府県別15-64歳人口の割合

地 域	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	(%)
全 国	59.5	59.3	58.9	57.6	55.1	53.6	52.9	
北 海 道	57.2	56.5	55.7	54.4	51.7	49.9	48.9	
青 森 県	55.7	54.0	52.6	51.0	48.3	45.9	44.2	
岩 手 県	55.4	54.3	53.5	52.4	49.9	47.7	46.2	
宮 城 県	60.2	59.5	59.0	57.9	55.3	53.1	51.6	
秋 田 県	52.8	51.3	50.2	49.3	47.0	44.7	43.2	
山 形 県	54.9	53.7	53.1	52.4	50.4	48.4	47.2	
福 島 県	57.1	55.6	54.5	53.4	51.0	49.0	47.6	
茨 城 県	58.7	58.0	57.5	56.3	53.5	51.7	50.7	
栃 木 県	59.1	58.2	57.8	56.5	53.8	52.1	51.2	
群 馬 県	58.2	57.9	57.4	55.9	53.0	51.4	50.8	
埼 玉 県	61.1	61.1	60.7	59.2	56.4	55.1	54.6	
千 葉 県	60.7	60.9	60.5	59.1	56.4	55.1	54.5	
東 京 都	66.1	66.5	66.1	64.7	62.5	61.2	60.4	
神 奈 川 県	62.7	62.7	61.9	59.7	56.9	55.5	55.0	
新 潟 県	56.0	55.1	54.8	53.7	51.3	49.3	48.2	
富 山 県	56.2	55.9	55.7	54.7	51.6	50.0	49.5	
石 川 県	58.1	57.6	57.3	56.2	53.3	51.8	51.5	
福 井 県	56.9	56.3	55.8	54.9	52.4	50.7	49.8	
山 梨 県	57.7	56.8	55.5	53.6	50.8	49.4	48.9	
長 野 県	56.1	55.9	55.3	53.8	51.0	49.2	48.8	
岐 阜 県	57.3	56.9	56.4	55.0	52.0	50.4	49.6	
静 岡 県	57.8	57.5	57.0	55.6	52.9	51.4	50.7	
愛 知 県	61.7	61.8	61.4	59.8	56.9	55.4	54.7	
三 重 県	58.0	57.8	57.2	55.8	52.9	51.4	50.8	
滋 賀 県	60.1	59.9	59.4	58.0	55.1	53.3	52.4	
京 都 府	59.2	59.4	58.9	57.4	54.4	52.7	52.0	
大 阪 府	60.7	61.1	60.6	58.8	55.7	54.3	53.7	
兵 庫 県	58.5	58.1	57.5	55.9	52.8	51.2	50.5	
奈 良 県	56.6	55.7	54.7	52.9	49.7	48.0	47.1	
和 歌 山 県	55.2	54.4	53.6	52.2	49.4	48.0	47.2	
鳥 取 県	55.3	54.2	53.9	53.5	51.3	49.6	48.6	
島 根 県	53.6	53.1	53.4	53.3	51.6	50.3	49.7	
岡 山 県	57.3	57.1	57.2	56.4	53.9	52.5	51.8	
広 島 県	58.0	57.6	57.6	56.6	53.9	52.4	51.8	
山 口 県	53.9	53.4	53.6	53.0	50.4	48.8	48.1	
徳 島 県	54.9	53.6	53.1	52.2	49.6	47.8	46.6	
香 川 県	56.2	55.8	56.0	55.4	52.8	51.1	50.4	
愛媛 県	55.2	54.4	54.1	53.3	50.6	48.8	47.8	
高 知 県	53.6	52.8	52.2	51.6	48.8	46.8	45.7	
福 岡 県	59.1	58.7	58.8	58.1	56.0	54.5	53.6	
佐 賀 県	55.9	54.8	54.4	53.9	52.1	50.5	49.4	
長 崎 県	54.5	52.6	51.8	50.9	48.9	47.4	46.2	
熊 本 県	55.4	54.3	53.9	53.4	51.8	50.4	49.5	
大 分 県	54.6	53.8	53.7	53.3	51.3	49.8	49.1	
宮 崎 県	54.3	53.1	52.7	52.3	50.6	49.0	48.0	
鹿 尾 県	54.4	52.8	52.3	51.8	50.3	48.8	47.7	
沖 繩 県	60.8	59.6	58.8	57.6	55.2	53.6	52.6	

表 II-11 都道府県別65歳以上人口と指標(令和2(2020)年=100)

地 域	総人口(1,000人)							指標(令和2(2020)年=100)	
	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和17年 (2035)	令和32年 (2050)
全 国	36,027	36,529	36,962	37,732	39,285	39,451	38,878	104.7	107.9
北 海 道	1,679	1,688	1,691	1,687	1,713	1,688	1,628	100.4	96.9
青 森 県	418	421	416	407	401	387	365	97.5	87.5
岩 手 県	407	408	401	391	386	376	359	96.0	88.2
宮 城 県	648	666	677	687	714	725	720	106.1	111.2
秋 田 県	360	356	344	327	315	300	280	90.9	77.8
山 形 県	361	362	355	344	339	330	315	95.3	87.2
福 島 県	580	592	591	583	584	573	551	100.5	95.0
茨 城 県	851	874	879	889	919	917	899	104.6	105.7
栃 木 県	562	582	587	593	612	610	595	105.4	105.9
群 馬 県	585	592	596	605	627	625	609	103.5	104.1
埼 玉 県	1,984	2,037	2,090	2,178	2,316	2,354	2,352	109.8	118.6
千 葉 県	1,734	1,770	1,807	1,880	1,994	2,024	2,022	108.4	116.6
東 京 都	3,195	3,236	3,385	3,638	3,957	4,144	4,259	113.9	133.3
神 奈 川 県	2,361	2,434	2,548	2,723	2,920	2,983	2,981	115.3	126.3
新潟 県	721	721	709	697	699	686	659	96.7	91.3
富 山 県	337	333	328	325	333	328	315	96.5	93.6
石 川 県	337	341	341	344	356	354	344	101.9	101.9
福 井 県	235	236	236	235	240	238	231	100.1	98.3
山 梨 県	250	255	260	264	270	265	255	105.8	102.0
長 野 県	655	655	657	664	683	680	658	101.5	100.6
岐 阜 県	602	606	607	609	624	617	596	101.0	99.0
静 岡 県	1,093	1,109	1,115	1,128	1,160	1,151	1,120	103.2	102.5
愛 知 県	1,907	1,948	2,009	2,103	2,252	2,301	2,305	110.2	120.8
三 重 県	530	532	535	539	556	550	534	101.8	100.8
滋 賀 県	372	387	400	415	441	450	449	111.7	120.8
京 都 府	756	759	765	780	815	816	800	103.1	105.7
大 阪 府	2,442	2,434	2,460	2,548	2,693	2,703	2,660	104.3	108.9
兵 庫 県	1,601	1,623	1,648	1,690	1,765	1,761	1,721	105.5	107.5
奈 良 県	420	426	429	432	440	429	411	102.8	97.9
和 歌 山 県	308	306	303	298	300	290	276	96.9	89.6
鳥 取 県	179	180	177	173	173	171	166	96.7	92.8
島 根 県	230	226	218	210	209	205	197	91.6	86.0
岡 山 県	573	575	569	566	585	582	570	98.9	99.6
広 島 県	823	829	825	829	858	854	834	100.7	101.3
山 口 県	465	457	439	425	424	411	392	91.4	84.4
徳 島 県	246	246	241	235	234	226	215	95.4	87.5
香 川 県	302	301	295	291	298	296	288	96.3	95.3
愛 媛 県	443	443	436	428	431	423	406	96.5	91.7
高 知 県	245	241	234	226	224	217	206	92.0	83.8
福 岡 県	1,433	1,469	1,481	1,500	1,558	1,576	1,571	104.7	109.7
佐 賀 県	249	255	254	252	252	250	244	101.2	98.1
長 崎 県	433	438	432	421	414	397	377	97.2	87.1
熊 本 県	546	557	557	548	548	541	527	100.4	96.4
大 分 県	374	377	369	360	360	353	341	96.3	91.1
宮 崎 県	349	355	352	343	342	336	325	98.2	93.2
鹿 児 島 県	517	529	525	514	508	498	483	99.4	93.4
沖 駒 県	331	363	387	410	443	461	468	123.9	141.1

注) 指数とは、令和2(2020)年の65歳以上人口を100としたときの65歳以上人口の値のこと。

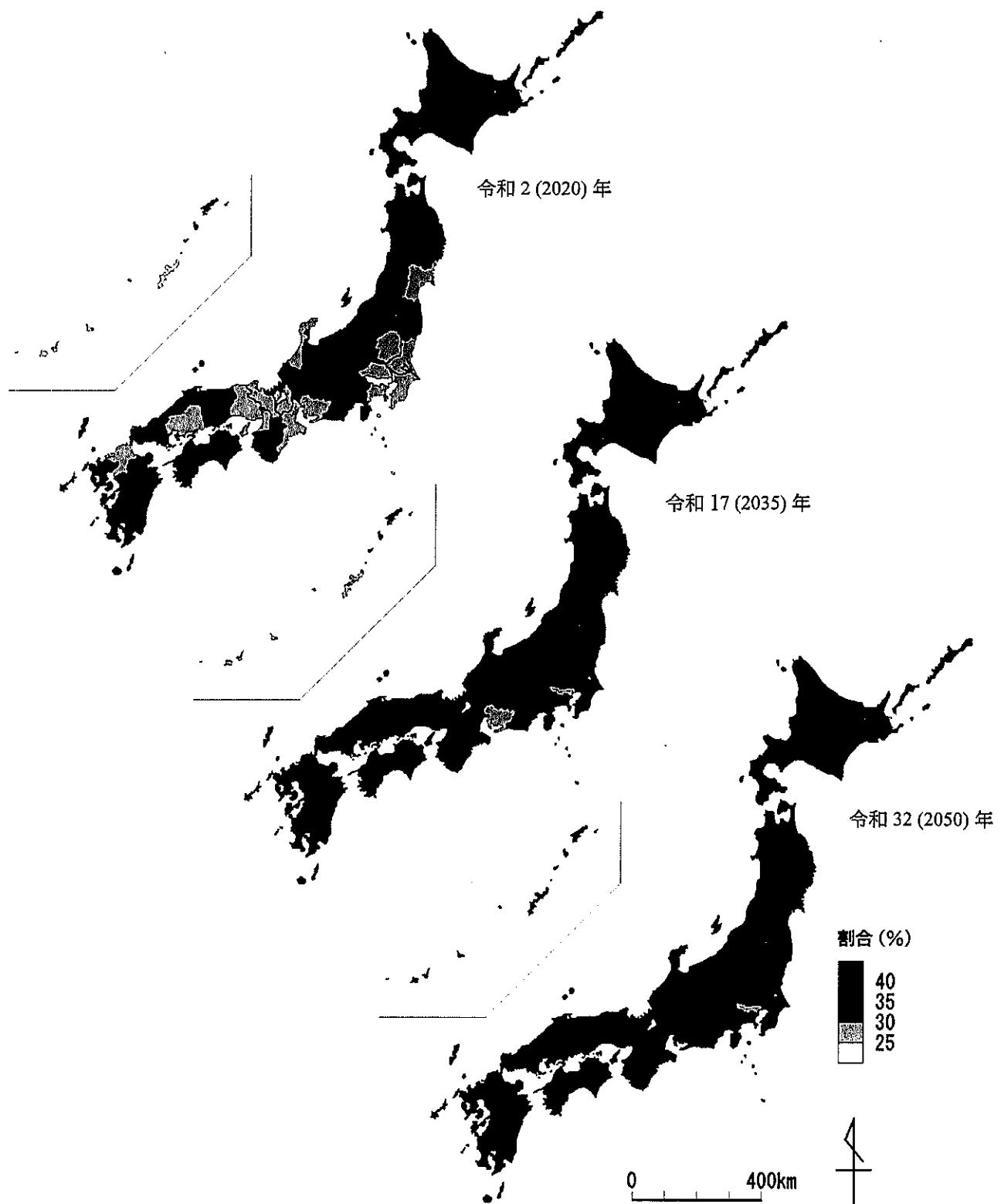


図II-2 令和2(2020)年と令和32(2050)年の都道府県別65歳以上人口

注) 65歳以上人口の指数とは、令和2(2020)年の65歳以上人口を100としたときの65歳以上人口の値のこと。

表II-12 都道府県別65歳以上人口の割合

地 域	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	(%)
全 国	28.6	29.6	30.8	32.3	34.8	36.3	37.1	
北 海 道	32.1	33.7	35.3	37.0	39.7	41.5	42.6	
青 森 県	33.7	36.3	38.6	40.9	43.9	46.4	48.4	
岩 手 県	33.6	35.8	37.6	39.3	41.8	44.1	45.9	
宮 城 県	28.1	29.7	31.2	32.8	35.4	37.7	39.4	
秋 田 県	37.5	40.1	42.0	43.5	45.9	48.3	49.9	
山 形 県	33.8	36.0	37.6	38.8	40.9	42.9	44.3	
福 島 県	31.7	34.2	36.1	37.7	40.3	42.5	44.2	
茨 城 県	29.7	31.4	32.7	34.4	37.2	38.9	40.0	
栃 木 県	29.1	31.2	32.6	34.2	36.9	38.6	39.6	
群 馬 県	30.2	31.5	32.9	34.7	37.5	39.1	40.0	
埼 玉 県	27.0	27.8	28.9	30.7	33.3	34.7	35.5	
千 葉 県	27.6	28.3	29.2	30.9	33.5	34.8	35.5	
東 京 都	22.7	22.8	23.6	25.2	27.3	28.6	29.6	
神 奈 川 県	25.6	26.5	27.9	30.2	32.9	34.3	35.0	
新潟 県	32.8	34.6	35.9	37.4	39.9	41.9	43.2	
富 山 県	32.6	33.8	34.8	36.2	39.1	40.7	41.4	
石 川 県	29.8	31.2	32.3	33.7	36.4	37.8	38.3	
福 井 県	30.6	32.2	33.6	35.0	37.6	39.3	40.3	
山 梨 県	30.8	32.6	34.6	36.9	39.6	41.0	41.7	
長 野 県	32.0	33.2	34.6	36.5	39.2	40.9	41.6	
岐 阜 県	30.4	31.9	33.3	35.1	37.9	39.6	40.6	
静 岡 県	30.1	31.6	32.9	34.7	37.2	38.7	39.6	
愛 知 県	25.3	26.1	27.3	29.2	31.9	33.5	34.5	
三 重 県	29.9	31.2	32.7	34.4	37.2	38.7	39.6	
滋 賀 県	26.3	27.6	29.1	30.8	33.7	35.5	36.7	
京 都 府	29.3	30.1	31.3	33.0	35.9	37.6	38.5	
大 阪 府	27.6	28.1	29.2	31.2	34.2	35.7	36.6	
兵 庫 県	29.3	30.6	32.0	34.0	37.0	38.6	39.5	
奈 良 県	31.7	33.5	35.3	37.5	40.6	42.3	43.3	
和 歌 山 県	33.4	34.9	36.6	38.3	41.2	42.7	43.7	
鳥 取 県	32.3	34.1	35.2	36.1	38.2	39.7	40.9	
島 根 県	34.2	35.3	35.8	36.1	37.8	39.0	39.7	
岡 山 県	30.3	31.4	32.0	33.1	35.5	36.9	37.8	
広 島 県	29.4	30.7	31.5	32.8	35.3	36.7	37.4	
山 口 県	34.6	36.0	36.7	37.6	40.0	41.5	42.3	
徳 島 県	34.2	36.3	37.7	39.1	41.7	43.5	44.8	
香 川 県	31.8	33.0	33.7	34.7	37.3	38.8	39.7	
愛 媛 県	33.2	35.0	36.3	37.5	40.2	41.9	43.0	
高 知 県	35.5	37.2	38.5	39.7	42.5	44.4	45.6	
福 岡 県	27.9	29.0	29.7	30.7	32.7	34.1	35.1	
佐 賀 県	30.6	32.5	33.8	34.9	36.7	38.2	39.3	
長 崎 県	33.0	35.6	37.3	38.8	40.9	42.3	43.4	
熊 本 県	31.4	33.1	34.3	35.2	36.7	37.9	38.8	
大 分 県	33.3	35.0	35.8	36.6	38.4	39.8	40.5	
宮 崎 県	32.6	34.7	35.9	36.7	38.5	39.9	40.8	
鹿 尾 島 県	32.5	34.9	36.3	37.3	38.8	40.2	41.2	
沖 縄 県	22.6	24.8	26.5	28.3	30.8	32.5	33.6	

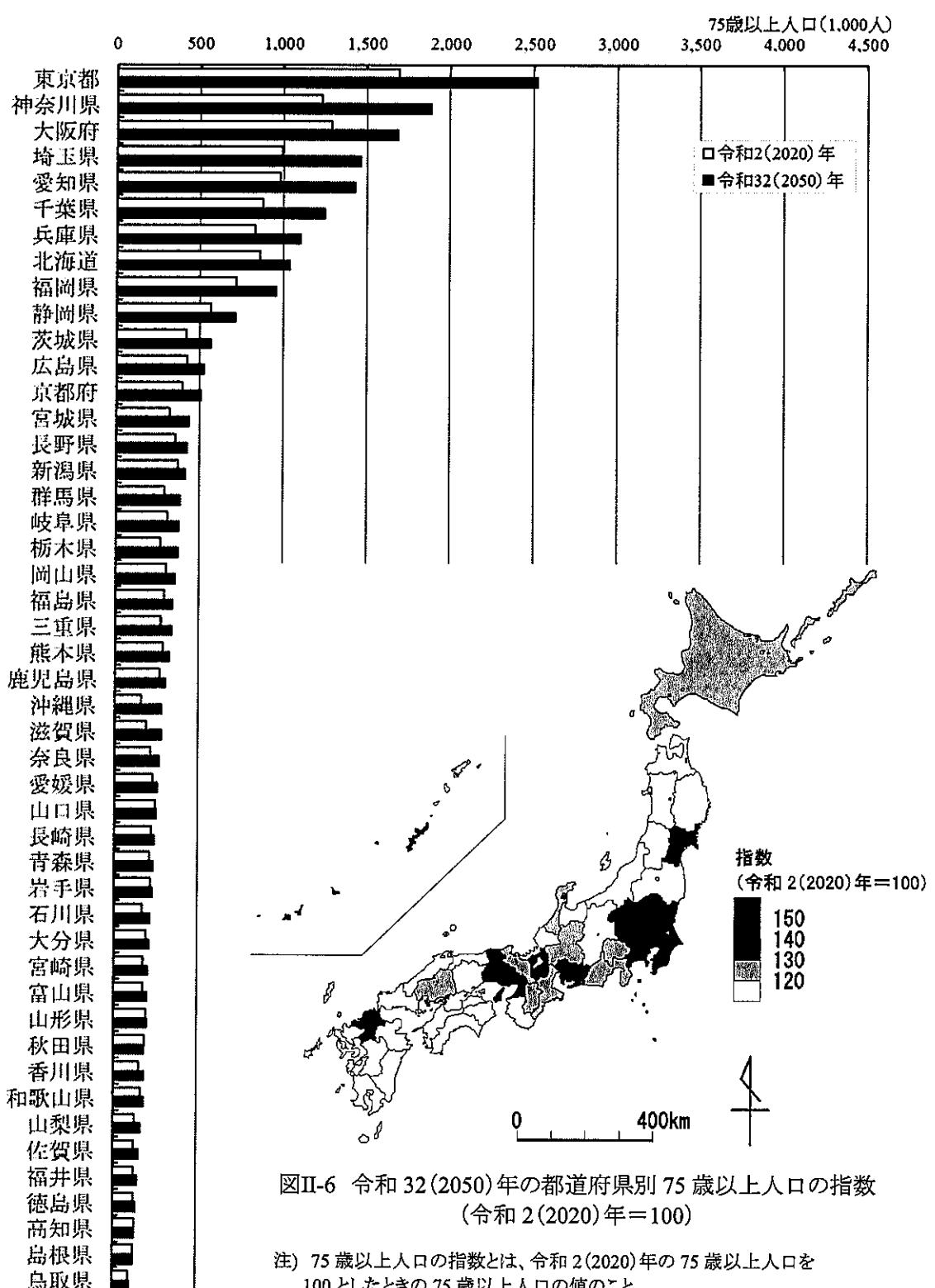


図II-4 都道府県別 65歳以上人口の割合

表Ⅱ-13 都道府県別75歳以上人口と指数(令和2(2020)年=100)

地 域	総人口(1,000人)							指数(令和2(2020)年=100)	
	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和17年 (2035)	令和32年 (2050)
全 国	18,602	21,547	22,613	22,384	22,275	22,772	24,332	120.3	130.8
北 海 道	856	985	1,056	1,047	1,028	1,010	1,041	122.4	121.6
青 森 県	212	237	252	252	246	238	235	118.7	110.5
岩 手 県	215	233	245	245	239	230	228	113.8	105.9
宮 城 県	323	370	408	418	418	419	440	129.5	136.1
秋 田 県	191	205	215	213	203	188	180	111.5	94.7
山 形 県	191	206	219	220	214	203	199	115.0	104.3
福 島 県	294	325	354	362	358	347	347	123.1	117.9
茨 城 県	420	499	542	542	532	534	565	129.2	134.5
栃 木 県	271	325	357	362	355	354	372	133.5	137.3
群 馬 県	296	347	370	367	361	365	388	123.9	131.0
埼 玉 県	994	1,211	1,282	1,260	1,259	1,326	1,463	126.7	147.1
千 葉 県	877	1,056	1,109	1,085	1,082	1,137	1,250	123.7	142.6
東 京 都	1,694	1,917	1,944	1,927	2,027	2,240	2,518	113.8	148.6
神 奈 川 県	1,231	1,464	1,528	1,517	1,568	1,703	1,883	123.2	152.9
新潟 県	375	419	442	437	423	410	416	116.7	111.0
富 山 県	176	205	209	202	193	190	203	114.6	115.1
石 川 県	172	205	214	211	206	205	220	122.8	127.9
福 井 県	122	138	145	145	143	141	146	118.4	119.3
山 梨 県	131	148	157	158	159	161	167	121.3	127.6
長 野 県	356	395	410	406	402	405	426	114.3	119.7
岐 阜 県	312	361	375	368	361	361	381	118.0	122.3
静 岡 県	566	654	686	679	670	677	714	120.0	126.2
愛 知 県	981	1,163	1,207	1,190	1,211	1,285	1,428	121.3	145.7
三 重 県	277	315	326	321	319	322	341	115.8	122.9
滋 賀 県	186	224	242	245	249	256	279	132.1	150.2
京 都 府	397	470	482	465	459	471	510	117.3	128.5
大 阪 府	1,288	1,505	1,518	1,445	1,439	1,525	1,686	112.1	130.9
兵 庫 県	831	974	1,013	997	994	1,023	1,101	120.0	132.6
奈 良 県	218	259	272	265	259	260	271	122.0	124.7
和 歌 山 県	164	184	188	183	178	175	180	111.6	110.0
鳥 取 県	93	104	111	111	108	102	104	119.4	111.4
島 根 県	123	135	139	136	129	122	123	110.4	100.1
岡 山 県	304	348	359	353	340	336	359	116.0	118.1
広 島 県	427	501	519	508	492	492	526	118.8	123.0
山 口 県	245	278	285	273	255	243	250	111.4	101.8
徳 島 県	126	144	152	151	144	137	139	119.5	109.8
香 川 県	156	181	188	184	176	171	180	118.0	115.7
愛媛 県	231	262	273	270	261	251	259	116.9	112.1
高 知 県	131	147	151	146	139	131	133	111.4	101.1
福 岡 県	717	846	915	919	904	904	956	128.2	133.3
佐賀 県	126	142	156	159	156	151	151	126.1	119.9
長崎 県	221	247	266	268	260	247	242	121.2	109.5
熊本 県	285	318	343	349	343	330	329	122.5	115.5
大分 県	195	221	234	233	222	212	214	119.1	109.7
宮崎 県	179	202	218	222	216	205	204	123.6	113.6
鹿児島 県	267	292	319	329	323	308	302	123.1	113.0
沖縄 県	158	182	217	239	253	265	284	150.8	179.3

注) 指数とは、令和2(2020)年の75歳以上人口を100としたときの75歳以上人口の値のこと。

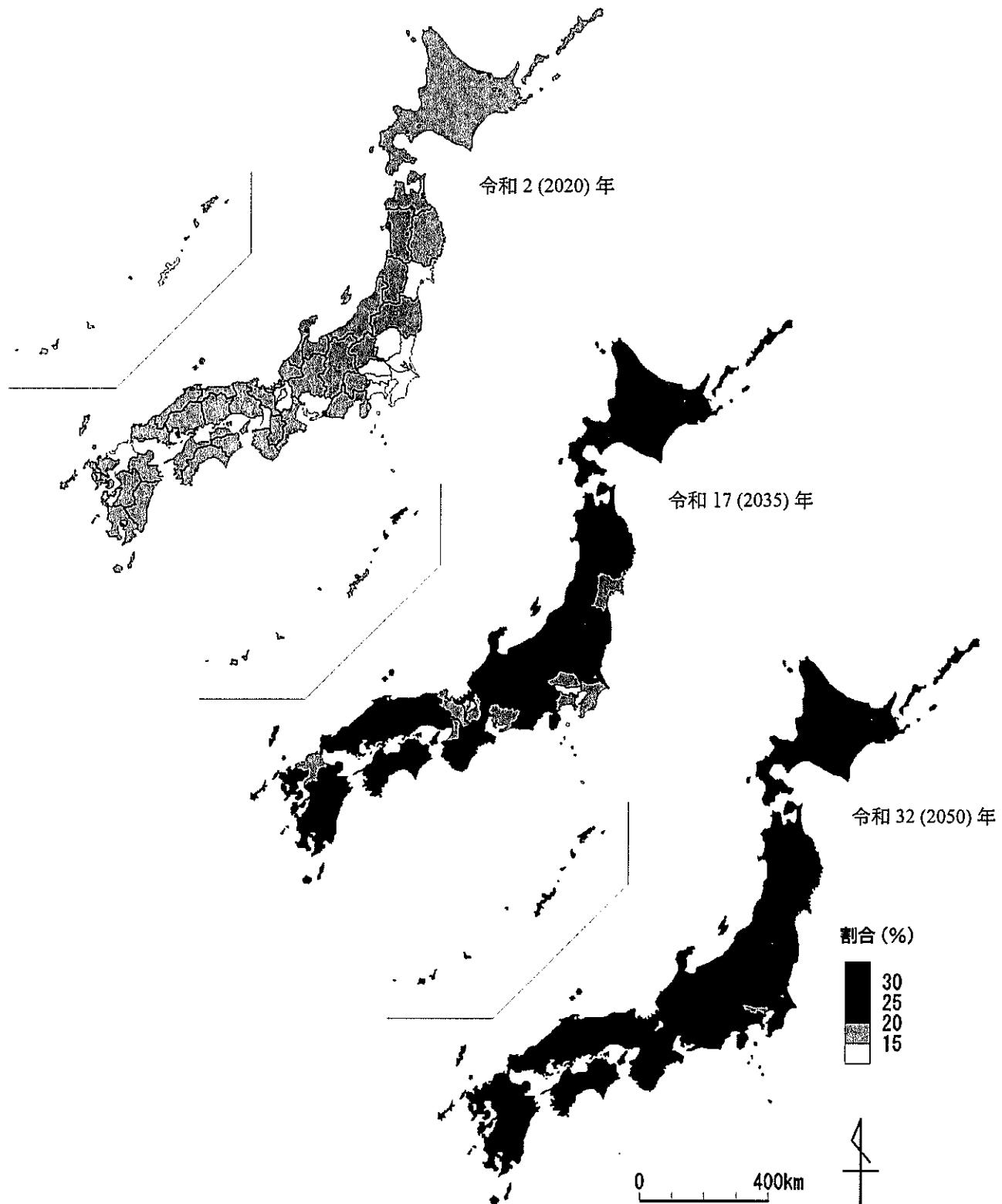


図II-5 令和2(2020)年と令和32(2050)年の都道府県別75歳以上人口

表II-14 都道府県別75歳以上人口の割合

(%)

地 域	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
全 国	14.7	17.5	18.8	19.2	19.7	20.9	23.2
北 海 道	16.4	19.7	22.0	23.0	23.8	24.8	27.2
青 森 県	17.2	20.5	23.4	25.3	26.9	28.5	31.1
岩 手 県	17.8	20.5	23.0	24.6	25.9	26.9	29.1
宮 城 県	14.0	16.5	18.8	19.9	20.8	21.8	24.0
秋 田 県	19.9	23.1	26.2	28.3	29.6	30.3	32.2
山 形 県	17.9	20.5	23.1	24.8	25.8	26.4	28.1
福 島 県	16.0	18.8	21.6	23.4	24.7	25.7	27.8
茨 城 県	14.6	17.9	20.2	21.0	21.5	22.6	25.2
栃 木 県	14.0	17.4	19.8	20.9	21.4	22.4	24.8
群 馬 県	15.3	18.5	20.4	21.0	21.6	22.8	25.5
埼 玉 県	13.5	16.5	17.8	17.7	18.1	19.5	22.1
千 葉 県	14.0	16.9	17.9	17.9	18.2	19.5	22.0
東 京 都	12.1	13.5	13.5	13.3	14.0	15.5	17.5
神 奈 川 県	13.3	15.9	16.7	16.8	17.7	19.6	22.1
新潟 県	17.0	20.1	22.4	23.5	24.1	25.1	27.3
富 山 県	17.0	20.8	22.2	22.5	22.7	23.6	26.6
石 川 県	15.2	18.8	20.2	20.7	21.0	21.9	24.5
福 井 県	16.0	18.8	20.6	21.6	22.4	23.2	25.5
山 梨 県	16.1	18.9	21.0	22.1	23.3	25.0	27.2
長 野 県	17.4	20.0	21.6	22.3	23.0	24.4	26.9
岐 阜 県	15.7	19.0	20.6	21.2	21.9	23.2	25.9
静 岡 県	15.6	18.6	20.3	20.9	21.5	22.8	25.2
愛 知 県	13.0	15.6	16.4	16.5	17.2	18.7	21.4
三 重 県	15.7	18.5	19.9	20.5	21.3	22.6	25.3
滋 賀 県	13.1	16.0	17.6	18.2	19.0	20.2	22.8
京 都 府	15.4	18.7	19.7	19.7	20.2	21.7	24.6
大 阪 府	14.6	17.3	18.0	17.7	18.3	20.1	23.2
兵 庫 県	15.2	18.3	19.7	20.1	20.8	22.4	25.3
奈 良 県	16.4	20.3	22.4	23.1	23.9	25.6	28.6
和 歌 山 県	17.7	21.0	22.7	23.5	24.5	25.8	28.5
鳥 取 県	16.8	19.7	22.0	23.2	23.7	23.8	25.6
島 根 県	18.4	21.1	22.8	23.4	23.4	23.3	24.8
岡 山 県	16.1	19.0	20.2	20.6	20.7	21.3	23.8
広 島 県	15.3	18.5	19.8	20.1	20.3	21.1	23.6
山 口 県	18.3	21.9	23.8	24.2	24.1	24.5	27.0
徳 島 県	17.5	21.2	23.8	25.1	25.7	26.4	28.8
香 川 県	16.4	19.9	21.4	21.9	21.9	22.4	24.9
愛媛 県	17.3	20.7	22.7	23.7	24.3	24.9	27.4
高 知 県	19.0	22.7	24.8	25.8	26.4	26.9	29.5
福 岡 県	14.0	16.7	18.3	18.8	19.0	19.6	21.3
佐 賀 県	15.6	18.2	20.7	22.1	22.7	23.1	24.4
長 崎 県	16.9	20.1	23.0	24.7	25.7	26.3	27.9
熊 本 県	16.4	18.9	21.1	22.4	23.0	23.2	24.3
大 分 県	17.4	20.6	22.7	23.6	23.8	23.9	25.5
宮 崎 県	16.8	19.7	22.3	23.7	24.3	24.3	25.6
鹿児島 県	16.8	19.3	22.0	23.9	24.7	24.9	25.8
沖縄 県	10.8	12.5	14.9	16.5	17.6	18.7	20.4



図II-7 都道府県別 75 歳以上人口の割合

表II-15 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(0-14歳人口)

ブロック	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	(%)
北海道	3.7	3.6	3.5	3.4	3.2	3.2	3.1	
東北	6.3	6.0	5.7	5.4	5.1	4.9	4.7	
関東	33.6	34.5	35.5	36.5	37.3	37.9	38.5	
北関東	5.3	5.1	4.9	4.8	4.8	4.7	4.6	
南関東	28.4	29.4	30.5	31.7	32.5	33.2	33.8	
中部	17.3	17.0	16.8	16.6	16.6	16.5	16.3	
近畿	17.7	17.6	17.5	17.4	17.2	17.0	16.8	
中国	5.9	5.9	5.8	5.7	5.6	5.6	5.6	
四国	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.3	
九州・沖縄	12.6	12.8	12.7	12.6	12.5	12.6	12.7	

表II-16 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(15-64歳人口)

ブロック	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	(%)
北海道	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5	3.4	
東北	6.5	6.2	6.0	5.8	5.6	5.4	5.1	
関東	36.4	37.3	38.0	38.6	39.4	40.3	41.1	
北関東	5.3	5.2	5.1	5.1	5.0	4.9	4.8	
南関東	31.1	32.1	32.9	33.5	34.4	35.4	36.3	
中部	16.5	16.4	16.3	16.2	16.0	15.9	15.8	
近畿	17.6	17.6	17.5	17.3	17.0	16.8	16.7	
中国	5.5	5.3	5.3	5.3	5.2	5.2	5.1	
四国	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4	2.3	2.2	
九州・沖縄	10.8	10.6	10.6	10.7	10.7	10.7	10.6	

表II-17 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(65歳以上人口)

ブロック	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	(%)
北海道	4.7	4.6	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2	
東北	7.7	7.7	7.5	7.3	7.0	6.8	6.7	
関東	31.3	31.6	32.2	33.1	34.0	34.6	35.3	
北関東	5.5	5.6	5.6	5.5	5.5	5.5	5.4	
南関東	25.7	25.9	26.6	27.6	28.5	29.2	29.9	
中部	17.0	17.0	16.9	16.9	16.8	16.8	16.7	
近畿	17.8	17.7	17.7	17.8	17.8	17.7	17.6	
中国	6.3	6.2	6.0	5.8	5.7	5.6	5.6	
四国	3.4	3.4	3.3	3.1	3.0	2.9	2.9	
九州・沖縄	11.7	11.9	11.8	11.5	11.3	11.2	11.2	

表II-18 全国人口に占める地域ブロック別人口の割合(75歳以上人口)

ブロック	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	(%)
北海道	4.6	4.6	4.7	4.7	4.6	4.4	4.3	
東北	7.7	7.3	7.5	7.6	7.5	7.1	6.7	
関東	31.1	31.6	31.5	31.5	32.3	33.6	34.7	
北関東	5.3	5.4	5.6	5.7	5.6	5.5	5.4	
南関東	25.8	26.2	25.9	25.9	26.6	28.1	29.2	
中部	17.1	17.1	17.0	17.0	16.9	16.9	16.9	
近畿	18.1	18.2	17.9	17.5	17.5	17.7	18.0	
中国	6.4	6.3	6.2	6.2	5.9	5.7	5.6	
四国	3.5	3.4	3.4	3.4	3.2	3.0	2.9	
九州・沖縄	11.6	11.4	11.8	12.1	12.0	11.5	11.0	

地域区分は表II-3～II-5に同じ。

### III. 市区町村別にみた推計結果の概要

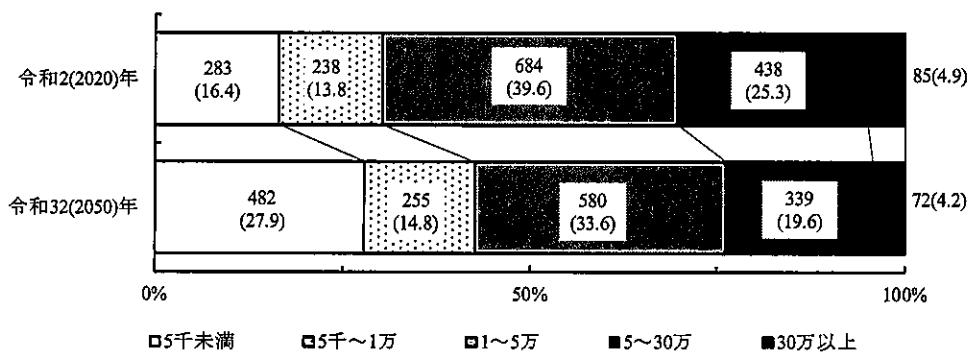
将来人口推計の結果を市区町村別に報告するにあたり、区別に推計を実施した 20 政令指定都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)については市を単位とし、東京 23 区は区を単位とした。したがって、この「III. 市区町村別にみた推計結果の概要」で対象となる市区町村は、令和 5(2023)年 12 月 1 日現在の 1,728 市区町村(789 市、東京 23 区、736 町、180 村)である。なお、福島県「浜通り地域」としてまとめて将来人口を推計した 13 市町村(いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村)はここには含まれていない。

なお、本章におけるパーセンテージ表記のうち、複数の項目を合計したパーセンテージについては、四捨五入により各項目のそれぞれのパーセンテージを合計した値と一致しない場合がある。

#### 1. 市区町村別総人口の推移

##### (1) 令和 32(2050) 年には、4 分の 1 以上の市区町村で総人口が 5 千人未満になる

先に公表された「日本の将来推計人口(令和 5 年推計)」(出生中位・死亡中位推計)(以下、「全国推計」)によれば、わが国の総人口は今後長期的に減少する。今回の推計によれば、ほとんどの市区町村で今後総人口が減少するため、総人口が 5 千人未満の市区町村が顕著に増加する(図 1; 表 III-1, 2)。



注1) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,728市区町村に占める割合(%)。

注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

図 1 令和 2(2020) 年と令和 32(2050) 年における総人口の規模別にみた市区町村数と割合

総人口の規模別に市区町村数の変化をみると、令和 2(2020) 年から令和 32(2050) 年にかけて、総人口が 5 万人以上の市区町村数は 523 から 411 に減少する。他方で、総人口が 5 万人未満の

市区町村数は1,205から1,317に増加する。しかし、その内訳をみると、総人口が1万人以上5万人未満の市区町村数は684から580へ減少するのに対し、総人口が5千人未満の市区町村数は283から482へ1.7倍増となる。その結果、総人口が5千人未満の市区町村の全市区町村に占める割合は、令和2(2020)年の16.4%から令和32(2050)年には27.9%へと11.5ポイント上昇する。

#### (2) 令和32(2050)年には、北海道の3分の2以上の市区町村で総人口が5千人未満になる

地域ブロック別にみると(表III-1、2)、令和32(2050)年に総人口が5千人未満の市区町村が最も多くなるのは北海道(122)、次いで東北(80)、中部ならびに九州・沖縄(69)の順であり、これら4ブロックで総人口が5千人未満の市区町村(482)の70.5%を占める。このうち東北は、令和2(2020)年から令和32(2050)年にかけてその数が35から80へ2.3倍に増加する。また、北海道では、令和32(2050)年には、3分の2以上の122市区町村で総人口が5千人未満になる。

他方で、南関東は人口集中の著しい地域であり、総人口の規模の大きい市区町村が多い。このため、令和32(2050)年においても総人口が5万人以上の市区町村の割合が55.7%であるのに対し、総人口が5千人未満の市区町村は11.3%にとどまる。

#### (3) 令和27(2045)年から令和32(2050)年にかけては99%の市区町村で総人口が減少する

国勢調査によれば、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけてすでに1,416市区町村(全市区町村の81.9%)で総人口が減少している。今回の推計によれば(表1;表III-3、4)、総人口が減少する市区町村は今後も増加し、令和7(2025)年から令和12(2030)年にかけては1,610市区町村(93.2%)、令和17(2035)年から令和22(2040)年にかけては1,674市区町村(96.9%)、令和27(2045)年から令和32(2050)年にかけては1,709市区町村(98.9%)で総人口が減少する。

表1 総人口が減少する市区町村数と割合

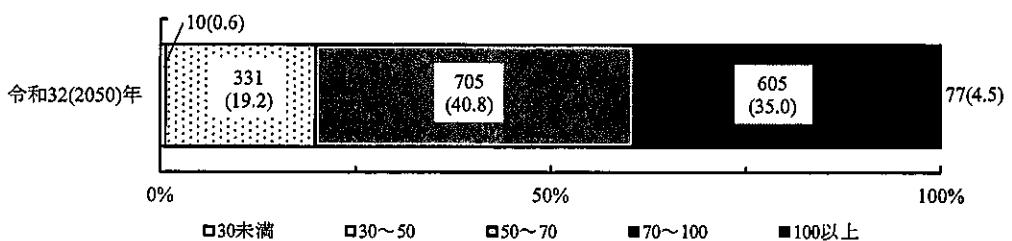
	平成27(2015)～令和2(2020)年	令和7(2025)～令和12(2030)年	令和17(2035)～令和22(2040)年	令和27(2045)～令和32(2050)年
人口減少市区町村数	1,416	1,610	1,674	1,709
人口減少市区町村割合(%)	81.9	93.2	96.9	98.9

注)令和5(2023)年12月1日現在の1,728市区町村に組替えた値で集計。平成27(2015)～令和2(2020)年は国勢調査による実績値。

#### (4) 令和32(2050)年には、令和2(2020)年に比べて総人口が半数未満となる市区町村が約2割に達する

「全国推計」によれば、令和32(2050)年の総人口を、令和2(2020)年を100としたときの総人口の指数でみると、83.0となる。今回の推計によると(図2:表III-5、6)、指数が100以上、すなわち令

和 32(2050)年の総人口が令和 2(2020)年以上となる市区町村数は 77(全市区町村の 4.5%)である。残る 1,651 市区町村(95.5%)は指数が 100 未満であり、その内訳をみると、70 以上 100 未満の市区町村数は 605(35.0%)、50 以上 70 未満の市区町村数は 705(40.8%)、50 未満の市区町村数は 341(19.7%)である。すなわち、令和 32(2050)年までに、全市区町村の約 6 割を占める 1,046 市区町村で、令和 2(2020)年に比べて総人口が 3 割以上減少し、全市区町村の約 2 割を占める 341 市区町村では令和 2(2020)年に比べて総人口が半数未満になる。



注1) 総人口の指数とは、令和2(2020)年の総人口を100としたときの総人口のこと。

注2) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,728市区町村に占める割合(%)。

注3) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

図 2 令和 32(2050)年における総人口の指標別市区町村数と割合(令和 2(2020)年=100 とした場合)

### (5) 令和 32(2050)年の総人口が令和 2(2020)年以上となる市区町村は大都市とその郊外ならびに沖縄県に多い

令和 32(2050)年の総人口の指標(令和 2(2020)年=100 とした場合)を、地域ブロック別にみると(表III-5、6)、南関東を除くすべてのブロックで 100 未満の市区町村が 9 割以上を占める。なかでも北海道、東北、中国、四国は全市区町村で総人口の指標が 100 未満であり、中部、近畿では総人口の指標が 100 未満の市区町村の割合が 98% 以上と高い値を示す。また、総人口の指標が 60 未満、すなわち令和 2(2020)年に比べて総人口が令和 32(2050)年までに 4 割以上減少する市区町村数は、東北(148)、北海道(129)、中部(100)の順に多い。総人口の指標が 60 未満の市区町村の割合が高いのは、北海道(72.1%)、東北(69.2%)、四国(60.0%)の順で、これらのブロックでは 6~7 割強の市区町村で総人口が 4 割以上減少する。

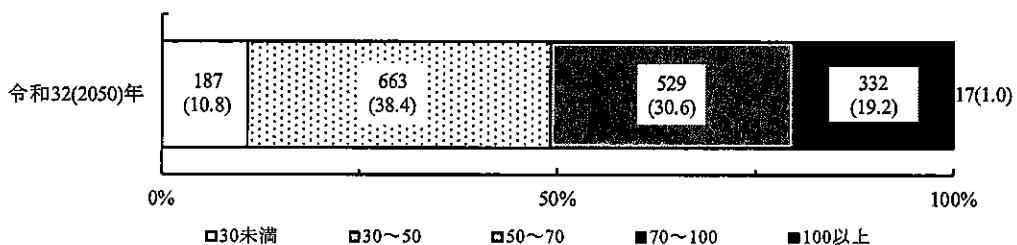
令和 32(2050)年の総人口の指標が 100 以上の市区町村が多いのは、南関東(45)、九州・沖縄(19)の順である。また、総人口の指標が 100 以上の市区町村の割合が最も高いのも南関東(21.2%)、次いで九州・沖縄(6.9%)の順となる。南関東は大都市とその郊外に相当する地域であり、九州・沖縄については沖縄県の影響が大きい。

## 2. 年齢(0-14 歳、15-64 歳、65 歳以上、75 歳以上)別人口の推移

### (1) 令和 32(2050)年には、99%の市区町村で 0-14 歳人口が令和 2(2020)年を下回る

「全国推計」によれば、わが国の 0-14 歳人口は今後減少する。令和 32(2050)年の 0-14 歳人口を、令和 2(2020)年を 100 としたときの 0-14 歳人口の指数でみると、69.2 となる。

今回の推計によれば(図 3;表Ⅲ-7、8)、指数が 100 以上、すなわち令和 32(2050)年の 0-14 歳人口が令和 2(2020)年以上となる市区町村数は 17(全市区町村の 1.0%)である。残る 1,711 市区町村(99.0%)は指数が 100 未満であり、その内訳をみると、70 以上 100 未満の市区町村数は 332(19.2%)、50 以上 70 未満の市区町村数は 529(30.6%)、30 以上 50 未満の市区町村数は 663(38.4%)、30 未満の市区町村数は 187(10.8%)である。すなわち、令和 32(2050)年には、全市区町村の 99.0% の 1,711 市区町村で令和 2(2020)年の 0-14 歳人口を下回り、49.2% の 850 市区町村で令和 2(2020)年の半数未満となる。



注1) 0-14歳人口の指数とは、令和2(2020)年の0-14歳人口を100としたときの0-14歳人口の値のこと。

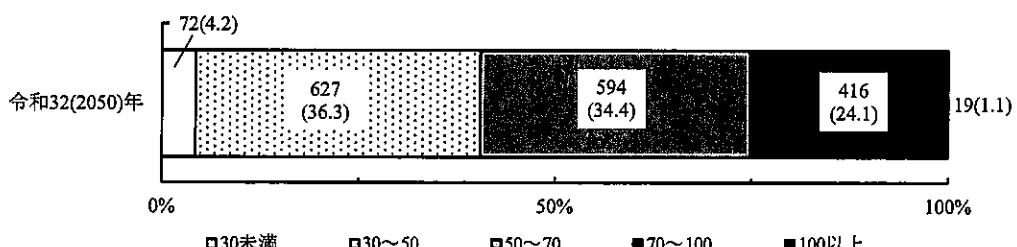
注2) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,728市区町村に占める割合(%)。

注3) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

図 3 令和 32(2050)年における 0-14 歳人口の指標別市区町村数と割合(令和 2(2020)年=100 とした場合)

### (2) 令和 32(2050)年には、令和 2(2020)年に比べて 15-64 歳人口が半数未満となる市区町村が 4 割を超える

「全国推計」によれば、わが国の 15-64 歳人口は今後減少する。令和 32(2050)年の 15-64 歳人口を、令和 2(2020)年を 100 としたときの 15-64 歳人口の指数でみると、73.8 となる。



注1) 15-64歳人口の指数とは、令和2(2020)年の15-64歳人口を100としたときの15-64歳人口の値のこと。

注2) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,728市区町村に占める割合(%)。

注3) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

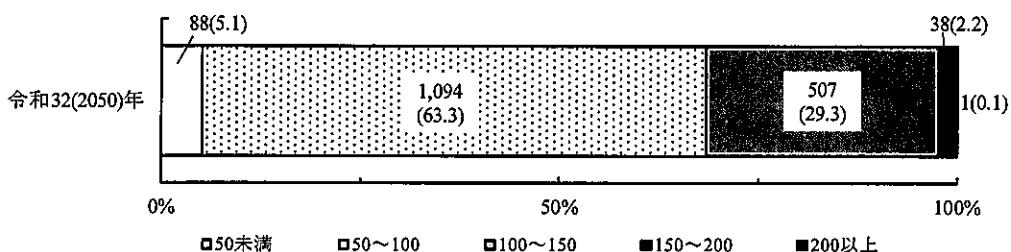
図 4 令和 32(2050)年における 15-64 歳人口の指標別市区町村数と割合(令和 2(2020)年=100 とした場合)

今回の推計によれば(図4;表III-9、10)、指数が100以上、すなわち令和32(2050)年の15-64歳人口が令和2(2020)年以上となる市区町村数は19(全市区町村の1.1%)である。残る1,709市区町村(98.9%)は指数が100未満であり、その内訳をみると、70以上100未満の市区町村数は416(24.1%)、50以上70未満の市区町村数は594(34.4%)、30以上50未満の市区町村数は627(36.3%)、30未満の市区町村数は72(4.2%)である。すなわち、令和32(2050)年には、全市区町村の40.5%を占める699市区町村で、令和2(2020)年に比べて15-64歳人口が半数未満となる。

### (3) 令和32(2050)年には、令和2(2020)年に比べて65歳以上人口が増える市区町村は3割を超える一方、約7割の市区町村で令和2(2020)年を下回る

「全国推計」によれば、わが国の65歳以上人口は2043年のピークまで増加し、それ以降減少することが見通されている。令和32(2050)年の65歳以上人口を、令和2(2020)年を100としたときの65歳以上人口の指数でみると、全国の令和27(2045)年の指数は109.5、令和32(2050)年の指数は107.9となる。

今回の推計によれば(図5;表III-11、12)、令和2(2020)年を100としたときの令和32(2050)年の指数が100以上、すなわち令和32(2050)年の65歳以上人口が令和2(2020)年以上となる市区町村数は546(全市区町村の31.6%)であり、その内訳をみると、100以上150未満の市区町村数は507(29.3%)、150以上の市区町村数は39(2.3%)である。残る1,182市区町村(68.4%)は指数が100未満であり、その内訳をみると、50以上100未満の市区町村数は1,094(63.3%)、50未満の市区町村数は88(5.1%)である。このように、65歳以上人口が増加して令和32(2050)年には令和2(2020)年の1.5倍や2倍に至る市区町村もある一方で、7割近い市区町村では令和2(2020)年を下回り、半数未満になる市区町村もある。



注1) 65歳以上人口の指数とは、令和2(2020)年の65歳以上人口を100としたときの65歳以上人口の値のこと。

注2) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,728市区町村に占める割合(%)。

注3) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

図5 令和32(2050)年における65歳以上人口の指数別市区町村数と割合(令和2(2020)年=100とした場合)

総人口の減少に伴い、65歳以上人口も今後は増加から停滞ないし減少に転じる市区町村が増える。令和2(2020)年以降令和32年(2050)年までの間に65歳以上人口が最大となる年次をみ

ると、令和 2(2020)年が 845 市区町村(48.9%)で最も多く、令和 32(2050)年が 239 市区町村(13.8%)、令和 7(2025)年が 226 市区町村(13.1%)、令和 27(2045)年が 194 市区町村(11.2%)の順になっている。令和 7(2025)年までに 65 歳以上人口が最大になるのは 1,071 市区町村(62.0%)である(表 2)。

表 2 令和 2(2020)年以降で 65 歳以上人口が最大となる年次別市区町村数と割合

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
市区町村数	845	226	37	11	176	194	239
割合(%)	48.9	13.1	2.1	0.6	10.2	11.2	13.8

注1)令和5(2023)年12月1日現在の1,728市区町村に組替えた値で集計。

注2)65歳以上人口が最大となる年次が複数あった6市区町村については、後の年次を最大となる年として集計した。

推計期間の早い時期に 65 歳以上人口が最大となる市区町村のほとんどで、その後 65 歳以上人口は一貫して減少する(表 3)。令和 22(2040)年までの間に 65 歳以上人口が最大となる 1,295 市区町村のうち、9 割を超える 1,170 市区町村(90.3%)では、65 歳以上人口が最大となった後は一貫して減少する。ただし、このうち 65 歳以上人口が最大となる時期が、推計期間の前半である令和 2(2020)年から 12(2030)年の市区町村についてみると、最大時期が早いほど一貫して減少する市区町村の割合が高い傾向がある。なお、令和 2(2020)年に 65 歳以上人口が最大となる市区町村には、平成 27(2015)～令和 2(2020)年以前から 65 歳以上人口が減少している市区町村も含まれる。

表 3 令和 2(2020)年以降令和 22(2040)年までの 65 歳以上人口が最大となる年次別にみた  
その後 65 歳以上人口が一貫して減少する市区町村数と割合

	令和2(2020)年以降令和22(2040)年までの65歳以上人口が最大となる年次					
	総 数	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
市区町村数						
総数	1,295	845	226	37	11	176
最大となった年次以後 一貫して減少 <sup>注1)</sup>	1,170	771	184	29	11	175
割合(%)						
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
最大となった年次以後 一貫して減少 <sup>注1)</sup>	90.3	91.2	81.4	78.4	100.0	99.4

注1)最大となった年次以後、65歳以上人口が一貫して減少する市区町村。

また、推計の基準となる令和 2(2020)年の 65 歳以上人口の割合が高いほど、65 歳以上人口が最大となる年次も早くなる傾向がみられる(表 4)。令和 2(2020)年の 65 歳以上人口割合が 40% 以上の市区町村のうち、65 歳以上人口が最大となる年次が令和 7(2025)年以前である市区町村

の割合は 99.8%(446 市区町村のうち 445) であるのに対し、65 歳以上人口割合が 40%未満の場合には 48.8%(1,282 市区町村のうち 626) にとどまる。

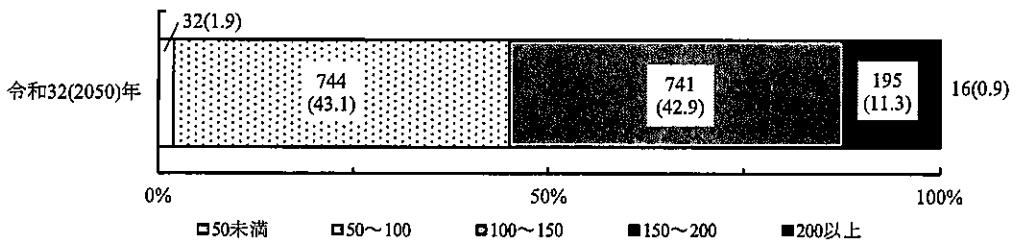
**表 4 令和 2(2020) 年の 65 歳以上人口割合別にみた令和 2(2020) 年以降 65 歳以上人口が最大となる年次別市区町村数と割合**

2020年の65歳以上人口割合(%)	令和2(2020)年以降で65歳以上人口が最大となる年次							
	総 数	令和2年(2020)	令和7年(2025)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)	令和27年(2045)	令和32年(2050)
<b>市区町村数</b>								
20%未満	32			1				31
20~30%	458	10	7	8	1	76	158	198
30~40%	792	407	202	27	10	100	36	10
40~50%	387	370	16	1				
50%以上	59	58	1					
<b>(再掲)</b>								
40%未満	1,282	417	209	36	11	176	194	239
40%以上	446	428	17	1	0	0	0	0
<b>割合(%)</b>								
20%未満	100.0			3.1				96.9
20~30%	100.0	2.2	1.5	1.7	0.2	16.6	34.5	43.2
30~40%	100.0	51.4	25.5	3.4	1.3	12.6	4.5	1.3
40~50%	100.0	95.6	4.1	0.3				
50%以上	100.0	98.3	1.7					
<b>(再掲)</b>								
40%未満	100.0	32.5	16.3	2.8	0.9	13.7	15.1	18.6
40%以上	100.0	96.0	3.8	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0

#### (4) 令和 32(2050) 年には、1 割を超える市区町村で 75 歳以上人口が令和 2(2020) 年の 1.5 倍以上になる

「全国推計」によれば、わが国の 75 歳以上人口は、令和 17(2035) 年から令和 22(2040) 年にかけて一時的に減少するものの、令和 32(2050) 年まで増加することが見通されている。令和 2(2020) 年を 100 としたときの令和 32(2050) 年の 75 歳以上人口の指數を全国についてみると、130.8 となる。

今回の推計によれば(図 6; 表 III-13, 14)、令和 2(2020) 年を 100 としたときの令和 32(2050) 年の指數が 100 以上、すなわち令和 32(2050) 年の 75 歳以上人口が令和 2(2020) 年以上となる市区町村数は 952(55.1%) であり、その内訳をみると、100 以上 150 未満の市区町村数は 741(42.9%)、150 以上 200 未満の市区町村数は 195(11.3%)、200 以上の市区町村数は 16(0.9%) である。令和 32(2050) 年には、全市区町村の 12.2% を占める 211 市区町村で、令和 2(2020) 年に比べて 75 歳以上人口が 5 割以上増加し、なかでも 16 市区町村(0.9%) では 2 倍以上となる。他方、指數が 100 未満、すなわち令和 2(2020) 年より 75 歳以上人口が少ない市区町村は 776 市区町村(44.9%) であり、32 市区町村(1.9%) では令和 32(2050) 年の 75 歳以上人口は令和 2(2020) 年の半数未満になる。



注1) 75歳以上人口の指数とは、令和2(2020)年の75歳以上人口を100としたときの75歳以上人口の値のこと。

注2) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,728市区町村に占める割合(%)。

注3) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

図 6 令和 32(2050) 年における 75 歳以上人口の指標別市区町村数と割合(令和 2(2020) 年 =100 とした場合)

表 5 令和 2(2020) 年以降で 75 歳以上人口が最大となる年次別市区町村数と割合

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
市区町村数	166	144	594	265	35	4	520
割合(%)	9.6	8.3	34.4	15.3	2.0	0.2	30.1

注1) 令和5(2023)年12月1日現在の1,728市区町村に組替えた値で集計。

注2) 75歳以上人口が最大となる年次が複数あった15市区町村については、後の年次を最大となる年として集計した。

令和 2(2020) 年以降令和 32 年(2050) 年までの間に 75 歳以上人口が最大となる年次をみると、令和 12(2030) 年が 594 市区町村(全市区町村の 34.4%) で最も多く、次いで令和 32(2050) 年が 520 市区町村(同 30.1%) が多い(表 5)。

令和 32(2050) 年に 75 歳以上人口が最大となる市区町村が約 3 割を占めるものの、総人口の減少に伴い、今後は 75 歳以上人口も増加から停滞もしくは減少に転じる市区町村が多くなる。令和 7(2025) 年までに 75 歳以上人口が最大となるのは 310 市区町村(同 17.9%)、令和 12(2030) 年から令和 22(2040) 年までに 75 歳以上人口が最大となるのは 894 市区町村(同 51.7%) である。

令和 22(2040) 年までに 1,204 市区町村(同 69.7%) で 75 歳以上人口が最大となるが、その後 75 歳以上人口は減少する(表 6)。令和 22(2040) 年までに 75 歳以上人口が最大になる 1,204 市区町村のうち、最大となった後に 75 歳以上人口が一貫して減少するのは 893 市区町村(74.2%) である。75 歳以上人口が最大になる年次別にみると、令和 7(2025) 年の 84.0% と令和 2(2020) 年の 78.3% は高い割合を示し、これら令和 7(2025) 年までに最大になる 345 市区町村の 81.0% で、その後 75 歳以上人口は一貫して減少する。なお、令和 2(2020) 年に 75 歳以上人口が最大になる市区町村には、平成 27(2015) ~ 令和 2(2020) 年以前から 75 歳以上人口が減少している市区町村も含まれる。

表6 令和2(2020)年以降令和22(2040)年までの75歳以上人口が最大になる年次別にみた  
その後 75歳以上人口が一貫して減少する市区町村数と割合

	令和2(2020)年以降令和22(2040)年までの75歳以上人口が最大となる年次					
	総 数	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
<b>市区町村数</b>						
総数	1,204	166	144	594	265	35
最大となった年次以後 一貫して減少 <sup>注1)</sup>	893	130	121	416	200	26
割合(%)						
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
最大となった年次以後 一貫して減少 <sup>注1)</sup>	74.2	78.3	84.0	70.0	75.5	74.3

注1)最大となった年次以後、75歳以上人口が一貫して減少する市区町村。

また、65歳以上人口の場合と同様に、推計の基準となる令和2(2020)年の75歳以上人口割合が高いほど、75歳以上人口が最大となる年次も早くなる傾向がみられる(表7)。令和2(2020)年の75歳以上人口割合が25%以上の市区町村のうち、75歳以上人口の最大時期が令和7(2025)年以前である市区町村の割合は81.1%(201市区町村のうち163)であるのに対し、75歳以上人口割合が25%未満の場合には9.6%(1,527市区町村のうち147)と大きな差がみられる。

表7 令和2(2020)年の75歳以上人口割合別にみた令和2(2020)年以降75歳以上人口が最大となる  
年次別市区町村数と割合

2020年の75歳 以上人口割合 (%)	令和2(2020)年以降で75歳以上人口が最大となる年次							
	総 数	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
<b>市区町村数</b>								
15%未満	471		2	19	45	15	2	388
15~20%	631	2	22	293	166	14	2	132
20~25%	425	49	72	248	50	6		
25~30%	156	76	44	32	4			
30%以上	45	39	4	2				
(再掲)								
25%未満	1,527	51	96	560	261	35	4	520
25%以上	201	115	48	34	4	0	0	0
割合(%)								
15%未満	100.0		0.4	4.0	9.6	3.2	0.4	82.4
15~20%	100.0	0.3	3.5	46.4	26.3	2.2	0.3	20.9
20~25%	100.0	11.5	16.9	58.4	11.8	1.4		
25~30%	100.0	48.7	28.2	20.5	2.6			
30%以上	100.0	86.7	8.9	4.4				
(再掲)								
25%未満	100.0	3.3	6.3	36.7	17.1	2.3	0.3	34.1
25%以上	100.0	57.2	23.9	16.9	2.0	0.0	0.0	0.0

(5) 令和32(2050)年の75歳以上人口が令和2(2020)年以上となる市区町村は大都市とその郊外に多い

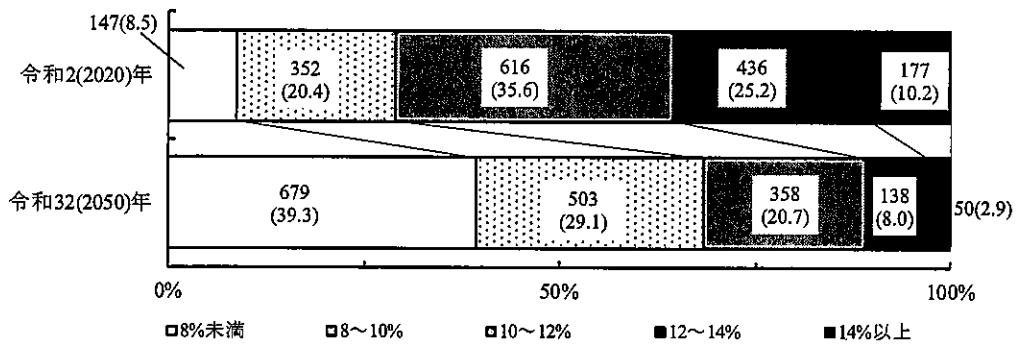
令和 32(2050)年の 75 歳以上人口の指數(令和 2(2020)年=100 とした場合)を、地域ブロック別にみると(表III-13、14)、地域差がみられる。75 歳以上人口の指數が 100 未満の市区町村の割合が高いのは北海道(76.0%)、四国(70.5%)、中国(70.1%)、東北(65.0%)の順である。逆に、75 歳以上人口の指數が 100 以上の市区町村の割合についてみると、南関東(87.3%)、北関東(80.8%)の順に高い。このうち南関東では、75 歳以上人口の指數が 150 以上、すなわち令和 2(2020)年に比べて 75 歳以上人口が 5 割以上増加する市区町村が 32.1%を占め、増加幅が大きい市区町村も多い。令和 32(2050)年の 75 歳以上人口が令和 2(2020)年以上となる市区町村は、大都市とその郊外を中心に分布する。

### 3. 年齢(0-14 歳、15-64 歳、65 歳以上、75 歳以上)別人口割合の推移

#### (1) 令和 32(2050)年には、0-14 歳人口割合 10%未満の市区町村が 3 分の 2 を超える

「全国推計」によれば、全国の 0-14 歳人口が総人口に占める割合は令和 2(2020)年の 11.9%から令和 32(2050)年の 9.9%へ低下する。

今回の推計によれば(図 7;表III-15、16)、令和 2(2020)年から令和 32(2050)年にかけて 0-14 歳人口割合が低下するのは 1,659 市区町村(全市区町村の 96.0%)である。この間に、0-14 歳人口割合が 10%未満の市区町村数は 499(28.9%)から 1,182(68.4%)へ増加するのに対し、0-14 歳人口割合が 14%以上の市区町村数は 177(10.2%)から 50(2.9%)へ減少する。



注1) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,728市区町村に占める割合(%)。

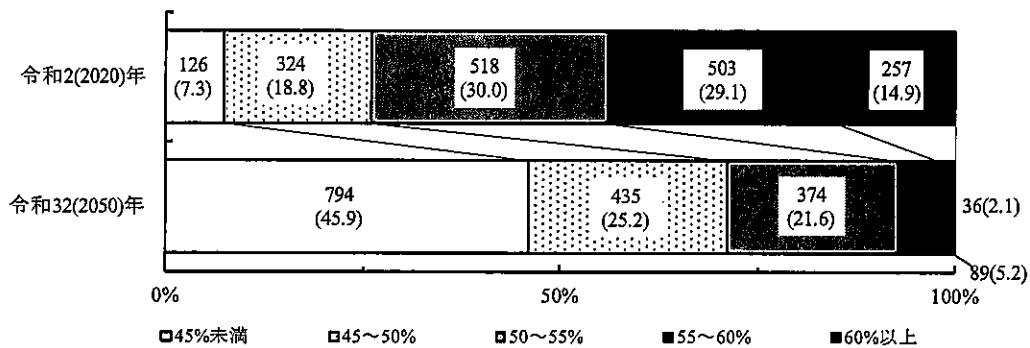
注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

図 7 令和 2(2020)年と令和 32(2050)年における 0-14 歳人口割合別市区町村数と割合

#### (2) 令和 32(2050)年には、15-64 歳人口割合 50%未満の市区町村が 7 割を超える

「全国推計」によれば、全国の 15-64 歳人口が総人口に占める割合は令和 2(2020)年の 59.5%から令和 32(2050)年の 52.9%へ低下する。

今回の推計によれば(図8;表III-17、18)、令和2(2020)年から令和32(2050)年にかけて15-64歳人口割合が低下するのは1,689市区町村(全市区町村の97.7%)である。この間に、15-64歳人口割合が50%未満の市区町村は450から1,229へ2.7倍、全市区町村の26.0%から71.1%へ45.1ポイント増となるのに対し、15-64歳人口割合が60%以上の市区町村数は257(14.9%)から36(2.1%)へ減少する。



注1) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,728市区町村に占める割合(%)。

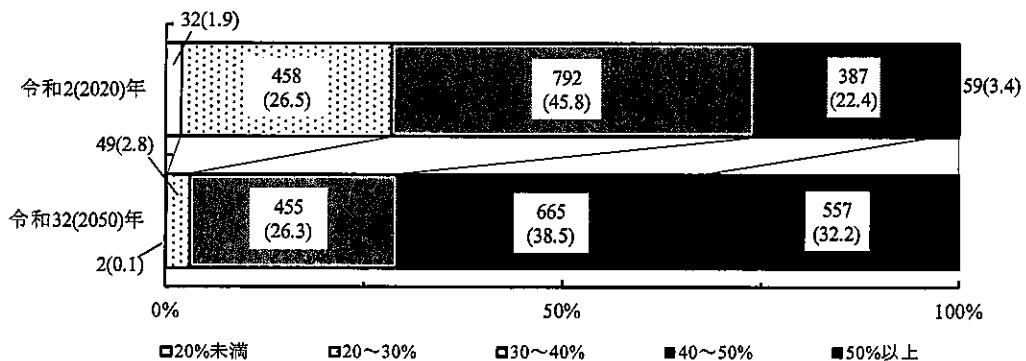
注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

図8 令和2(2020)年と令和32(2050)年における15-64歳人口割合別市区町村数と割合

### (3) 令和32(2050)年には、65歳以上人口割合50%以上の市区町村が3割を超える

「全国推計」によれば、全国の65歳以上人口が総人口に占める割合は令和2(2020)年の28.6%から令和32(2050)年の37.1%へ上昇する。

今回の推計によれば(図9;表III-19、20)、令和2(2020)年から令和32(2050)年にかけて65歳以上人口割合が上昇するのは1,696市区町村(全市区町村の98.1%)である。この間に、65歳以上人口割合が50%以上の市区町村数は59(3.4%)から557(32.2%)に増加するのに対し、30%未満の市区町村数は490(28.4%)から51(3.0%)へ減少する。



注1) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,728市区町村に占める割合(%)。

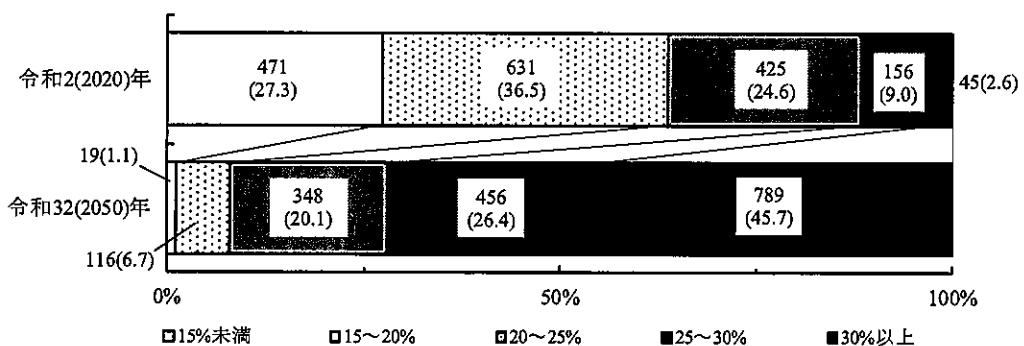
注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

図9 令和2(2020)年と令和32(2050)年における65歳以上人口割合別市区町村数と割合

#### (4) 令和 32(2050)年には、75 歳以上人口割合 30% 以上の市区町村が 4 割を超える

「全国推計」によれば、全国の 75 歳以上人口が総人口に占める割合は令和 2(2020)年の 14.7% から令和 32(2050)年の 23.2% へ上昇する。

今回の推計によれば(図 10; 表Ⅲ-21、22)、令和 2(2020)年から令和 32(2050)年にかけて 75 歳以上人口割合が上昇するのは 1,713 市区町村(全市区町村の 99.1%)である。この間に、75 歳以上人口割合が 30% 以上の市区町村数は 45(2.6%) から 789(45.7%) に増加するのに対し、15% 未満の市区町村数は 471(27.3%) から 19(1.1%) に減少する。



注1) グラフ中の数字は市区町村数、カッコ内の数字は1,728市区町村に占める割合(%)。

注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

図 10 令和 2(2020)年と令和 32(2050)年における 75 歳以上人口割合別市区町村数と割合

#### (5) 北海道、東北、中国、四国で年齢構成の高齢化が進む市区町村の割合が高い

これまで述べてきたように、各市区町村の年齢構成は全般的にみて高齢化が進行する結果となっているが、地域ブロック別にみるとその状況は異なる。著しく高齢化が進行する市区町村の割合が高いのは、東北や四国であり(表Ⅲ-15、16、17、18、19、20、21、22)、例えば東北では、令和 32(2050)年の 15-64 歳人口割合が 50% 未満の市区町村の割合が 89.3% を占めると同時に、同年の 75 歳以上人口割合が 30% 以上の市区町村の割合は 70.1% にのぼる。

上記の 4 ブロックと対照的なのは南関東である。南関東は、令和 32(2050)年に 15-64 歳人口割合が 50% 未満の市区町村の割合は 40.1% と低く、75 歳以上人口割合が 30% 以上の市区町村の割合は 25.0% と全体の 4 分の 1 にとどまっている。

## 図表目次

### 表

表III-1	地域ブロック別総人口の規模別市区町村数.....	48
表III-2	地域ブロック別総人口の規模別市区町村割合.....	49
表III-3	地域ブロック別総人口が減少する市区町村数 .....	50
表III-4	地域ブロック別総人口が減少する市区町村割合 .....	50
表III-5	地域ブロック別総人口の指数別市区町村数.....	51
表III-6	地域ブロック別総人口の指数別市区町村割合.....	51
表III-7	地域ブロック別 0-14 歳人口の指数別市区町村数 .....	52
表III-8	地域ブロック別 0-14 歳人口の指数別市区町村割合 .....	52
表III-9	地域ブロック別 15-64 歳人口の指数別市区町村数 .....	53
表III-10	地域ブロック別 15-64 歳人口の指数別市区町村割合 .....	53
表III-11	地域ブロック別 65 歳以上人口の指数別市区町村数.....	54
表III-12	地域ブロック別 65 歳以上人口の指数別市区町村割合.....	54
表III-13	地域ブロック別 75 歳以上人口の指数別市区町村数.....	55
表III-14	地域ブロック別 75 歳以上人口の指数別市区町村割合 .....	55
表III-15	地域ブロック別 0-14 歳人口割合別市区町村数 .....	56
表III-16	地域ブロック別 0-14 歳人口割合別市区町村割合 .....	57
表III-17	地域ブロック別 15-64 歳人口割合別市区町村数 .....	58
表III-18	地域ブロック別 15-64 歳人口割合別市区町村割合 .....	59
表III-19	地域ブロック別 65 歳以上人口割合別市区町村数 .....	60
表III-20	地域ブロック別 65 歳以上人口割合別市区町村割合 .....	61
表III-21	地域ブロック別 75 歳以上人口割合別市区町村数 .....	62
表III-22	地域ブロック別 75 歳以上人口割合別市区町村割合 .....	63

表中、割合については読み取りやすさを重視し、小数点第二位の値を四捨五入して表示している。詳細な数値については、ホームページ上で公開されているエクセルファイルをご参照いただきたい。

表III-1 地域ブロック別総人口の規模別市区町村数

(市区町村数)

ブロック	令和2(2020)年の人口規模(人)										総計
	5千未満	5千~1万	1~3万	3~5万	5~10万	10~30万	30~50万	50~100万	100万以上		
北海道	84	40	33	7	6	7	1			1	179
東北	35	45	69	25	24	13	2			1	214
関東	17	23	58	46	60	78	17	14	3	3	316
北関東	6	7	29	23	20	16	2	1			104
南関東	11	16	29	23	40	62	15	13	3	3	212
中部	47	37	77	55	58	29	9	3	1	3	316
近畿	22	26	58	28	44	32	12	2	3	3	227
中国	16	9	36	19	9	14	2	1	1	1	107
四国	23	12	31	14	7	5	2	1			95
九州・沖縄	39	46	84	44	33	19	5	3	1	1	274
総計	283	238	446	238	241	197	50	24	11		1,728

ブロック	令和17(2035)年の人口規模(人)										総計
	5千未満	5千~1万	1~3万	3~5万	5~10万	10~30万	30~50万	50~100万	100万以上		
北海道	105	29	26	4	8	6				1	179
東北	58	43	64	17	21	10				1	214
関東	23	31	60	39	56	73	18	13	3	3	316
北関東	9	10	29	20	20	13	3				104
南関東	14	21	31	19	36	60	15	13	3	3	212
中部	57	41	80	45	54	27	8	3	1	3	316
近畿	29	28	54	32	43	26	11	1	3	3	227
中国	22	13	36	14	4	14	2	1	1	1	107
四国	30	11	33	9	6	4	2				95
九州・沖縄	51	44	88	40	28	16	3	3	1	1	274
総計	375	240	441	200	220	176	44	21	11		1,728

ブロック	令和32(2050)年の人口規模(人)										総計
	5千未満	5千~1万	1~3万	3~5万	5~10万	10~30万	30~50万	50~100万	100万以上		
北海道	122	23	18	5	6	4				1	179
東北	80	45	48	19	13	8			1	1	214
関東	38	33	56	42	42	72	17	13	3	3	316
北関東	14	15	25	21	15	12	2				104
南関東	24	18	31	21	27	60	15	13	3	3	212
中部	69	39	88	35	49	24	8	3	1	1	316
近畿	42	35	52	27	37	21	9	1	3	3	227
中国	25	21	31	9	8	9	2	1	1	1	107
四国	37	13	28	8	5	2	2				95
九州・沖縄	69	46	78	36	28	11	3	2	1	1	274
総計	482	255	399	181	188	151	41	21	10		1,728

地域区分は以下の通り

北海道: 北海道 東北: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

北関東: 茨城県、栃木県、群馬県 南関東: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中部: 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

近畿: 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县

中国: 福井県、島根県、岡山県、広島県、山口県 四国: 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

表III-2 地域ブロック別総人口の規模別市区町村割合

ブロック	令和2（2020）年の人口規模（人）									総計	（%）
	5千未満	5千～1万	1～3万	3～5万	5～10万	10～30万	30～50万	50～100万	100万以上		
北海道	46.9	22.3	18.4	3.9	3.4	3.9	0.6	0.6	100		
東北	16.4	21.0	32.2	11.7	11.2	6.1	0.9	0.5	100		
関東	5.4	7.3	18.4	14.6	19.0	24.7	5.4	4.4	0.9	100	
北関東	5.8	6.7	27.9	22.1	19.2	15.4	1.9	1.0		100	
南関東	5.2	7.5	13.7	10.8	18.9	29.2	7.1	6.1	1.4	100	
中部	14.9	11.7	24.4	17.4	18.4	9.2	2.8	0.9	0.3	100	
近畿	9.7	11.5	25.6	12.3	19.4	14.1	5.3	0.9	1.3	100	
中国	15.0	8.4	33.6	17.8	8.4	13.1	1.9	0.9	0.9	100	
四国	24.2	12.6	32.6	14.7	7.4	5.3	2.1	1.1		100	
九州・沖縄	14.2	16.8	30.7	16.1	12.0	6.9	1.8	1.1	0.4	100	
総計	16.4	13.8	25.8	13.8	13.9	11.4	2.9	1.4	0.6	100	

ブロック	令和17（2035）年の人口規模（人）									総計
	5千未満	5千～1万	1～3万	3～5万	5～10万	10～30万	30～50万	50～100万	100万以上	
北海道	58.7	16.2	14.5	2.2	4.5	3.4		0.6	100	
東北	27.1	20.1	29.9	7.9	9.8	4.7		0.5	100	
関東	7.3	9.8	19.0	12.3	17.7	23.1	5.7	4.1	0.9	100
北関東	8.7	9.6	27.9	19.2	19.2	12.5	2.9			100
南関東	6.6	9.9	14.6	9.0	17.0	28.3	7.1	6.1	1.4	100
中部	18.0	13.0	25.3	14.2	17.1	8.5	2.5	0.9	0.3	100
近畿	12.8	12.3	23.8	14.1	18.9	11.5	4.8	0.4	1.3	100
中国	20.6	12.1	33.6	13.1	3.7	13.1	1.9	0.9	0.9	100
四国	31.6	11.6	34.7	9.5	6.3	4.2	2.1			100
九州・沖縄	18.6	16.1	32.1	14.6	10.2	5.8	1.1	1.1	0.4	100
総計	21.7	13.9	25.5	11.6	12.7	10.2	2.5	1.2	0.6	100

ブロック	令和32（2050）年の人口規模（人）									総計
	5千未満	5千～1万	1～3万	3～5万	5～10万	10～30万	30～50万	50～100万	100万以上	
北海道	68.2	12.8	10.1	2.8	3.4	2.2		0.6	100	
東北	37.4	21.0	22.4	8.9	6.1	3.7		0.5	100	
関東	12.0	10.4	17.7	13.3	13.3	22.8	5.4	4.1	0.9	100
北関東	13.5	14.4	24.0	20.2	14.4	11.5	1.9			100
南関東	11.3	8.5	14.6	9.9	12.7	28.3	7.1	6.1	1.4	100
中部	21.8	12.3	27.8	11.1	15.5	7.6	2.5	0.9	0.3	100
近畿	18.5	15.4	22.9	11.9	16.3	9.3	4.0	0.4	1.3	100
中国	23.4	19.6	29.0	8.4	7.5	8.4	1.9	0.9	0.9	100
四国	38.9	13.7	29.5	8.4	5.3	2.1	2.1			100
九州・沖縄	25.2	16.8	28.5	13.1	10.2	4.0	1.1	0.7	0.4	100
総計	27.9	14.8	23.1	10.5	10.9	8.7	2.4	1.2	0.6	100

注)四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

表III-3 地域ブロック別総人口が減少する市区町村数

ブロック	(市区町村数)						
	平成27(2015)～令和2(2020)年	令和2(2020)～7(2025)年	令和7(2025)～12(2030)年	令和12(2030)～17(2035)年	令和17(2035)～22(2040)年	令和22(2040)～27(2045)年	令和27(2045)～32(2050)年
北海道	167	176	178	179	179	179	179
東北	200	209	212	213	214	214	214
関東	202	240	254	265	277	287	299
北関東	88	99	100	100	101	102	102
南関東	114	141	154	165	176	185	197
中部	254	286	297	306	313	315	316
近畿	186	212	221	223	227	227	227
中国	95	105	106	107	107	107	107
四国	93	94	95	95	95	95	95
九州・沖縄	219	236	247	253	262	267	272
総計	1,416	1,558	1,610	1,641	1,674	1,691	1,709

注1)令和5(2023)年12月1日現在の1,728市区町村に組替えた値で集計。

注2)平成27(2015)～令和2(2020)年は国勢調査による実績値を示す。

表III-4 地域ブロック別総人口が減少する市区町村割合

ブロック	(%)						
	平成27(2015)～令和2(2020)年	令和2(2020)～7(2025)年	令和7(2025)～12(2030)年	令和12(2030)～17(2035)年	令和17(2035)～22(2040)年	令和22(2040)～27(2045)年	令和27(2045)～32(2050)年
北海道	93.3	98.3	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0
東北	93.5	97.7	99.1	99.5	100.0	100.0	100.0
関東	63.9	75.9	80.4	83.9	87.7	90.8	94.6
北関東	84.6	95.2	96.2	96.2	97.1	98.1	98.1
南関東	53.8	66.5	72.6	77.8	83.0	87.3	92.9
中部	80.4	90.5	94.0	96.8	99.1	99.7	100.0
近畿	81.9	93.4	97.4	98.2	100.0	100.0	100.0
中国	88.8	98.1	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0
四国	97.9	98.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
九州・沖縄	79.9	86.1	90.1	92.3	95.6	97.4	99.3
総計	81.9	90.2	93.2	95.0	96.9	97.9	98.9

注1)令和5(2023)年12月1日現在の1,728市区町村に組替えた値で集計。

注2)平成27(2015)～令和2(2020)年は国勢調査による実績値を示す。

注3)四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

表III-5 地域ブロック別総人口の指數別市区町村数 (市区町村数)

ブロック	令和17(2035)年の人口指數(令和2(2020)年=100とした場合)										総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上		
北海道		4	39	93	34	9					179
東北		2	42	105	45	18	2				214
関東		2	9	60	86	90	69				316
北関東		2	6	26	41	25	4				104
南関東			3	34	45	65	65				212
中部		1	30	82	98	88	17				316
近畿		8	22	51	76	63	7				227
中国			11	43	33	19	1				107
四国		1	22	35	30	7					95
九州・沖縄		1	15	90	91	50	27				274
総計		1	18	190	559	493	344	123			1,728

ブロック	令和32(2050)年の人口指數(令和2(2020)年=100とした場合)										総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上		
北海道	2	14	51	62	22	22	5	1			179
東北	1	11	71	65	31	22	8	5			214
関東	1	3	15	48	48	59	45	48	49		316
北関東	1	3	8	20	25	24	15	4	4		104
南関東			7	28	23	35	30	44	45		212
中部		7	37	56	64	60	56	30	6		316
近畿	5	10	31	32	49	38	45	14	3		227
中国	1	17	28	30	11	17	3				107
四国	9	22	26	19	13	5	1				95
九州・沖縄	1	2	30	57	68	40	35	22	19		274
総計	10	57	274	374	331	265	216	124	77		1,728

注) 総人口の指數とは、令和2(2020)年の総人口を100としたときの各年次の総人口の値のこと。

表III-6 地域ブロック別総人口の指數別市区町村割合 (%)

ブロック	令和17(2035)年の人口指數(令和2(2020)年=100とした場合)										総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上		
北海道		2.2	21.8	52.0	19.0	5.0					100
東北		0.9	19.6	49.1	21.0	8.4	0.9				100
関東		0.6	2.8	19.0	27.2	28.5	21.8				100
北関東		1.9	5.8	25.0	39.4	24.0	3.8				100
南関東			1.4	16.0	21.2	30.7	30.7				100
中部		0.3	9.5	25.9	31.0	27.8	5.4				100
近畿		3.5	9.7	22.5	33.5	27.8	3.1				100
中国			10.3	40.2	30.8	17.8	0.9				100
四国		1.1	23.2	36.8	31.6	7.4					100
九州・沖縄		0.4	5.5	32.8	33.2	18.2	9.9				100
総計		0.1	1.0	11.0	32.3	28.5	19.9	7.1			100

ブロック	令和32(2050)年の人口指數(令和2(2020)年=100とした場合)										総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上		
北海道	1.1	7.8	28.5	34.6	12.3	12.3	2.8	0.6			100
東北	0.5	5.1	33.2	30.4	14.5	10.3	3.7	2.3			100
関東	0.3	0.9	4.7	15.2	15.2	18.7	14.2	15.2	15.5		100
北関東	1.0	2.9	7.7	19.2	24.0	23.1	14.4	3.8	3.8		100
南関東			3.3	13.2	10.8	16.5	14.2	20.8	21.2		100
中部		2.2	11.7	17.7	20.3	19.0	17.7	9.5	1.9		100
近畿	2.2	4.4	13.7	14.1	21.6	16.7	19.8	6.2	1.3		100
中国	0.9	15.9	26.2	28.0	10.3	15.9	2.8				100
四国	9.5	23.2	27.4	20.0	13.7	5.3	1.1				100
九州・沖縄	0.4	0.7	10.9	20.8	24.8	14.6	12.8	8.0	6.9		100
総計	0.6	3.3	15.9	21.6	19.2	15.3	12.5	7.2	4.5		100

注1) 総人口の指數とは、令和2(2020)年の総人口を100としたときの各年次の総人口の値のこと。

注2) 四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

表III-7 地域ブロック別0-14歳人口の指数別市区町村数 (市区町村数)

ブロック	令和17(2035)年の0-14歳人口の指数(令和2(2020)年=100とした場合)										総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上		
北海道	8	27	60	56	22	5	1				179
東北	6	57	72	50	22	5	2				214
関東	4	18	64	54	76	46	39	15			316
北関東	3	13	28	26	25	6	2	1			104
南関東	1	5	36	28	51	40	37	14			212
中部	2	24	73	76	91	43	7				316
近畿	3	26	35	66	53	39	4	1			227
中国	1	6	22	36	23	17	2				107
四国	3	14	32	19	24	3					95
九州・沖縄	1	1	13	56	71	66	49	16	1		274
総計	1	28	185	414	428	377	207	71	17		1,728

ブロック	令和32(2050)年の0-14歳人口の指数(令和2(2020)年=100とした場合)										総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上		
北海道	32	47	50	32	15	2	1				179
東北	56	75	40	24	13	4	2				214
関東	20	38	54	40	41	39	43	25	16		316
北関東	13	18	23	21	17	8	2	1	1		104
南関東	7	20	31	19	24	31	41	24	15		212
中部	18	57	58	52	69	45	15	2			316
近畿	33	25	44	54	26	36	7	2			227
中国	5	15	28	25	8	22	4				107
四国	16	28	15	19	14	3					95
九州・沖縄	7	45	44	54	43	48	24	8	1		274
総計	187	330	333	300	229	199	96	37	17		1,728

注) 0-14歳人口の指数とは、令和2(2020)年の0-14歳人口を100としたときの各年次の0-14歳人口の値のこと。

表III-8 地域ブロック別0-14歳人口の指数別市区町村割合 (%)

ブロック	令和17(2035)年の0-14歳人口の指数(令和2(2020)年=100とした場合)										総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上		
北海道	4.5	15.1	33.5	31.3	12.3	2.8	0.6				100
東北	2.8	26.6	33.6	23.4	10.3	2.3	0.9				100
関東	1.3	5.7	20.3	17.1	24.1	14.6	12.3	4.7			100
北関東	2.9	12.5	26.9	25.0	24.0	5.8	1.9	1.0			100
南関東	0.5	2.4	17.0	13.2	24.1	18.9	17.5	6.6			100
中部	0.6	7.6	23.1	24.1	28.8	13.6	2.2				100
近畿	1.3	11.5	15.4	29.1	23.3	17.2	1.8	0.4			100
中国	0.9	5.6	20.6	33.6	21.5	15.9	1.9				100
四国	3.2	14.7	33.7	20.0	25.3	3.2					100
九州・沖縄	0.4	0.4	4.7	20.4	25.9	24.1	17.9	5.8	0.4		100
総計	0.1	1.6	10.7	24.0	24.8	21.8	12.0	4.1	1.0		100

ブロック	令和32(2050)年の0-14歳人口の指数(令和2(2020)年=100とした場合)										総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上		
北海道	17.9	26.3	27.9	17.9	8.4	1.1	0.6				100
東北	26.2	35.0	18.7	11.2	6.1	1.9	0.9				100
関東	6.3	12.0	17.1	12.7	13.0	12.3	13.6	7.9	5.1		100
北関東	12.5	17.3	22.1	20.2	16.3	7.7	1.9	1.0	1.0		100
南関東	3.3	9.4	14.6	9.0	11.3	14.6	19.3	11.3	7.1		100
中部	5.7	18.0	18.4	16.5	21.8	14.2	4.7	0.6			100
近畿	14.5	11.0	19.4	23.8	11.5	15.9	3.1	0.9			100
中国	4.7	14.0	26.2	23.4	7.5	20.6	3.7				100
四国	16.8	29.5	15.8	20.0	14.7	3.2					100
九州・沖縄	2.6	16.4	16.1	19.7	15.7	17.5	8.8	2.9	0.4		100
総計	10.8	19.1	19.3	17.4	13.3	11.5	5.6	2.1	1.0		100

注1) 0-14歳人口の指数とは、令和2(2020)年の0-14歳人口を100としたときの各年次の0-14歳人口の値のこと。

注2) 四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

表III-9 地域ブロック別15-64歳人口の指標別市区町村数 (市区町村数)

ブロック	令和17(2035)年の15-64歳人口の指標(令和2(2020)年=100とした場合)										総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上		
北海道		16	55	73	30	5				179	
東北	1	32	78	62	31	9	1	214			
関東	2	9	38	57	88	75	47	316			
北関東	2	5	16	27	38	12	4	104			
南関東		4	22	30	50	63	43	212			
中部	1	13	63	75	98	56	10	316			
近畿	7	17	30	63	66	38	6	227			
中国		1	17	42	28	18	1	107			
四国		11	32	23	23	6		95			
九州・沖縄	1	1	7	51	85	62	48	19	274		
総計	1	12	106	364	480	426	255	84	1,728		

ブロック	令和32(2050)年の15-64歳人口の指標(令和2(2020)年=100とした場合)										総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上		
北海道	13	31	69	38	21	6	1			179	
東北	15	67	70	30	18	11	2	1	214		
関東	6	27	41	46	50	50	43	37	16	316	
北関東	5	12	18	23	23	18	1	2	2	104	
南関東	1	15	23	23	27	32	42	35	14	212	
中部	8	32	60	61	59	60	31	5		316	
近畿	18	25	46	41	40	38	18	1		227	
中国	1	9	25	29	20	17	6			107	
四国	8	20	28	14	17	7	1			95	
九州・沖縄	3	23	54	63	47	46	22	13	3	274	
総計	72	234	393	322	272	235	124	57	19	1,728	

注) 15-64歳人口の指標とは、令和2(2020)年の15-64歳人口を100としたときの各年次の15-64歳人口の値のこと。

表III-10 地域ブロック別15-64歳人口の指標別市区町村割合 (%)

ブロック	令和17(2035)年の15-64歳人口の指標(令和2(2020)年=100とした場合)										総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上		
北海道		8.9	30.7	40.8	16.8	2.8				100	
東北	0.5	15.0	36.4	29.0	14.5	4.2	0.5	100			
関東	0.6	2.8	12.0	18.0	27.8	23.7	14.9	100			
北関東	1.9	4.8	15.4	26.0	36.5	11.5	3.8	100			
南関東		1.9	10.4	14.2	23.6	29.7	20.3	100			
中部	0.3	4.1	19.9	23.7	31.0	17.7	3.2	100			
近畿	3.1	7.5	13.2	27.8	29.1	16.7	2.6	100			
中国		0.9	15.9	39.3	26.2	16.8	0.9	100			
四国		11.6	33.7	24.2	24.2	6.3		100			
九州・沖縄	0.4	0.4	2.6	18.6	31.0	22.6	17.5	6.9	100		
総計	0.1	0.7	6.1	21.1	27.8	24.7	14.8	4.9	100		

ブロック	令和32(2050)年の15-64歳人口の指標(令和2(2020)年=100とした場合)										総計
	30未満	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100以上		
北海道	7.3	17.3	38.5	21.2	11.7	3.4	0.6			100	
東北	7.0	31.3	32.7	14.0	8.4	5.1	0.9	0.5	100		
関東	1.9	8.5	13.0	14.6	15.8	15.8	13.6	11.7	5.1	100	
北関東	4.8	11.5	17.3	22.1	22.1	17.3	1.0	1.9	1.9	100	
南関東	0.5	7.1	10.8	10.8	12.7	15.1	19.8	16.5	6.6	100	
中部	2.5	10.1	19.0	19.3	18.7	19.0	9.8	1.6		100	
近畿	7.9	11.0	20.3	18.1	17.6	16.7	7.9	0.4		100	
中国	0.9	8.4	23.4	27.1	18.7	15.9	5.6			100	
四国	8.4	21.1	29.5	14.7	17.9	7.4	1.1			100	
九州・沖縄	1.1	8.4	19.7	23.0	17.2	16.8	8.0	4.7	1.1	100	
総計	4.2	13.5	22.7	18.6	15.7	13.6	7.2	3.3	1.1	100	

注1) 15-64歳人口の指標とは、令和2(2020)年の15-64歳人口を100としたときの各年次の15-64歳人口の値のこと。

注2) 四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

表III-11 地域ブロック別65歳以上人口の指數別市区町村数 (市区町村数)

ブロック	令和17(2035)年の65歳以上人口の指數(令和2(2020)年=100とした場合)								総計
	50未満	50~75	75~100	100~125	125~150	150~175	175~200	200以上	
北海道	35	123	21						179
東北	14	159	39	2					214
関東	3	108	195	9	1				316
北関東	3	50	49	2					104
南関東		58	146	7	1				212
中部	18	151	138	9					316
近畿	16	104	103	4					227
中国	14	79	14						107
四国	16	69	10						95
九州・沖縄	9	172	80	13					274
総計	125	965	600	37	1				1,728

ブロック	令和32(2050)年の65歳以上人口の指數(令和2(2020)年=100とした場合)								総計
	50未満	50~75	75~100	100~125	125~150	150~175	175~200	200以上	
北海道	20	102	42	11	4				179
東北	11	104	67	26	5	1			214
関東	4	37	97	101	62	14			316
北関東	4	12	51	28	7	2			104
南関東		25	46	73	55	12			212
中部	14	72	105	91	27	5	2		316
近畿	13	43	83	72	12	4			227
中国	8	47	35	16	1				107
四国	11	45	29	8	2				95
九州・沖縄	7	87	99	45	24	11	1		274
総計	88	537	557	370	137	35	3	1	1,728

注) 65歳以上人口の指數とは、令和2(2020)年の65歳以上人口を100としたときの各年次の65歳以上人口の値のこと。

表III-12 地域ブロック別65歳以上人口の指數別市区町村割合 (%)

ブロック	令和17(2035)年の65歳以上人口の指數(令和2(2020)年=100とした場合)								総計
	50未満	50~75	75~100	100~125	125~150	150~175	175~200	200以上	
北海道	19.6	68.7	11.7						100
東北	6.5	74.3	18.2	0.9					100
関東	0.9	34.2	61.7	2.8	0.3				100
北関東	2.9	48.1	47.1	1.9					100
南関東		27.4	68.9	3.3	0.5				100
中部	5.7	47.8	43.7	2.8					100
近畿	7.0	45.8	45.4	1.8					100
中国	13.1	73.8	13.1						100
四国	16.8	72.6	10.5						100
九州・沖縄	3.3	62.8	29.2	4.7					100
総計	7.2	55.8	34.7	2.1	0.1				100

ブロック	令和32(2050)年の65歳以上人口の指數(令和2(2020)年=100とした場合)								総計
	50未満	50~75	75~100	100~125	125~150	150~175	175~200	200以上	
北海道	11.2	57.0	23.5	6.1	2.2				100
東北	5.1	48.6	31.3	12.1	2.3	0.5			100
関東	1.3	11.7	30.7	32.0	19.6	4.4			100
北関東	3.8	11.5	49.0	26.9	6.7	1.9			100
南関東		11.8	21.7	34.4	25.9	5.7			100
中部	4.4	22.8	33.2	28.8	8.5	1.6	0.6		100
近畿	5.7	18.9	36.6	31.7	5.3	1.8			100
中国	7.5	43.9	32.7	15.0	0.9				100
四国	11.6	47.4	30.5	8.4	2.1				100
九州・沖縄	2.6	31.8	36.1	16.4	8.8	4.0	0.4		100
総計	5.1	31.1	32.2	21.4	7.9	2.0	0.2	0.1	100

注1) 65歳以上人口の指數とは、令和2(2020)年の65歳以上人口を100としたときの各年次の65歳以上人口の値のこと。

注2) 四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

表III-13 地域ブロック別75歳以上人口の指標別市区町村数 (市区町村数)

ブロック	令和17(2035)年の75歳以上人口の指標(令和2(2020)年=100とした場合)								総計
	50未満	50~75	75~100	100~125	125~150	150~175	175~200	200以上	
北海道	6	86	65	22					179
東北	3	38	124	44	4	1			214
関東	2	4	155	134	19	1	1		316
北関東	2	2	35	56	9				104
南関東		2	120	78	10	1	1		212
中部	6	49	186	71	4				316
近畿	5	29	141	45	7				227
中国		29	70	8					107
四国	4	33	45	12	1				95
九州・沖縄	2	25	146	74	27				274
総計	28	293	932	410	62	2	1	1,728	

ブロック	令和32(2050)年の75歳以上人口の指標(令和2(2020)年=100とした場合)								総計
	50未満	50~75	75~100	100~125	125~150	150~175	175~200	200以上	
北海道	6	60	70	24	14	5			179
東北	3	40	96	40	24	8	2	1	214
関東	3	4	40	68	114	70	12	5	316
北関東	3	2	15	32	33	14	3	2	104
南関東		2	25	36	81	56	9	3	212
中部	4	38	66	84	84	25	12	3	316
近畿	9	21	42	65	65	17	8		227
中国	1	26	48	20	11	1			107
四国	5	29	33	17	7	3	1		95
九州・沖縄	1	31	100	64	40	14	17	7	274
総計	32	249	495	382	359	143	52	16	1,728

注) 75歳以上人口の指標とは、令和2(2020)年の75歳以上人口を100としたときの各年次の75歳以上人口の値のこと。

表III-14 地域ブロック別75歳以上人口の指標別市区町村割合 (%)

ブロック	令和17(2035)年の75歳以上人口の指標(令和2(2020)年=100とした場合)								総計
	50未満	50~75	75~100	100~125	125~150	150~175	175~200	200以上	
北海道	3.4	48.0	36.3	12.3					100
東北	1.4	17.8	57.9	20.6	1.9	0.5			100
関東	0.6	1.3	49.1	42.4	6.0	0.3	0.3		100
北関東	1.9	1.9	33.7	53.8	8.7				100
南関東		0.9	56.6	36.8	4.7	0.5	0.5		100
中部	1.9	15.5	58.9	22.5	1.3				100
近畿	2.2	12.8	62.1	19.8	3.1				100
中国		27.1	65.4	7.5					100
四国	4.2	34.7	47.4	12.6	1.1				100
九州・沖縄	0.7	9.1	53.3	27.0	9.9				100
総計	1.6	17.0	53.9	23.7	3.6	0.1	0.1		100

ブロック	令和32(2050)年の75歳以上人口の指標(令和2(2020)年=100とした場合)								総計
	50未満	50~75	75~100	100~125	125~150	150~175	175~200	200以上	
北海道	3.4	33.5	39.1	13.4	7.8	2.8			100
東北	1.4	18.7	44.9	18.7	11.2	3.7	0.9	0.5	100
関東	0.9	1.3	12.7	21.5	36.1	22.2	3.8	1.6	100
北関東	2.9	1.9	14.4	30.8	31.7	13.5	2.9	1.9	100
南関東		0.9	11.8	17.0	38.2	26.4	4.2	1.4	100
中部	1.3	12.0	20.9	26.6	26.6	7.9	3.8	0.9	100
近畿	4.0	9.3	18.5	28.6	28.6	7.5	3.5		100
中国	0.9	24.3	44.9	18.7	10.3	0.9			100
四国	5.3	30.5	34.7	17.9	7.4	3.2	1.1		100
九州・沖縄	0.4	11.3	36.5	23.4	14.6	5.1	6.2	2.6	100
総計	1.9	14.4	28.6	22.1	20.8	8.3	3.0	0.9	100

注1) 75歳以上人口の指標とは、令和2(2020)年の75歳以上人口を100としたときの各年次の75歳以上人口の値のこと。

注2) 四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

表III-15 地域ブロック別0-14歳人口割合別市区町村数

(市区町村数)

ブロック	令和2(2020)年の0-14歳人口割合(%)								総計
	4未満	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16以上	
北海道	3	18	72	60	24	2			179
東北	5	22	67	86	28	5	1	214	
関東	2	1	18	65	145	69	14	2	316
北関東	2	1	4	22	50	20	5		104
南関東			14	43	95	49	9	2	212
中部	2	21	52	100	108	27	6	316	
近畿	3	5	19	29	73	75	18	5	227
中国			8	23	41	27	6	2	107
四国	2	16	28	30	16	3			95
九州・沖縄		2	16	81	89	44	42		274
総計	5	18	124	352	616	436	119	58	1,728

ブロック	令和17(2035)年の0-14歳人口割合(%)								総計
	4未満	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16以上	
北海道	4	26	66	65	16	2			179
東北	2	41	96	53	17	5			214
関東	3	38	69	111	73	19	2	1	316
北関東	3	15	33	36	12	5			104
南関東		23	36	75	61	14	2	1	212
中部	2	28	65	102	87	27	5		316
近畿	5	24	38	81	56	19	4		227
中国		10	22	40	19	14	2		107
四国	18	34	28	13	1	1			95
九州・沖縄	3	32	72	89	42	24	12		274
総計	16	188	422	552	370	129	38	13	1,728

ブロック	令和32(2050)年の0-14歳人口割合(%)								総計
	4未満	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16以上	
北海道	8	30	66	52	22	1			179
東北	9	56	93	40	11	5			214
関東	7	44	71	98	78	14	3	1	316
北関東	5	17	33	33	13	3			104
南関東	2	27	38	65	65	11	3	1	212
中部	5	32	60	106	78	29	5	1	316
近畿	10	31	39	74	50	20	3		227
中国		10	18	41	22	14	2		107
四国	6	16	34	24	13	1		1	95
九州・沖縄		5	29	68	84	54	22	12	274
総計	45	224	410	503	358	138	35	15	1,728

表III-16 地域ブロック別0-14歳人口割合別市区町村割合

ブロック	令和2(2020)年の0-14歳人口割合(%)								総計	(%)
	4未満	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16以上		
北海道		1.7	10.1	40.2	33.5	13.4	1.1		100	
東北		2.3	10.3	31.3	40.2	13.1	2.3	0.5	100	
関東	0.6	0.3	5.7	20.6	45.9	21.8	4.4	0.6	100	
北関東	1.9	1.0	3.8	21.2	48.1	19.2	4.8		100	
南関東			6.6	20.3	44.8	23.1	4.2	0.9	100	
中部		0.6	6.6	16.5	31.6	34.2	8.5	1.9	100	
近畿	1.3	2.2	8.4	12.8	32.2	33.0	7.9	2.2	100	
中国			7.5	21.5	38.3	25.2	5.6	1.9	100	
四国		2.1	16.8	29.5	31.6	16.8	3.2		100	
九州・沖縄			0.7	5.8	29.6	32.5	16.1	15.3	100	
総計	0.3	1.0	7.2	20.4	35.6	25.2	6.9	3.4	100	

ブロック	令和17(2035)年の0-14歳人口割合(%)								総計
	4未満	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16以上	
北海道	2.2	14.5	36.9	36.3	8.9	1.1			100
東北	0.9	19.2	44.9	24.8	7.9	2.3			100
関東	0.9	12.0	21.8	35.1	23.1	6.0	0.6	0.3	100
北関東	2.9	14.4	31.7	34.6	11.5	4.8			100
南関東		10.8	17.0	35.4	28.8	6.6	0.9	0.5	100
中部	0.6	8.9	20.6	32.3	27.5	8.5	1.6		100
近畿	2.2	10.6	16.7	35.7	24.7	8.4	1.8		100
中国		9.3	20.6	37.4	17.8	13.1	1.9		100
四国		18.9	35.8	29.5	13.7	1.1	1.1		100
九州・沖縄		1.1	11.7	26.3	32.5	15.3	8.8	4.4	100
総計	0.9	10.9	24.4	31.9	21.4	7.5	2.2	0.8	100

ブロック	令和32(2050)年の0-14歳人口割合(%)								総計
	4未満	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16以上	
北海道	4.5	16.8	36.9	29.1	12.3	0.6			100
東北	4.2	26.2	43.5	18.7	5.1	2.3			100
関東	2.2	13.9	22.5	31.0	24.7	4.4	0.9	0.3	100
北関東	4.8	16.3	31.7	31.7	12.5	2.9			100
南関東	0.9	12.7	17.9	30.7	30.7	5.2	1.4	0.5	100
中部	1.6	10.1	19.0	33.5	24.7	9.2	1.6	0.3	100
近畿	4.4	13.7	17.2	32.6	22.0	8.8	1.3		100
中国		9.3	16.8	38.3	20.6	13.1	1.9		100
四国	6.3	16.8	35.8	25.3	13.7	1.1		1.1	100
九州・沖縄		1.8	10.6	24.8	30.7	19.7	8.0	4.4	100
総計	2.6	13.0	23.7	29.1	20.7	8.0	2.0	0.9	100

注)四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

表III-17 地域ブロック別15-64歳人口割合別市区町村数

(市区町村数)

ブロック	令和2(2020)年の15-64歳人口割合(%)								総計
	40 未満	40~ 45	45~ 50	50~ 55	55~ 60	60~ 65	65~ 70	70 以上	
北海道		10	48	78	34	8	1		179
東北	3	12	53	89	43	14			214
関東	2	8	16	58	126	68	31	7	316
北関東	2	3	3	27	51	16	2		104
南関東		5	13	31	75	52	29	7	212
中部	3	15	44	84	114	49	7		316
近畿	5	12	27	52	97	33	1		227
中国	3	12	31	39	17	5			107
四国	5	17	30	24	17	2			95
九州・沖縄	2	17	75	94	55	30	1		274
総計	23	103	324	518	503	209	41	7	1,728

ブロック	令和17(2035)年の15-64歳人口割合(%)								総計
	40 未満	40~ 45	45~ 50	50~ 55	55~ 60	60~ 65	65~ 70	70 以上	
北海道	5	25	57	73	14	3	2		179
東北	16	53	72	42	28	3			214
関東	12	23	43	67	99	45	23	4	316
北関東	4	11	19	27	37	6			104
南関東	8	12	24	40	62	39	23	4	212
中部	17	36	69	76	88	30			316
近畿	21	27	36	59	73	10	1		227
中国	7	11	38	31	18	2			107
四国	15	25	20	23	11	1			95
九州・沖縄	15	43	82	71	55	8			274
総計	108	243	417	442	386	102	26	4	1,728

ブロック	令和32(2050)年の15-64歳人口割合(%)								総計
	40 未満	40~ 45	45~ 50	50~ 55	55~ 60	60~ 65	65~ 70	70 以上	
北海道	36	59	60	18	4	1	1		179
東北	83	71	37	21	2				214
関東	41	45	63	96	38	27	5	1	316
北関東	19	19	26	36	4				104
南関東	22	26	37	60	34	27	5	1	212
中部	53	71	81	86	24	1			316
近畿	49	45	62	62	9				227
中国	17	33	34	21	2				107
四国	41	22	21	9	2				95
九州・沖縄	50	78	77	61	8				274
総計	370	424	435	374	89	29	6	1	1,728

表III-18 地域ブロック別15-64歳人口割合別市区町村割合

(%)

ブロック	令和2(2020)年の15-64歳人口割合(%)								総計
	40 未満	40~ 45	45~ 50	50~ 55	55~ 60	60~ 65	65~ 70	70 以上	
北海道		5.6	26.8	43.6	19.0	4.5	0.6		100
東北	1.4	5.6	24.8	41.6	20.1	6.5			100
関東	0.6	2.5	5.1	18.4	39.9	21.5	9.8	2.2	100
北関東	1.9	2.9	2.9	26.0	49.0	15.4	1.9		100
南関東		2.4	6.1	14.6	35.4	24.5	13.7	3.3	100
中部	0.9	4.7	13.9	26.6	36.1	15.5	2.2		100
近畿	2.2	5.3	11.9	22.9	42.7	14.5	0.4		100
中国	2.8	11.2	29.0	36.4	15.9	4.7			100
四国	5.3	17.9	31.6	25.3	17.9	2.1			100
九州・沖縄	0.7	6.2	27.4	34.3	20.1	10.9	0.4		100
総計	1.3	6.0	18.8	30.0	29.1	12.1	2.4	0.4	100

ブロック	令和17(2035)年の15-64歳人口割合(%)								総計
	40 未満	40~ 45	45~ 50	50~ 55	55~ 60	60~ 65	65~ 70	70 以上	
北海道	2.8	14.0	31.8	40.8	7.8	1.7	1.1		100
東北	7.5	24.8	33.6	19.6	13.1	1.4			100
関東	3.8	7.3	13.6	21.2	31.3	14.2	7.3	1.3	100
北関東	3.8	10.6	18.3	26.0	35.6	5.8			100
南関東	3.8	5.7	11.3	18.9	29.2	18.4	10.8	1.9	100
中部	5.4	11.4	21.8	24.1	27.8	9.5			100
近畿	9.3	11.9	15.9	26.0	32.2	4.4	0.4		100
中国	6.5	10.3	35.5	29.0	16.8	1.9			100
四国	15.8	26.3	21.1	24.2	11.6	1.1			100
九州・沖縄	5.5	15.7	29.9	25.9	20.1	2.9			100
総計	6.3	14.1	24.1	25.6	22.3	5.9	1.5	0.2	100

ブロック	令和32(2050)年の15-64歳人口割合(%)								総計
	40 未満	40~ 45	45~ 50	50~ 55	55~ 60	60~ 65	65~ 70	70 以上	
北海道	20.1	33.0	33.5	10.1	2.2	0.6	0.6		100
東北	38.8	33.2	17.3	9.8	0.9				100
関東	13.0	14.2	19.9	30.4	12.0	8.5	1.6	0.3	100
北関東	18.3	18.3	25.0	34.6	3.8				100
南関東	10.4	12.3	17.5	28.3	16.0	12.7	2.4	0.5	100
中部	16.8	22.5	25.6	27.2	7.6	0.3			100
近畿	21.6	19.8	27.3	27.3	4.0				100
中国	15.9	30.8	31.8	19.6	1.9				100
四国	43.2	23.2	22.1	9.5	2.1				100
九州・沖縄	18.2	28.5	28.1	22.3	2.9				100
総計	21.4	24.5	25.2	21.6	5.2	1.7	0.3	0.1	100

注)四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

表III-19 地域ブロック別65歳以上人口割合別市区町村数

(市区町村数)

ブロック	令和2(2020)年の65歳以上人口割合(%)									総計
	20 未満	20~ 25	25~ 30	30~ 35	35~ 40	40~ 45	45~ 50	50~ 55	55 以上	
北海道		4	14	34	59	50	13	5		179
東北		5	22	38	78	48	15	5	3	214
関東	17	50	84	84	47	20	8	4	2	316
北関東	1	5	27	39	17	8	4	1	2	104
南関東	16	45	57	45	30	12	4	3		212
中部	6	26	77	84	57	39	18	8	1	316
近畿	3	11	71	55	38	22	14	8	5	227
中国		3	14	14	35	26	10	4	1	107
四国		1	6	20	19	19	21	6	3	95
九州・沖縄	6	32	38	57	73	54	10	4		274
総計	32	132	326	386	406	278	109	44	15	1,728

ブロック	令和17(2035)年の65歳以上人口割合(%)									総計
	20 未満	20~ 25	25~ 30	30~ 35	35~ 40	40~ 45	45~ 50	50~ 55	55 以上	
北海道			7	11	46	58	39	13	5	179
東北			5	24	28	48	57	37	15	214
関東	6	30	51	64	64	44	29	18	10	316
北関東	1	10	23	24	22	14	6	4	4	104
南関東	6	29	41	41	40	22	15	12	6	212
中部		8	38	66	71	59	38	24	12	316
近畿		3	19	63	46	36	24	18	18	227
中国			8	15	23	32	19	4	6	107
四国			2	11	17	16	22	15	12	95
九州・沖縄	6	42	35	57	66	43	19	6		274
総計	6	47	172	289	352	359	271	148	84	1,728

ブロック	令和32(2050)年の65歳以上人口割合(%)									総計
	20 未満	20~ 25	25~ 30	30~ 35	35~ 40	40~ 45	45~ 50	50~ 55	55 以上	
北海道		1	2	3	16	35	58	35	29	179
東北				3	16	28	42	55	70	214
関東	2	6	28	46	69	58	40	31	36	316
北関東				7	26	22	21	13	15	104
南関東	2	6	28	39	43	36	19	18	21	212
中部			3	41	64	68	53	46	41	316
近畿				21	50	48	37	30	41	227
中国				10	17	25	28	16	11	107
四国			1	1	11	19	9	25	29	95
九州・沖縄	1	7	37	50	65	52	42	20		274
総計	2	8	41	162	293	346	319	280	277	1,728

表III-20 地域ブロック別65歳以上人口割合別市区町村割合

ブロック	令和2（2020）年の65歳以上人口割合 (%)									総計
	20 未満	20～ 25	25～ 30	30～ 35	35～ 40	40～ 45	45～ 50	50～ 55	55 以上	
北海道		2.2	7.8	19.0	33.0	27.9	7.3	2.8		100
東北		2.3	10.3	17.8	36.4	22.4	7.0	2.3	1.4	100
関東	5.4	15.8	26.6	26.6	14.9	6.3	2.5	1.3	0.6	100
北関東	1.0	4.8	26.0	37.5	16.3	7.7	3.8	1.0	1.9	100
南関東	7.5	21.2	26.9	21.2	14.2	5.7	1.9	1.4		100
中部	1.9	8.2	24.4	26.6	18.0	12.3	5.7	2.5	0.3	100
近畿	1.3	4.8	31.3	24.2	16.7	9.7	6.2	3.5	2.2	100
中国		2.8	13.1	13.1	32.7	24.3	9.3	3.7	0.9	100
四国		1.1	6.3	21.1	20.0	20.0	22.1	6.3	3.2	100
九州・沖縄	2.2	11.7	13.9	20.8	26.6	19.7	3.6	1.5		100
総計	1.9	7.6	18.9	22.3	23.5	16.1	6.3	2.5	0.9	100

ブロック	令和17（2035）年の65歳以上人口割合 (%)									総計
	20 未満	20～ 25	25～ 30	30～ 35	35～ 40	40～ 45	45～ 50	50～ 55	55 以上	
北海道		3.9	6.1	25.7	32.4	21.8	7.3	2.8		100
東北		2.3	11.2	13.1	22.4	26.6	17.3	7.0		100
関東	1.9	9.5	16.1	20.3	20.3	13.9	9.2	5.7	3.2	100
北関東	1.0	9.6	22.1	23.1	21.2	13.5	5.8	3.8		100
南関東	2.8	13.7	19.3	19.3	18.9	10.4	7.1	5.7	2.8	100
中部		2.5	12.0	20.9	22.5	18.7	12.0	7.6	3.8	100
近畿		1.3	8.4	27.8	20.3	15.9	10.6	7.9	7.9	100
中国		7.5	14.0	21.5	29.9	17.8	3.7	5.6		100
四国		2.1	11.6	17.9	16.8	23.2	15.8	12.6		100
九州・沖縄	2.2	15.3	12.8	20.8	24.1	15.7	6.9	2.2		100
総計	0.3	2.7	10.0	16.7	20.4	20.8	15.7	8.6	4.9	100

ブロック	令和32（2050）年の65歳以上人口割合 (%)									総計
	20 未満	20～ 25	25～ 30	30～ 35	35～ 40	40～ 45	45～ 50	50～ 55	55 以上	
北海道		0.6	1.1	1.7	8.9	19.6	32.4	19.6	16.2	100
東北				1.4	7.5	13.1	19.6	25.7	32.7	100
関東	0.6	1.9	8.9	14.6	21.8	18.4	12.7	9.8	11.4	100
北関東				6.7	25.0	21.2	20.2	12.5	14.4	100
南関東	0.9	2.8	13.2	18.4	20.3	17.0	9.0	8.5	9.9	100
中部			0.9	13.0	20.3	21.5	16.8	14.6	13.0	100
近畿				9.3	22.0	21.1	16.3	13.2	18.1	100
中国				9.3	15.9	23.4	26.2	15.0	10.3	100
四国			1.1	1.1	11.6	20.0	9.5	26.3	30.5	100
九州・沖縄	0.4	2.6	13.5	18.2	23.7	19.0	15.3	7.3		100
総計	0.1	0.5	2.4	9.4	17.0	20.0	18.5	16.2	16.0	100

注) 四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

表III-21 地域ブロック別75歳以上人口割合別市区町村数

(市区町村数)

ブロック	令和2(2020)年の75歳以上人口割合(%)									総計
	15 未満	15~ 20	20~ 25	25~ 30	30~ 35	35~ 40	40~ 45	45~ 50	50 以上	
北海道	14	63	78	21	3					179
東北	29	73	85	21	4	2				214
関東	170	105	30	7	2	1	1			316
北関東	49	38	11	4		1	1			104
南関東	121	67	19	3	2					212
中部	90	132	59	26	8		1			316
近畿	71	92	36	18	8	2				227
中国	12	35	39	16	5					107
四国	7	31	23	26	5	3				95
九州・沖縄	78	100	75	21						274
総計	471	631	425	156	35	8	2			1,728

ブロック	令和17(2035)年の75歳以上人口割合(%)									総計
	15 未満	15~ 20	20~ 25	25~ 30	30~ 35	35~ 40	40~ 45	45~ 50	50 以上	
北海道	1	8	41	75	42	8	3	1		179
東北	1	16	34	60	74	20	8	1		214
関東	55	71	89	53	31	10	3	2	2	316
北関東	1	19	39	24	14	3	2			104
南関東	54	52	50	29	17	7	1	2		212
中部	21	68	93	71	39	18	4	2		316
近畿	5	68	55	44	26	17	7	4	1	227
中国	14	22	32	28	9	2				107
四国	6	19	20	22	21	6	1			95
九州・沖縄	12	47	61	78	58	13	4		1	274
総計	95	298	414	433	320	116	37	11	4	1,728

ブロック	令和32(2050)年の75歳以上人口割合(%)									総計
	15 未満	15~ 20	20~ 25	25~ 30	30~ 35	35~ 40	40~ 45	45~ 50	50 以上	
北海道	1	4	16	53	59	34	8	3	1	179
東北		3	20	41	63	55	26	4	2	214
関東	15	46	85	72	42	32	15	6	3	316
北関東		4	31	24	22	13	7	2	1	104
南関東	15	42	54	48	20	19	8	4	2	212
中部		24	73	93	57	48	17	3	1	316
近畿		7	54	64	44	25	18	9	6	227
中国		4	22	33	29	15	4			107
四国		1	11	22	21	21	15	4		95
九州・沖縄	3	27	67	78	63	27	8		1	274
総計	19	116	348	456	378	257	111	29	14	1,728

表III-22 地域ブロック別75歳以上人口割合別市区町村割合

(%)

ブロック	令和2(2020)年の75歳以上人口割合(%)									総計
	15 未満	15~ 20	20~ 25	25~ 30	30~ 35	35~ 40	40~ 45	45~ 50	50 以上	
北海道	7.8	35.2	43.6	11.7	1.7					100
東北	13.6	34.1	39.7	9.8	1.9	0.9				100
関東	53.8	33.2	9.5	2.2	0.6	0.3	0.3			100
北関東	47.1	36.5	10.6	3.8		1.0	1.0			100
南関東	57.1	31.6	9.0	1.4	0.9					100
中部	28.5	41.8	18.7	8.2	2.5		0.3			100
近畿	31.3	40.5	15.9	7.9	3.5	0.9				100
中国	11.2	32.7	36.4	15.0	4.7					100
四国	7.4	32.6	24.2	27.4	5.3	3.2				100
九州・沖縄	28.5	36.5	27.4	7.7						100
総計	27.3	36.5	24.6	9.0	2.0	0.5	0.1			100

ブロック	令和17(2035)年の75歳以上人口割合(%)									総計
	15 未満	15~ 20	20~ 25	25~ 30	30~ 35	35~ 40	40~ 45	45~ 50	50 以上	
北海道	0.6	4.5	22.9	41.9	23.5	4.5	1.7	0.6		100
東北	0.5	7.5	15.9	28.0	34.6	9.3	3.7	0.5		100
関東	17.4	22.5	28.2	16.8	9.8	3.2	0.9	0.6	0.6	100
北関東	1.0	18.3	37.5	23.1	13.5	2.9	1.9		1.9	100
南関東	25.5	24.5	23.6	13.7	8.0	3.3	0.5	0.9		100
中部	6.6	21.5	29.4	22.5	12.3	5.7	1.3	0.6		100
近畿	2.2	30.0	24.2	19.4	11.5	7.5	3.1	1.8	0.4	100
中国		13.1	20.6	29.9	26.2	8.4	1.9			100
四国		6.3	20.0	21.1	23.2	22.1	6.3	1.1		100
九州・沖縄	4.4	17.2	22.3	28.5	21.2	4.7	1.5		0.4	100
総計	5.5	17.2	24.0	25.1	18.5	6.7	2.1	0.6	0.2	100

ブロック	令和32(2050)年の75歳以上人口割合(%)									総計
	15 未満	15~ 20	20~ 25	25~ 30	30~ 35	35~ 40	40~ 45	45~ 50	50 以上	
北海道	0.6	2.2	8.9	29.6	33.0	19.0	4.5	1.7	0.6	100
東北		1.4	9.3	19.2	29.4	25.7	12.1	1.9	0.9	100
関東	4.7	14.6	26.9	22.8	13.3	10.1	4.7	1.9	0.9	100
北関東		3.8	29.8	23.1	21.2	12.5	6.7	1.9	1.0	100
南関東	7.1	19.8	25.5	22.6	9.4	9.0	3.8	1.9	0.9	100
中部		7.6	23.1	29.4	18.0	15.2	5.4	0.9	0.3	100
近畿		3.1	23.8	28.2	19.4	11.0	7.9	4.0	2.6	100
中国		3.7	20.6	30.8	27.1	14.0	3.7			100
四国		1.1	11.6	23.2	22.1	22.1	15.8	4.2		100
九州・沖縄	1.1	9.9	24.5	28.5	23.0	9.9	2.9		0.4	100
総計	1.1	6.7	20.1	26.4	21.9	14.9	6.4	1.7	0.8	100

注)四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

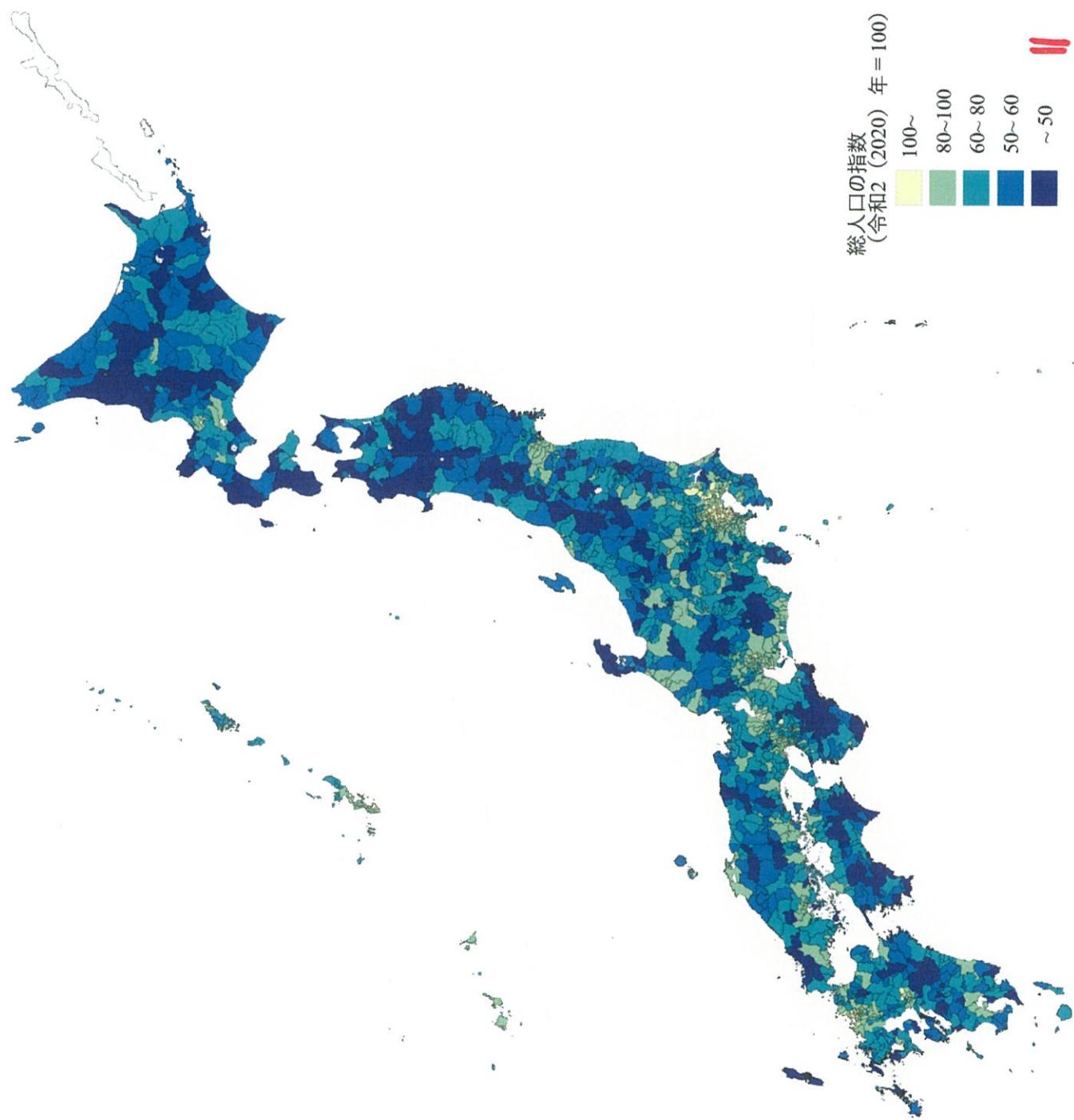


#### IV. 地図

地図一1 令和32年(2050)年の総人口の指數 (令和2(2020)年=100とした場合) .....	67
地図一2 令和32年(2050)年の0-14歳人口の指數 (令和2(2020)年=100とした場合) .....	68
地図一3 令和32年(2050)年の15-64歳人口の指數 (令和2(2020)年=100とした場合) .....	69
地図一4 令和32年(2050)年の65歳以上人口の指數 (令和2(2020)年=100とした場合) .....	70
地図一5 令和32年(2050)年の75歳以上人口の指數 (令和2(2020)年=100とした場合) .....	71

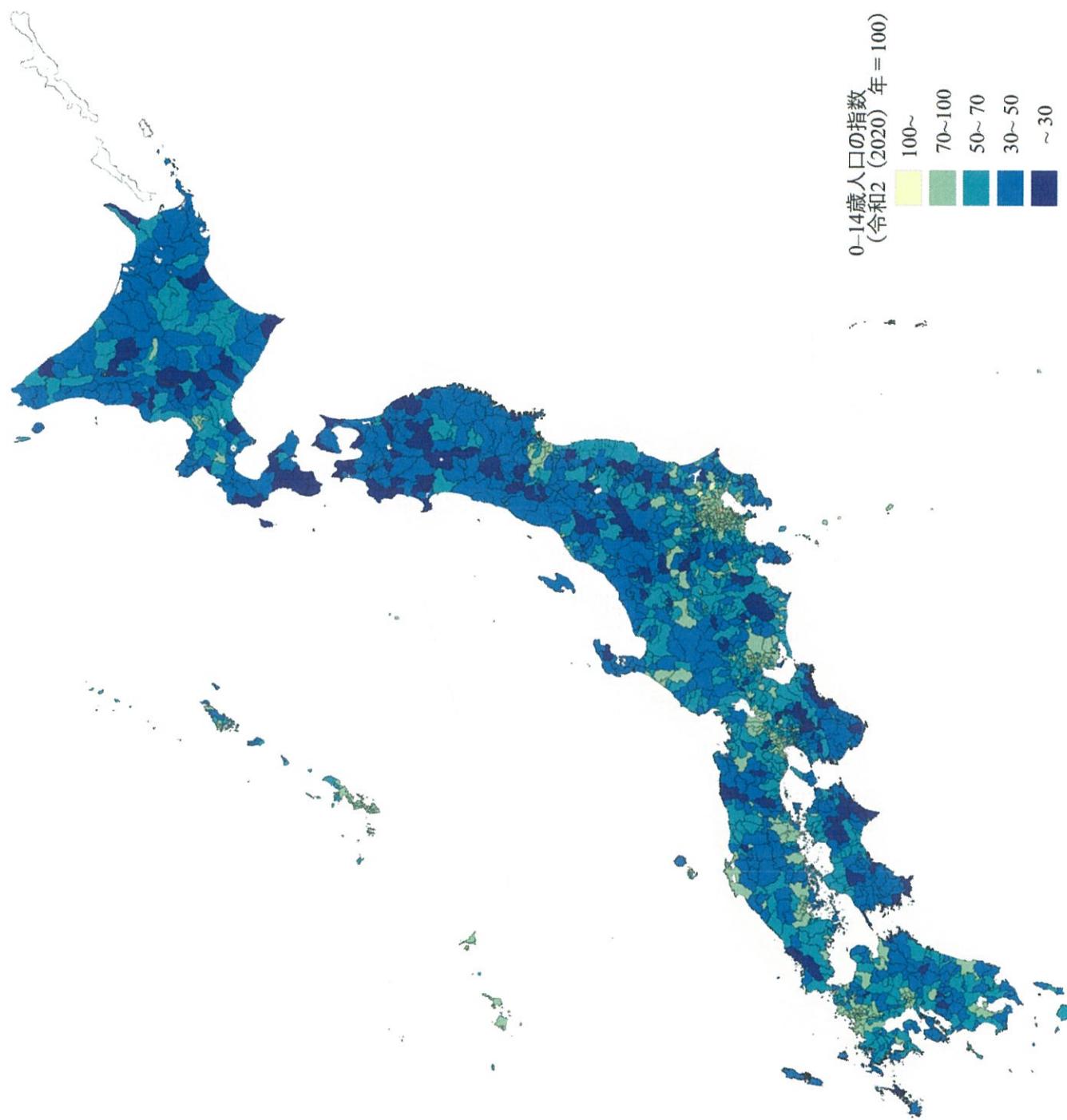


地図-1 令和32（2050）年の総人口の指標（令和2（2020）年=100とした場合）



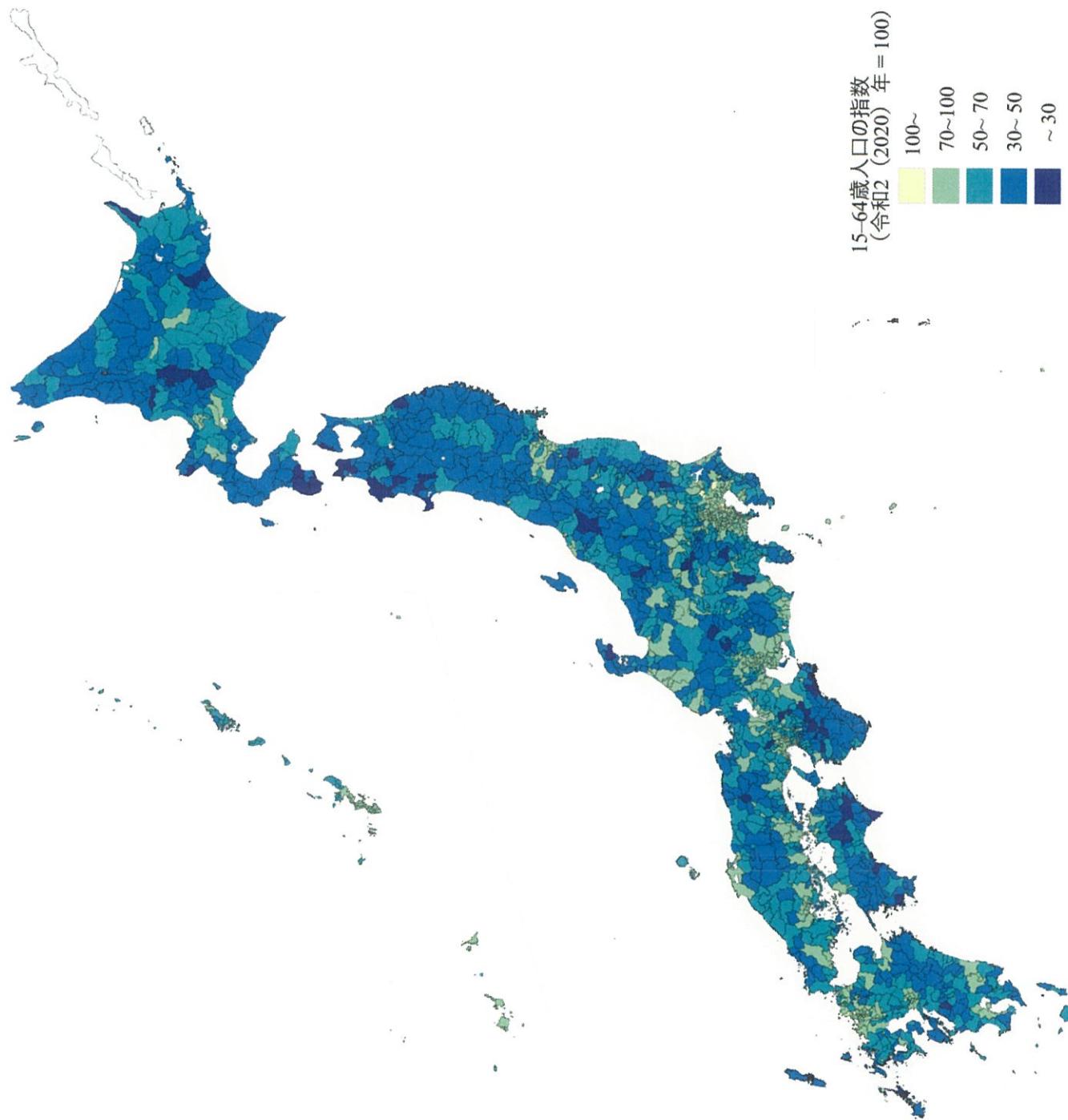
注) 指数とは、令和2（2020）年の総人口を100とした総人口の値のこと。

地図-2 令和32（2050）年の0-14歳人口の指標（令和2（2020）年=100とした場合）



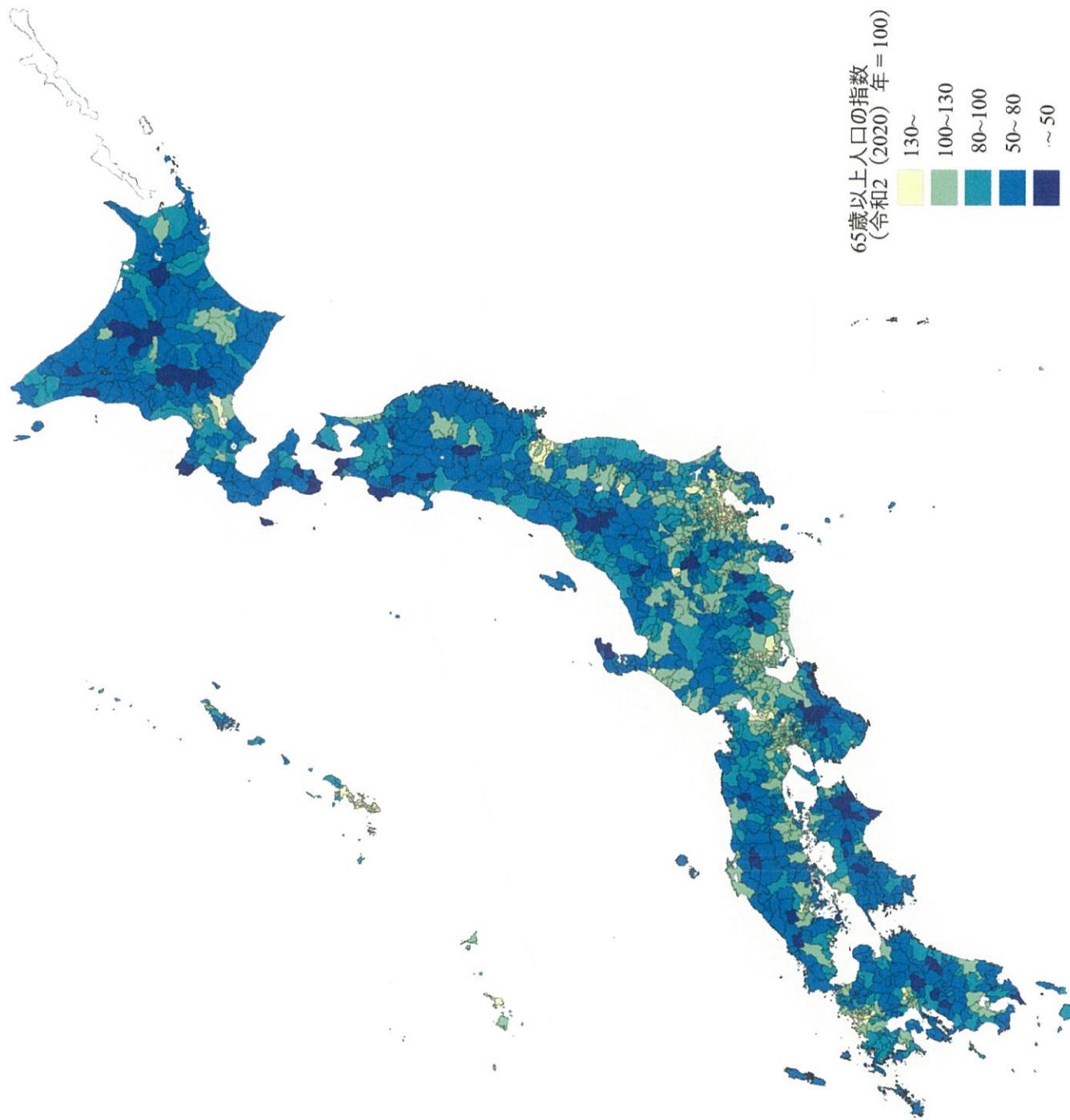
注) 指数とは、令和2（2020）年の0-14歳人口を100とした0-14歳人口の値のこと。

地図-3 令和32（2050）年の15–64歳人口の指標（令和2（2020）年=100とした場合）



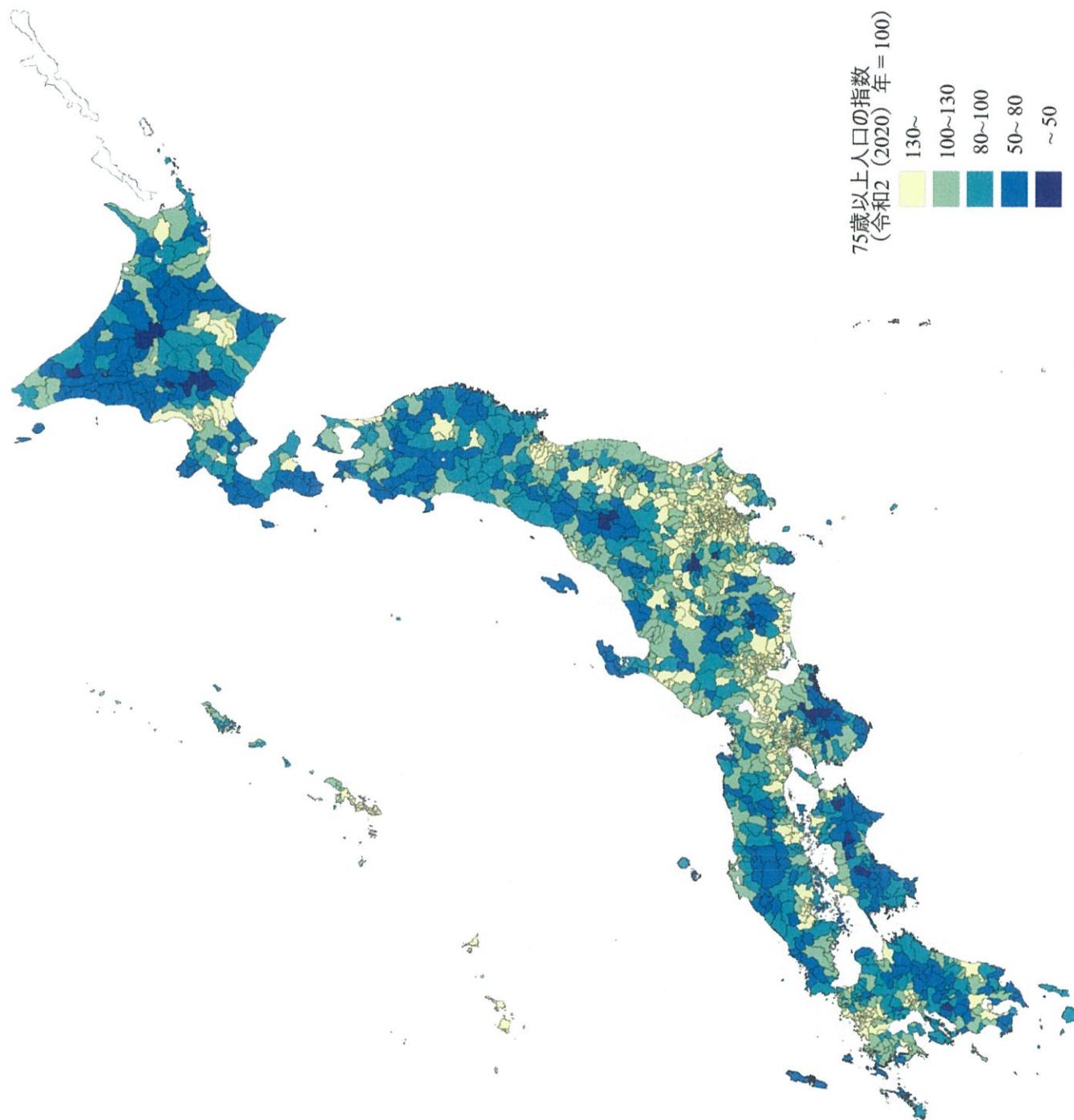
注) 指数とは、令和2（2020）年の15–64歳人口を100とした15–64歳人口の値のこと。

地図-4 令和32（2050）年の65歳以上人口の指數（令和2（2020）年=100とした場合）



注) 指数とは、令和2（2020）年の65歳以上人口を100とした65歳以上人口の値のこと。

地図-5 令和32（2050）年の75歳以上人口の指數（令和2（2020）年=100とした場合）



注) 指数とは、令和2（2020）年の75歳以上人口を100とした75歳以上人口の値のこと。





問合せ先：国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部  
電話 03（3595）2984 内線 4464・4461・4460

この資料は、国立社会保障・人口問題研究所のホームページに掲載されます。[\(https://www.ipss.go.jp/\)](https://www.ipss.go.jp/)

LIVE 大雨 各地のライブ映像

ニュースを検索

検索

## 天気予報・防災情報



詳細を見る

## 最新・注目の動画



動画一覧を見る

# 人口減少の日本 2050年にはどうなる 最新データからわかること

2023年12月22日 17時54分

少子高齢化が進む中、2050年には東京を除くすべての道府県で人口が今より減り、このうち2割は30%以上減るという推計を国の研究所がまとめました。

人口減少が進むペースに地域で差が出てくることが改めて浮き彫りとなりました。

(記事の後半に都道府県ごとの詳しいデータを掲載しています)

## 目次

注目

**2050年 東京以外 すべての道府県で人口減少**

市区町村別 全体の96%の自治体で減少

目次を開く

注目

→

## ソーシャルランキング

この2時間のSNS投稿が多い記事です



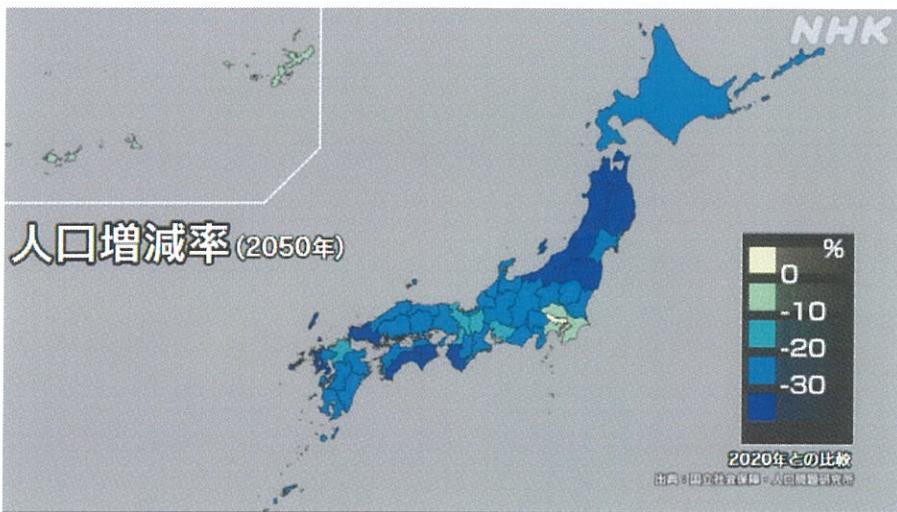
- 1 介護事業者の倒産が過去最多に
- 2 東京 葛飾 70代男性 粘着テープで縛られる けがも 1人を確保
- 3 松山市付近で記録的な大雨 安全の確保を
- 4 松山市内10地区の10万161世帯に緊急安全確保 洪水のおそれ
- 5 在留資格ない外国人の子ども 行動制限を緩和 出入국在留管理厅

[ソーシャルランクイング一覧を見る](#)

## アクセスランキング

この24時間に多く読まれている記事です

## 2050年 東京以外 すべての道府県で人口減少



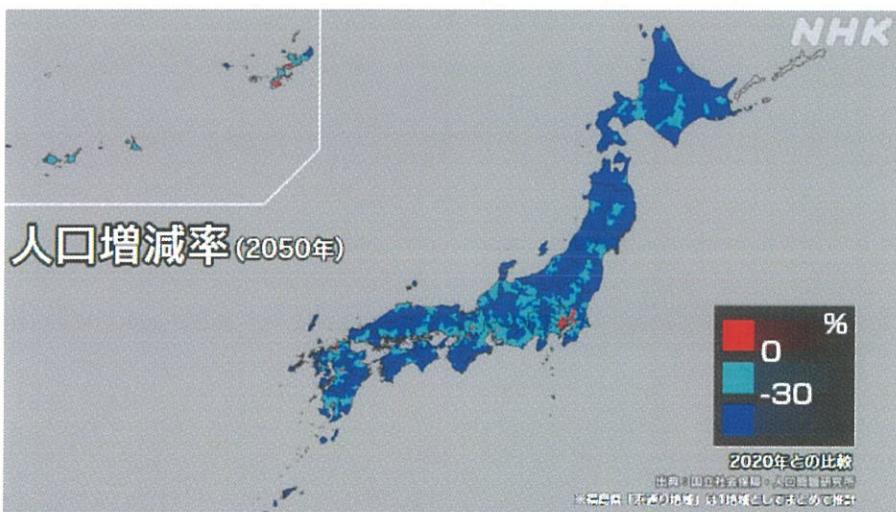
「国立社会保障・人口問題研究所」は5年ごとに人口の将来推計をまとめている、今回は3年前、2020年の国勢調査の結果をもとに、自治体別の推計を公表しました。

それによりますと、**2050年には日本の人口は1億400万人余りになり、東京を除くすべての道府県で2020年より減少する見通しです。**

2050年までの30年間で人口の減少率が最も大きいのは

- ▽秋田で42%、
- ▽青森が39%、
- ▽岩手と高知が35%などとなっていて、  
全体の2割にあたる**11の県**では30%以上減少する見通しです。

## 市区町村別 全体の96%の自治体で減少



市区町村別でみると、全体の96%の自治体で2050年の人口が2020年より減少し、6割の自治体では人口が30%以上減ると推計されています。



- 1 九州北部 中国 四国で大雨 土砂災害に厳重警戒 前線は東に移動
- 2 三笠宮家の彬子さま プリンセスの素顔
- 3 九州北部で激しい雨 西・東日本で大雨のおそれ 警戒必要
- 4 東海道・山陽新幹線 東京一博多全線で運転再開 列車に遅れ
- 5 三井住友信託銀行 社員がインサイダー取引疑い 社長が陳謝

[アクセスランキング一覧を見る](#)

### 新着ニュース

長崎県内に出ていた避難指示 すべて解除 13時41分

松山市内10地区の10万161世帯に緊急安全確保 洪水のおそれ 13時37分

京都 福知山 牧川が氾濫危険水位を超える 13時32分

日本シリーズ第6戦は雨のため中止 あす3日に順延 13時19分

[新着ニュース一覧を見る](#)

### 地域発ニュース

首都圏のニュース 首都圏

東京 葛飾区 70代男性 粘着テープで縛られる 1人を確保 12時38分

関東甲信 2日夜遅くにかけ 局地的に非常に激しい雨のおそれ

▶ 11時31分

埼玉と山梨でひき逃げか それぞれ女性と男性が死亡

▶ 11時14分

[地域ニュース一覧を見る](#)

## 各地で高齢化進む 秋田は半数が65歳以上に

地図から選ぶ



また、各地で高齢化も進みます。

全体の人口に占める65歳以上の割合は、

- ▽秋田が最も高く50%と半数を占めるほか
- ▽青森で48%
- ▽岩手で46%などとなる見通しです。

65歳以上の人口の増加率は多い順に

- ▽沖縄が41%
- ▽東京が33%
- ▽神奈川が26%などとなっていて、大都市圏と沖縄では増加するとしています。

ただ、大都市圏以外の多くの地域では65歳以上の人口が減少に転じ、市区町村別では7割の自治体で65歳以上の人口が減ると推計しています。

研究所は、前回5年前の推計に比べると、大都市圏を中心に人口減少のペースが緩やかになっているとしていますが、今後、地方では高齢者も減少し、人口減少が進むペースに地域によって差が出てくることが改めて浮き彫りとなりました。

## 専門家「人口規模に見合うよう サービス見直すきっかけに」

人口問題に詳しい日本総合研究所の藤波匠 上席主任研究員は、次のように指摘しています。



関連ニュース **能登半島地震 最新情報**

関連ニュース **フェイク対策**

特設サイト **感染症データと医療・健康情報**

特設サイト **ウクライナ情勢**

特設サイト **スペシャルコンテンツ一覧**

**日本総合研究所 藤波匠 上席主任研究員**

「東京など大都市では人口が維持され、一方、地方では人口が激しく減少する両極端の推計になっている。特に人口減少のペースが早い地域は、これまで使っていたインフラや公共交通機関が過剰なサービスにならないか、人口の規模に見合うよう見直すべききっかけにしていくべきだ。一方で、高齢者を中心に地方で暮らす人の生活の質が落ちないようにすることも課題となる」

さらに、地方の人口減少を止めるためには企業の役割が重要だと指摘します。

「若い世代が一方的に地方から流出してしまう状況を食い止めるためには、企業の役割は非常に重要で、新たな投資を行って地域で事業を継続・発展させ、雇用を生み出していくことが必要だ。特に今は女性の東京への流入が多く、今後、想定以上に子どもが減る地域が出てくることも考えられる。女性の雇用をどう生み出していくか地域で問題意識を共有して、行政も民間企業も地域全体で考え、対応していくことが必要なのではないか」

注目

**各都道府県の詳細**

全国で深刻化する人口減少や少子高齢化。

各地の状況はどうなっているのか、地域ごとに詳しくまとめました。

## 北海道



2020年には522万人余りでしたが、2050年には382万人となる見込みです。

人口の減少に伴い2050年には、すべての市区町村のうち、3分の2を上回る122の自治体で人口が5000人未満となります。

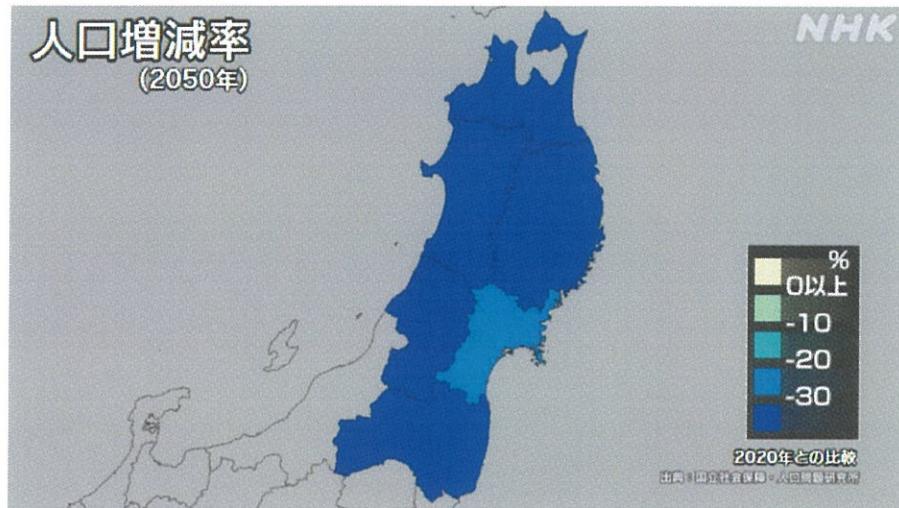
15歳から64歳までの生産年齢人口は、2020年のおよそ299万人から減少を続け2050年には186万人余りとなります。



また65歳以上の高齢者の割合は増加を続け、2050年には42.6%となります。

一方、高齢者の人口でみると、2020年のおよそ168万人から2040年にはおよそ172万人余りに増加しますが、その後は減少を続け、2050年にはおよそ163万人となります。

## 東北地方



人口減少が全国で最も急速に進むことが見込まれていて、東北地方全体の人口は2050年には2020年の7割未満にまで減少します。

このうち、秋田県は全国で最も人口減少が急速に進み、2020年は96万人ですが、2050年には56万人となります。

同様に、ほかの県の人口を2020年と2050年で比べると、

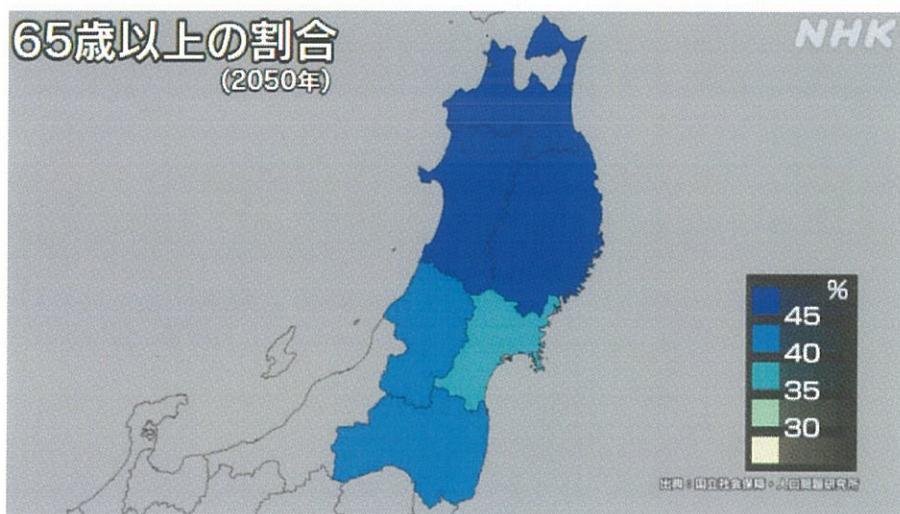
▽青森県がおよそ124万人から75万人余りに

▽岩手県が121万人余りから78万人余りに

▽宮城県が230万人余りから183万人に

▽山形県がおよそ107万人から71万人余りに

▽福島県が183万人余りから124万人余りになります。

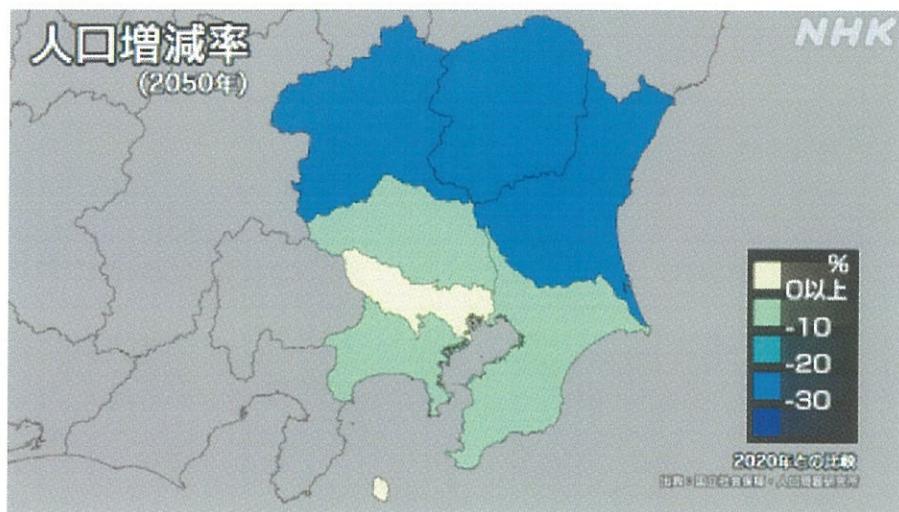


また、すべての県で65歳以上の高齢者の割合の増加が続きます。

このうち、秋田県では2050年に全人口のおよそ半数にあたる49.9%が高齢者となります。

このほか、宮城県以外の5つの県で2040年には高齢者の割合が40%以上となります。

## 関東地方



東京都を除くすべての県で2020年から2050年にかけて人口が減少し続けます。

▽茨城県が286万人余りから224万人余りに

▽栃木県が193万人余りから150万人余りに

▽群馬県がおよそ194万人から152万人余りに

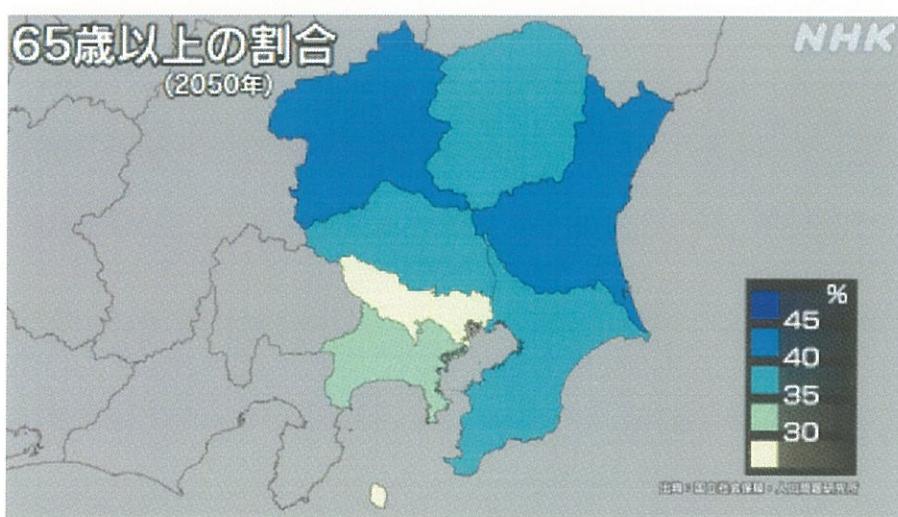
▽埼玉県が734万人余りから663万人余りに

▽千葉県が628万人余りから569万人に

▽神奈川県が923万人余りから852万人余りになります。

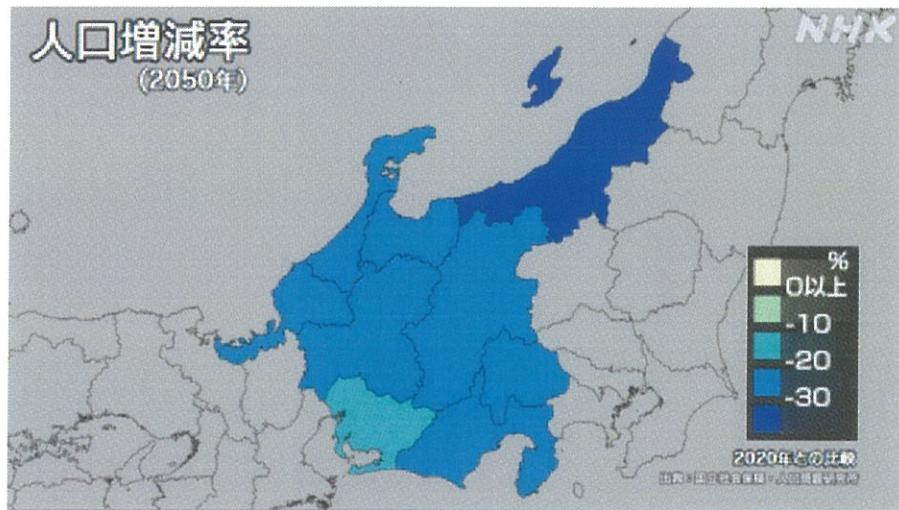
▽東京都は2020年のおよそ1405万人から、2035年にはおよそ1446万人に増加します。

しかし、その後は減少に転じ、2050年にはおよそ1440万人となります。



また、65歳以上の高齢者の割合はすべての都県で増加が続きますが、東京都以外の県では、2045年から2050年にかけて高齢者の人口も減少に転じます。

## 中部地方



すべての県で2020年から2050年にかけて人口が減少し続けます。

▽新潟県が220万人余りから152万人余りに

▽富山県が103万人余りから76万人余りに

▽石川県が113万人余りから89万人余りに

▽福井県が76万人余りから57万人余りに

▽山梨県が81万人から61万人余りに

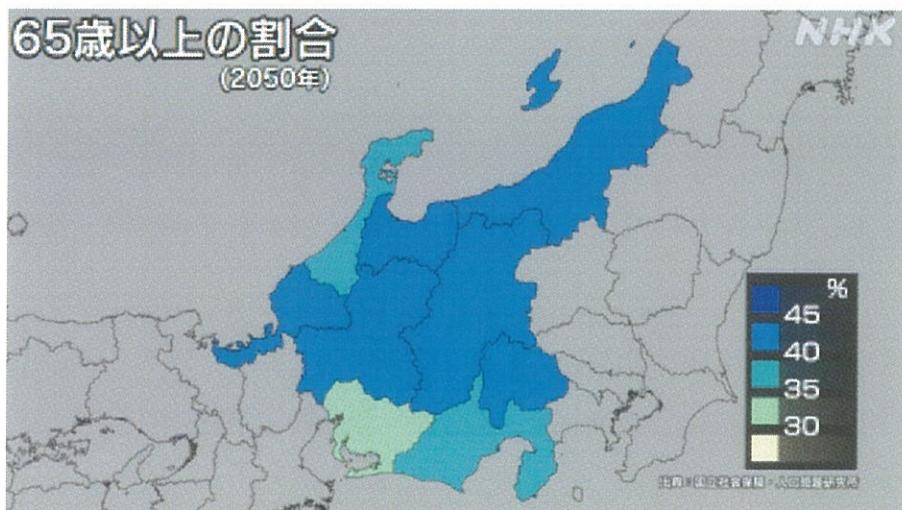
▽長野県がおよそ205万人から158万人余りに

▽岐阜県がおよそ198万人からおよそ147万人に

▽静岡県が363万人余りからおよそ283万人に

▽愛知県が754万人余りから667万人余りになります

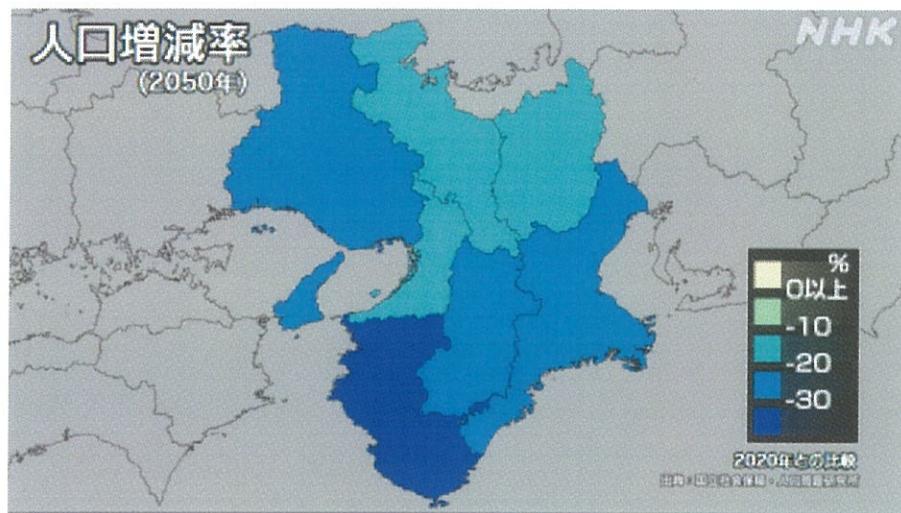
このうち、愛知県を除くすべての県では2020年と比べて2050年の人口が8割未満まで減少します。



また、65歳以上の高齢者の割合はすべての県で増加が続けます。

高齢者の人口は愛知県では2020年から2050年まで一貫して増加しますが、その他のすべての県では2040年以降は減少が続けます。

## 近畿地方



すべての府県で2020年から2050年にかけて人口が減少し続けます。

▽三重県が177万人から134万人余りに

▽滋賀県が141万人余りから122万人余りに

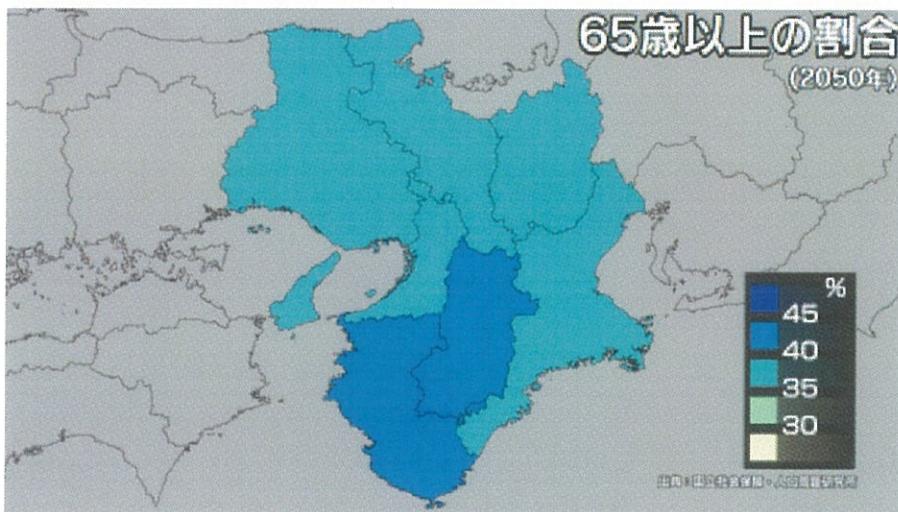
▽京都府がおよそ258万人から207万人余りに

▽大阪府がおよそ884万人から726万人余りに

▽兵庫県が546万人余りからおよそ436万人余りに

▽奈良県が132万人余りから95万人に

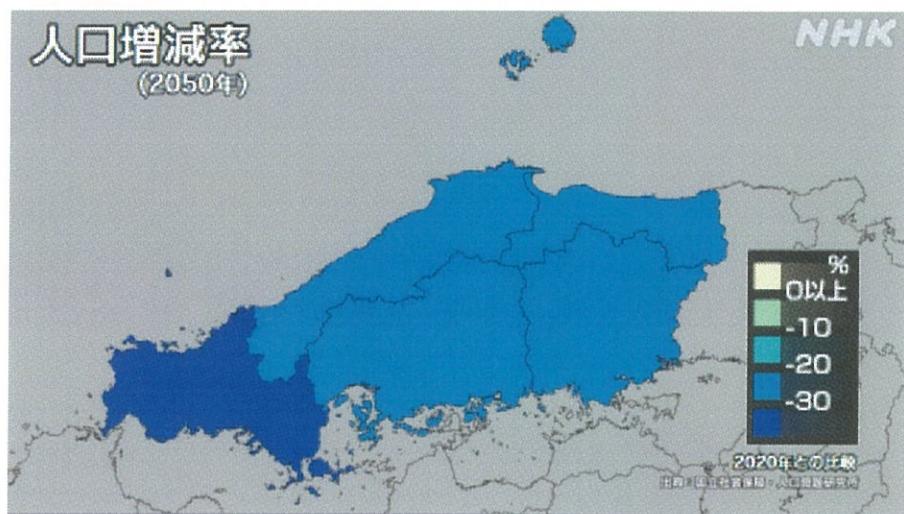
▽和歌山県が92万に余りから63万人余りになります。



また、65歳以上の高齢者の割合はすべての府県で増加が続けます。

高齢者の人口は和歌山県では2020年以降減少傾向が続きますが、その他の府県では2045年から2050年にかけて減少に転じます。

## 中国地方



すべての県で2020年から2050年にかけて人口が減少し続けます。

▽鳥取県が55万人余りから40万人余りに

▽島根県が67万人余りから49万人余りに

▽岡山県がおよそ189万人から151万人に

▽広島県が280万人から223万人に

▽山口県が134万人から92万人余りになります。



また、65歳以上の高齢者の割合はすべての県で増加が続けます。

一方、高齢者の人口をみると、島根県と山口県では、2020年から2050年にかけて一貫して減少し続けます。

## 四国地方



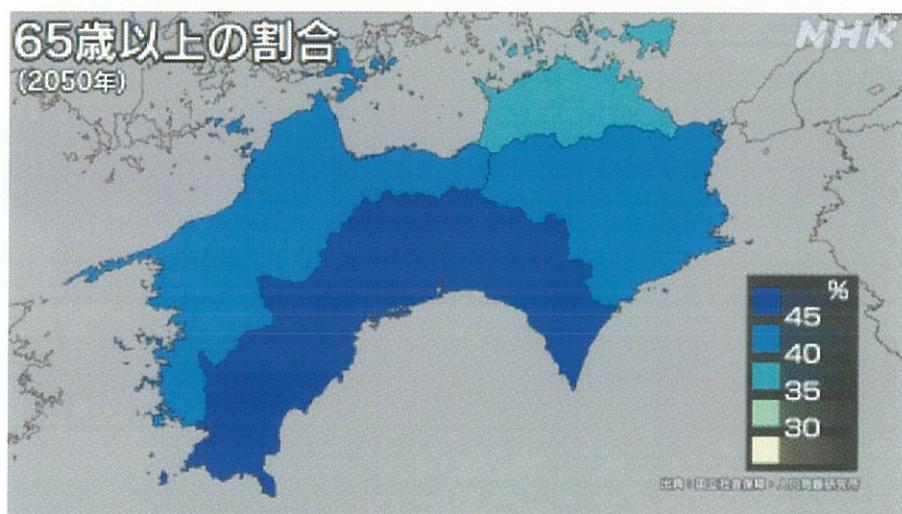
全国に占める人口が最も少ない地域ですが、すべての県で2020年から2050年にかけて人口が減少し続けます。

▽徳島県が72万人から48万人余りに

▽香川県が95万人から72万人余りに

▽愛媛県が133万人余りから94万人余りに

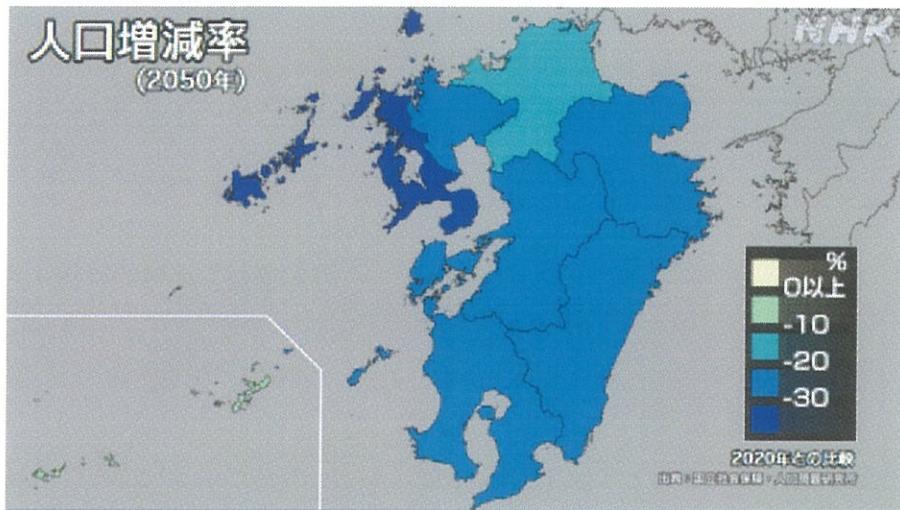
▽高知県が69万人余りから45万人余りになり、2050年にはすべての県で人口が100万人を下回る見込みです。



また、65歳以上の高齢者の割合はすべての県で増加が続きます。

一方、高齢者の人口をみると、高知県では一貫して減少し続けるほか、2020年と2050年を比べるとすべての県で高齢者の人口が減ります。

## 九州・沖縄地方



すべての県で2020年から2050年にかけて人口が減少し続けます。

▽福岡県が513万人余りからおよそ448万人に

▽佐賀県が81万人余りから62万人余りに

▽長崎県が131万人余りからおよそ87万人に

▽熊本県がおよそ174万人から135万人余りに

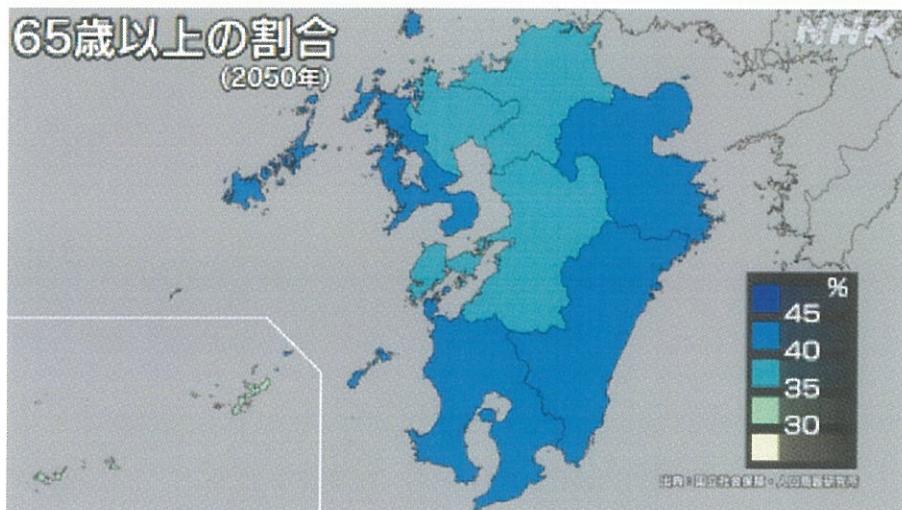
▽大分県が112万人余りから84万人余りに

▽宮崎県が107万人から79万人余りに

▽鹿児島県がおよそ159万人から117万人余りに

▽沖縄県が146万人余りから139万人余りになります。

このうち沖縄県では、2020年の時点では人口全体に占める0歳から14歳までの人数の割合が全国で最も高い16.6%ですが、今後は減少を続け、2050年にはおよそ3ポイント減少して13.8%となります。



また、65歳以上の高齢者の割合はすべての県で増加が続けます。

沖縄県では2020年から2050年にかけて増加が続くほか、福岡県では2045年から減少に転じます。

そのほかの県では2020年以降減少傾向が続きます。

[社会ニュース一覧へ戻る](#)

シェアする   